

平成29年 3 月定例会 総務文教常任委員会記録

平成29年 3 月14日 (火)

平成29年 3 月16日 (木)

平成29年 3 月17日 (金)

平成29年 3 月21日 (火)

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

平成29年 3 月14日 (火)	7 頁
平成29年 3 月16日 (木)	75頁
平成29年 3 月17日 (金)	143頁
平成29年 3 月21日 (火)	193頁

平成29年3月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	3月14日(火)	<p>開会</p> <p>審査日程決定</p> <p>議案審査(総務部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(企画政策部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(教育委員会事務局)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第1号</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p>
第2日	3月16日(木)	<p>議案審査(総務部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第8号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第1号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(企画政策部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第8号</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第7号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第3日	3月17日(金)	<p>議案審査(教育委員会事務局)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第8号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>

日次	月日	摘要
第4日	3月21日(火)	<p>現地視察 田代中学校</p> <p>自由討議</p> <p>議案審査 議案乙第8号 議案甲第1号、議案甲第7号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>報告（総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課） 組織機構の見直しについて 鳥栖市学校給食センター被災検証委員会 2月・3月の 状況報告</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成29年3月13日付託]

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) [可決]

[平成29年3月14日 委員会議決]

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案甲第1号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について [可決]

[平成29年3月21日 委員会議決]

2 報告

組織機構の見直しについて(総務部総務課)

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会 2月・3月の状況報告

(教育委員会事務局教育総務課)

平成29年 3 月14日 (火)

1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長		石丸	健一
総務課長補佐兼秘書係長		鹿毛	晃之
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課文書法制係長		江下	剛
総務課職員係長		山本	英規
財政課	長	姉川	勝之
財政課財政係長		秋山	政樹
契約管財課	長	三橋	和之
契約管財課管財係長		庄山	裕一
契約管財課管財担当係長		中嶋	浩一
契約管財課長補佐兼契約検査係長		森山	信二
会計管理者兼出納室長		松隈	久雄
出納室長補佐兼審査出納係長		武富	美津子
選挙管理委員会事務局次長		立石	光顕
監査委員事務局長		岡本	昭徳
監査委員事務局次長		飛松	研二
議会事務局	長	緒方	心一
議会事務局次長兼庶務係長		橋本	千春

議会事務局議事調査係長 横尾 光晴

企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 松 雪 努

総合政策課政策推進係長兼地方創生推進係長 田 中 秀 信

まちづくり推進課長 藤 川 博 一

まちづくり推進課長補佐兼都市整備係長 実 本 和 彦

情報政策課長 古 澤 哲 也

情報政策課情報政策係長 楠 和 久

情報政策課広報統計係長 熊 田 吉 孝

教 育 長 天 野 昌 明

教 育 次 長 園 木 一 博

教 育 総 務 課 長 江 寄 充 伸

教 育 総 務 課 総 務 係 長 原 祥 雄

学 校 教 育 課 長 柴 田 昌 範

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 木 村 嘉 身

学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事 中 島 達 也

学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長 豊 増 秀 文

学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長 有 馬 秀 雄

生涯学習課長兼図書館長 佐 藤 敦 美

生涯学習課参事 山 津 和 也

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 高 松 隆 次

生涯学習課文化財係長 久 山 高 史

生涯学習課図書係長 栗 山 英 規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

それでは、現地視察について希望等あれば副委員長のほうでまとめたいと思いますので、それではよろしくごさいますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、希望等あれば受けたいと思います。

なお、なければ21日の現地視察は行わず、自由討議、総括、採決ということになります。御了承をお願いします。

それでは、現地視察は以上のとおりさせていただきたいと思います。

総務部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時1分休憩

oo

午前10時3分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

oo

総務部

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

古賀和仁委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第1号の1議案であります。

それでは、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

皆さんおはようございます。

それでは、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部関係について御説明させていただきます。

なお、説明は総務文教常任委員会資料及び総務文教常任委員会参考資料により行います。

まず、総務文教常任委員会資料、1ページ目をお願いいたします。

平成28年度3月補正予算概要といたしまして、歳入について御説明させていただきます。

まず、一番上の款の2 地方譲与税、項の1 地方揮発油譲与税につきましては、本年度決算見込みにより200万円の増額をいたしております。

続きまして、款の3 利子割交付金につきましては、本年度決算見込みにより200万円の減額をいたしております。

次に、款の6 地方消費税交付金につきましては、本年度決算見込みにより4,000万円の減額をいたしております。

次に、款の7 ゴルフ場利用税交付金につきましては、本年度決算見込みによる減額をいたしております。

次に、款の8 自動車取得税交付金につきましては、本年度決算見込みにより1,000万円の増額をいたしております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

款の9 国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、額の確定による471万3,000円の増額をいたしております。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料につきましては、電柱敷地料等の決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款15. 国庫支出金、項3. 委託金、目1. 総務費委託金、節1. 総務管理費委託金2,000円は、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

その下の、款16. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節1. 総務管理費委託金13万4,000円は、2月に配布いたしました原子力広報紙に係る県委託金でございます。

節4. 選挙費委託金は、平成28年7月10日に実施されました参議院議員通常選挙の委託金の確定に伴います減額補正でございます。

姉川勝之財政課長

次に、資料の3ページ目をお願いいたします。

款の17財産収入、項の1財産運用収入、目の2利子及び配当金85万4,000円の補正をお願いします。
するものでございます。

内訳といたしましては、財政調整基金利子の決算見込みによる18万3,000円の増額、減債基金利子の決算見込みによる5万5,000円の減額、退職手当基金利子の決算見込みによる48万1,000円の増額、公共施設整備基金利子の決算見込みによる19万3,000円の増額、土地開発基金利子の決算見込みによる5万2,000円の増額を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、款18. 寄附金、項1. 寄附金……

〔録音機器の不調により議事を記録することができなかった〕

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前10時7分休憩

oo

午前10時12分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

3ページの中ほどでございます。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 総務費寄附金、節1. 総務管理費寄附金は、ふるさと寄附金等でございます。

決算見込みにより1,450万円の減額補正をいたしております。

姉川勝之財政課長

続きまして、款の19繰入金、項の1基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金につきましては、2億5,217万6,000円の繰り戻しを行っております。繰入金の減額補正として繰り戻しを行うものでございます。

基金の現在高につきましては、参考資料 1 ページ目を御参照いただければと思います。
次に、下段の款の21諸収入、項の 5 収益事業収入、目の 1 競馬事業収入でございます。
こちらは1,000円の減額補正を行っております。競馬事業収入の見込みによるものでござい
ます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、4 ページをお願いいたします。

項 6. 雑入、目 4. 雑入、節 3. 消防雑入につきましては、消防団員の退職報償金等でご
ざいまして、共済基金からの受け入れ額の見込みにより減額補正をいたしております。

次に、節 4. 雑入のうち、総務課関係分の主なものといたしましては——真ん中付近でご
ざいますけれども——災害派遣職員経費負担金、こちらのほうは、平成28年度に気仙沼市へ
派遣した職員の給料等の経費について気仙沼市から負担金を受け入れるものでございます。

その下の、退職手当企業会計負担金は、今年度退職者のうち、企業に在籍した者の在職期
間中分の退職手当の負担金を受け入れたものが主なものでございます。

姉川勝之財政課長

同じく、雑入の分で財政課分について申し上げます。

資料 4 ページの下から 4 番目をお願いします。

競馬事業雑入として100万円、その下の、新市町村振興宝くじオータムジャンボの分です。
それと、市町村振興宝くじサマージャンボ分の収益金の交付金の確定に伴う補正を行ってい
るものでございます。

続きまして、資料の 5 ページ目をお願いいたします。

款の22市債、項の 1 市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明
することとしておりますが、一括して御報告させていただきます。

参考資料の 2 ページ目から 4 ページ目とあわせてごらんください。

まず、目の 3 土木債でございます。

節の 1 の道路橋梁債220万円の減額は、道路改良事業の決算見込みによるものでございます。

次に、節の 2 住宅債の10万円の減額も公営住宅改善事業の決算見込みによる減額補正でご
ざいます。

次に、目の 4 消防債でございます。

節の 1 消防債110万円の減額は、防災基盤整備事業の決算見込みによる減額補正でございま
す。

次に、目の 5 教育債につきましては、まず節の 1 小学校債 1 億7,500万円の補正は、国の補

正予算に係る小学校屋内運動場非構造部材改修事業及びトイレ改修事業に伴うものと鳥栖小学校屋外トイレ改築事業の決算見込みによるものでございます。

次に、節の２中学校債２億２,９７０万円の補正は、国の補正予算に係る中学校屋内運動場非構造部材改修事業、トイレ改修事業及び田代中学校屋内運動場大規模改造事業に伴うものと田代中学校普通教室棟大規模改造事業の決算見込みによるものでございます。

次に、目の７災害復旧債、節の１教育施設災害復旧債１,０８０万円の減額は、学校給食センターに係るものでございます。

次に、節の２農林水産施設災害復旧債１０万円の減額及び６ページ目の一番上の節の３土木施設災害復旧債６０万円の減額は、平成２８年度発生災害復旧事業の決算見込みに伴うものでございます。

次に、目の８農林水産業債、節の１農業債１,２００万円の補正は、県営水利施設整備事業によるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料７ページをお願いいたします。

款１．議会費、項１．議会費、目１．議会費でございます。

節３．職員手当等から節１９．負担金、補助及び交付金までにつきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

主なものといたしまして、節９．旅費につきましては、常任委員会、議会運営委員会等の行政視察や議長会関係旅費、職員の随行旅費及び本会議、委員会等の出席費用弁償の決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、８ページをお願いいたします。

款２．総務費、項１．総務管理費、目１．一般管理費でございます。

主なものといたしましては、節２．給料１３０万９,０００円の減額補正、節４．共済費５０１万８,０００円の減額補正につきましては、特別職２人及び総務部等職員６６人分の計６８人分の決算見込みに伴います人件費の補正でございます。

節３．職員手当等は、退職者の増に伴います退職手当３,１０１万円の増、時間外手当９７８万円などにより２,１５５万円を補正いたしております。

節７．賃金から次のページ、９ページの節２５．積立金までは、各節ともそれぞれ決算見込

みに伴います補正でございます。

このうち8ページの、節9. 旅費、それから節11. 需用費、9ページの節19. 負担金、補助及び交付金の減額補正の主な理由といたしましては、熊本地震に伴います被災地支援事業の実績に基づく減額分でございます。

また、8ページでございますけれども、節8. 報償費、節12. 役務費、節13. 委託料の減額補正の主な理由といたしましては、ふるさと寄附金の減額補正に伴います経費の減額分でございます。

次に、目2. 秘書費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込みに伴うものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、目の5財政管理費につきましては、各節とも予算編成等に係る経費の本年度決算見込みによる補正を行うものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

10ページをお願いいたします。

目の7財産管理費、節12. 役務費の自動車保険料、その下、節13. 委託料、節14. 使用料及び賃借料、節15. 工事請負費、節18. 備品購入費、節27. 公課費につきましては、いずれも決算見込み、入札残などの執行額の確定に伴います減額補正でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、目の12財政調整基金費、節の25積立金でございます。

運用利息等決算見込みにより512万8,000円を積み立てるものでございます。

次に、目の13公共施設整備基金積立金につきましては、預金利子と任意の積立分といたしまして1億19万3,000円を積み立てるものでございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、11ページをお願いいたします。

項4. 選挙費、目1. 選挙管理委員会費及び目2. 選挙啓発費につきましては、各節とも決算見込みに伴います減額補正でございます。

11、12ページの目3. 参議院議員選挙費につきましては、各節とも経費の確定に伴います減額補正でございます。

岡本昭徳監査委員事務局長

続きまして、同じく12ページの下段をお願いいたします。

項6. 監査委員費、目1. 監査委員費でございます。

節3. 職員手当等につきましては、事務局職員3名分の職員手当の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節9. 旅費と節14. 使用料及び賃借料につきましては、決算見込みなどによる減額補正でございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、13ページをお願いいたします。

款9. 消防費でございます。

目1. 総務管理費及び目2. 非常備消防費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込みに伴います減額補正でございます。

このうち目2の節8. 報償費は、消防団員の退団が少なかったことによります退職報奨金の減額が主なものでございます。

次の、14ページをお願いいたします。

目3. 消防施設費及び目4. 防災費につきましては、各節ともそれぞれ決算見込み及び額の確定による補正でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、資料の15ページ目をお願いいたします。

款の12公債費でございます。

目の1元金、節の23償還金、利子及び割引料でございます。

地方債元金の償還金の額の確定に伴います356万9,000円の補正を行っております。

また、目の2利子、節の23償還金、利子及び割引料につきましては、2,002万1,000円の減額をしております、これは地方債利子の額の確定、並びに一時借入金利子等の決算見込みによる補正を行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款の13諸支出金、項1. 土地開発基金費、目1. 土地開発基金費、節28. 繰出金につきましては、土地開発基金利息相当額を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

同じく、款の13、項の2 公営競技収益金貸付基金支出金につきましては、支出金の支払いが見込まれませんので減額するものでございます。

以上で、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）総務部関係予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

なお、委員の皆さんにお願いをしておきます。発言については挙手をもってお願いします。それから、マイクについては必ずスイッチを入れて、発言が終わりましたら切っていただくよう、お願いをしておきます。

それでは質疑、よろしく願いをいたします。

松隈清之委員

資料3 ページ、款18. 寄附金、ふるさと寄附金の決算見込みによる減額補正なんですけど、補正前が2,000万円で、補正後が500万円と。

どういうふうに総括をしてあるのか、見解を。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

目標額に到達しなかった原因といたしまして、まずヤフー公金クレジット決済を行う予定でしたけれども、先方、ヤフーの都合でおくれたことが一番大きな原因とっております。そのほかに、品ぞろえが他自治体と比べると量、内容とも充足していっていなかったことが原因として考えております。

なお、今後につきましては、12月時点で8事業所でした取り扱い業者を現在15事業所にふやしております。また、別途、6事業所と謝礼品を選定中でございます、今後も順次ふやしていく予定でございます。

クレジット決済も、現在はVISAとMasterは1月31日から開始しておりますけど、4月からはヤフー公金も開始予定で、充実に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

ヤフー公金がおくれているとか、品ぞろえの問題とか、例えばヤフー公金ができるのが来年度っていうことなんですけど、丸々予定より1年おくれてるっていうことかな、それは。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ヤフー公金については、もともと年度途中、12月のボーナス期前ということでヤフーさんとお話をさせていただいたんですけど、ヤフーのほうへの申し込みっちゃうか、ほ

かの自治体さんが多かったふうに聞いておまして、その手続がおくれましたという連絡が来たということでございます。

松隈清之委員

それを改善したら、例えば平成28年度見込んでいたぐらいの寄附金は集まったと思ってあるんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

12月のボーナス時期のあとで、一番寄附金が集まる時期にクレジット決済ができなかったというのが一番の原因と考えております。

できとったらという御質問ですけれども、先ほど申し上げた品ぞろえが他自治体に比べ、質とも充足していなかったというところありますので、何とも言えませんが、少なくとも、現在の金額よりかなり大きな金額になったのではないかというふうに思っております。

松隈清之委員

これにふるさと寄附金——予定が幾らでしたっけ。50万円の、補正後50万円になるんですかね、寄附金の額が。（「500万」と呼ぶ者あり）500万円か。

500万円っていうのを、500万円集めるのにかかった費用っていうのは、この報償費では補正後348万1,000円になってますけど、実際そのほかにかかっているお金っていうのは予算上あるんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

現在、予算は歳入が500万円ということで、決算見込みとして上げさせていただいております。その歳出金額は、513万円となります。

松隈清之委員

もちろん謝礼品というのは、寄附していただいた分だけ出ていくんで、ある程度ね、それにかかる経費率というのはある程度設定してあると思うんですけど、システムとかそういうのはね、固定でかかってくるんで、ある一定額以上ないと赤字が、今回のように赤字になるんですよね。

それで、今後も、要はこのふるさと寄附金を、一般質問もありましたけど、こういう形で集めて、先ほどの答弁ではね、充実させていくっていう話でしたけど、今後もそういうスタイルを、拡充の方向でいかれるんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ことは、特にことし限りの、初動の初期経費というのが約120万円ほどかかっておりますので、この分については来年発生いたしません。それと、あと基本的には寄附金額に応じたパーセントでしてしますので、基本的にはマイナス、赤字になるっちゃうのはほとんど考えら

れないことだとは思っております。

ただ、品物については地域、鳥栖市の場合は鳥栖というのにこだわっておりますので、それが一つの活性化にもつながると思っておりますので、今の形を当面続けてまいりたいというふうに思っております。

松隈清之委員

ふるさと寄附金っていうのが、この一般寄附の全てなのかどうかっていうのはちょっとよくわからないですけども、これでいくと500万円に対して348万円の報償費は、これほとんど全てふるさと寄附金の報償費と思っていいいですかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

そう思っていていただいてよろしいです。

松隈清之委員

ということはね、70%経費ということですか、これ。

古賀庸介総務課庶務防災係長

先ほどの、松隈委員の報償費の348万1,000円の中の、今回のふるさと寄附の謝礼品代の内訳ですが、348万円のうちの200万円が謝礼品代となります。

すいません、補足です。以上です。

松隈清之委員

補足なのか訂正なのかわからんけど、どっちですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

申しわけございません。

おおよそということで申し上げましたけれども、今申し上げた200万円が正確な数字でございます。

失礼いたしました。

松隈清之委員

ということは、40%が経費だということですよ。

確かに、今全国的にふるさと寄附金集めに奔走している現状ですよ。だから、より景品を豪華にして寄附金集めてるんですけど、これが今後も続くのかなと思うわけですよ。

明らかにいびつだと、僕は前も指摘したんですけど、思ってるんですよ。

だって税金集めるのに経費を使っているんですよ、それぞれ。ある自治体では、それで豊かになるかもしれないけど、国全体の中で集まってくる、本来税収である部分が寄附金にかわって、純粋に歳入としてそれぞれ入ってくるやつがね、もし仮に、うちと同じように4割ぐらい経費を使ってるんだったら国全体のトータル歳入が4割減るんですよ。

絶対続くわけないんですよ、こんなやり方が。いびつなんだから。国も、多分これ見直すっていうことも言ってるんで、続かないと思うんですよ、はっきり言って。

だから、今、景品を充実させてとか、確かに景品に使われたところはね、よその自治体でも聞くけど、肉屋がもうかっとなとか聞くけれども、じゃそれが10品目が15品目、20品目になって、鳥栖としてね、鳥栖の経済として幾つかの店がもうあったからって経済効果があったと言っていいのかも疑問なんですよ。

だから、以前も言ったけど、ふるさと寄附金はやっぱり考えたほうがいいと思うんだよね、あり方として。今後、多分これにもものすごく力を入れているところは、国が見直した途端にがくっときますよ。そんなのに頼っとたら。

だから、本来の趣旨に沿ったふるさと納税みたいなね、本当に鳥栖に縁がある、鳥栖を応援したいっていう方に対して、別に景品がどれだけね、豪華だからあそこにしましょうとかじゃなくて、本当に地元を応援したいっていう方を見つける努力とかね、という意味では何らかのそういうものはあってもいいと思うけど、寄附金集めに経費使って、国の中でね、うちは多分4割ぐらいですけど、よそ、多分もっと経費率高いところあるんですよ。だって、sonだけ魅力を出して寄附金とろうと思ってるわけだから。

本来税収で、国全体の中で使われてるやつがね、4割も5割も景品で消えてるんですよ、経費で。集めるための、税金集める経費で。

だから、これ変わってくるんで、本来の、鳥栖の出身だとか、鳥栖に住んで鳥栖を応援したいとかっていう方に、応援していただけるような仕組みにやっぱ変えるべきだと思うんだけどね。どうですかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃったように、鳥栖市に目を向けていただく、それと、あと、先ほどこれも委員がおっしゃいましたけど、もともと鳥栖市に興味がある方でいろんな事業メニュー等も今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

でも、恐らく今の感じでいくとね、経費率40%ぐらい見込んで、多分来年度も要求してるんでしょう。違うんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

基本的には、平成28年度の当初予算と同じような形で平成29年度も要求させていただいております。

松隈清之委員

だから、少なくとも来年は変わらないんですよ、平成29年度は。スタイルとしては。

だから、途中で見直し、国も見直ししてきて、すぐ変わるのかどうかわからんけど、反省っていうのは品ぞろえが少なかったからとかっていうのはもちろんそうかもしれんし、決済の仕方がちょっと不自由な面があった、これも多分間違いじゃないですよ。間違いじゃないんだけど、やっぱ東京の区なんかでは100億円レベルで税込減ってるんですよ。

もちろん、そもそもの趣旨がね、そういう地方から出てきた人が東京で仕事して、東京で税金を落としてっていうのを変えたいっていうのもあったから、そういう一面的には、それは合ってるんだけど、ただ単に、景品の豪華さのために縁もゆかりもないところに今寄附してるわけじゃん。

これは、ある意味税金逃れですよ、これ。一面的にはね。

何も縁もゆかりもないところに、景品もらうために寄附するわけだから。絶対変わるっていう感覚、これ、このまま行かないっていう感覚を予算編成当時に思っていないのかなと思うわけ、だから。来年も同じスタイルで行こうっていうのは。

よそもそういうところいっぱいあると思うんだけど。じゃあ、もっと決済のシステムだって、来年だってこのまま当然ね、充実させていったり、決済の仕方も充実させていく、景品も充実させていくっていうのは、今のやり方そのままだと思うんだよね。

だから、本当は、本来鳥栖出身だったりとかね、出身じゃなくても鳥栖に住んでました、長く住んでましたという人が、鳥栖とつながっていくための仕組みとしては全然いいと思うんですよ。その人たちって、別にお金だけじゃないんですよ、本当は。

例えば、どっかの大企業で部長されてるとか、ただお金だけじゃなくてそういう人たちとのコネクションとか、それが、もしかしたらいろんな企業を紹介してくれたりとかね、鳥栖のために何か協力できることないですかとかっていう声かけてくれるようなつながりっていうほうが、そんな何万、何十万円のお金以上に本来は意味があるんで、本当にふるさととしての意識を持ってくれるということは。

だから、そういう人を発掘していく、つながりをつくっていく仕組みで金額どうこう別にしても、鳥栖の応援者をつくっていくという取り組みなら全然いいんだけど、何かよそに負けないように決済の便利さを追求とか、景品を充実とかやってても、この先、多分この仕組み自体がなくなったときには、多分かけた経費ほとんど無駄になるよね、システムとか。

だから、そこは今の国の動きとか流れ見てたら、やっぱり見直すべきだと思うんだけど、どうでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まずは、先ほど申し上げたように本年度の状況がございますので、まずここの状況を改善

するために来年度同じような形で行わせていただいきたいとは思っておりますけど、品物だけではなくて、例えばホームページ等で鳥栖に魅力を感じていただく、鳥栖にふるさとを持っていただくような、そういうソフト面のほうも充実をさせてまいりたいと思っております。

松隈清之委員

これ、ちょっと説明が総務部関係としてはっていうところでは改めて、あんまなかった気がするんだけど、4ページの雑入。

全国市町村職員研修助成金が、これ20万円ぐらい減額、額はそんな大したことないんですけど。20万円ぐらいの減額なんですけど。

これは、予定していた研修をしなかったから助成金も入ってこなかったと思っていいいのかな。

山本英規総務課職員係長

この、研修助成金につきましては、滋賀県と千葉県にございます研修所に研修を受講した際に市長会から交付されている助成金でございます、当初は10名の派遣予定としておりましたが、結果的に7名の研修受講者となったために減額しているもので、言われるように当初予定していた人数よりも受講者が減ったために減額しているものでございます。

松隈清之委員

それは、こういうのってどうなんですかね、10名予定してたから10名行かせようよってなるよね、普通。

だから、7名にとどまった理由って何かあるんですか。行きたくないと言ったとか。

山本英規総務課職員係長

先ほど言いました、2つの研修機関から前年度の末ごろに次年度の研修カリキュラムのほうが発表となりまして、実際、鳥栖市の職員としてどれに行かせるかという部分で、そこでマッチングする作業がございまして、必ずしも行くという前提ではございまして、一定のちょっと枠として計上して、実際、研修所のほうからカリキュラム等が発表されてからどれに行かせるかという、ちょっと先行している関係でこのように人数の変動が生じるものでございます。

松隈清之委員

ということは、カリキュラムによっては、10人予定しとったけど7名にしようかという内容で、うちが400人ぐらいいるのかなあ。その中で、カリキュラムによっては行かなくていいようなやつが、やっぱりあるわけですね。

どんなカリキュラムでもそんなね、めっちゃ特殊なカリキュラムを組まれているわけじゃないと思うんだけど。内容があるんですかね、そんな特殊な。

山本英規総務課職員係長

カリキュラムと別に、主に専門的な部分で毎年うちで派遣しているのは税の徴収、市民税、固定資産税等で、こちらの分には基本毎年やるというスタンスなんですけれども、どうしても人事異動等で、もう行ったことがある職員等が多数あって、そういった部分が理由として今年度見送る場合もございますので、向こうのカリキュラム、プラスこれまでの実績等を勘案して人数等がちょっと変動したりするものでございます。

松隈清之委員

わかりました。

では、同じく雑入の中で、競馬事業雑入が100万円、補正で100万円入ってるんですね。でも、その上の諸収入の競馬事業収入ってゼロじゃないですか。

その、内容的には多分違うだろうと思うんですよね。まあ、赤字だったから諸収入の競馬事業収入はゼロなんだろうけれども、それでも入ってくる、雑入の競馬事業雑入の100万円というのは、これはどういう状態になると入らないということがあるんですか。

姉川勝之財政課長

今、おっしゃっております競馬事業雑入の分につきましては、計算式といたしまして、ミニ場外馬券場の売得金、売得金の今0.5%の100万円未満切り捨てという部分を協力金としていただくという形で算出ができております。

それで、その上の諸収入の競馬事業収入につきましては、競馬事業の収益等に伴いましての配当金という意味で、平成9年を最後に、その後、今入ってない分ということでございます。

松隈清之委員

100万円未満切り捨てっちゃあ、えらい、ざっくりした切り方っすなあ。

80万円やったらもう1銭も入ってこんというわけですね、それ。これ、入ってくるときは、じゃ例えば、100万円単位で入ってくるわけ。100万円でした、200万円でした、300万円でしたということ。

姉川勝之財政課長

計算上は、100万未満切り捨てという形になりますんで、百、二百、三百という形になるかと思えます。

松隈清之委員

まあ、そういう話し合いになっとるっちゃろうけど、それはねえ。ちょっとざっと……。

これがね、例えば、一億何千万円入ってくるやつが100万円未満切り捨てだったらわかるんですよ。でも、100万円入ってくるか、入ってこんかのようなレベルで100万切り捨てられた

ら結構厳しいよね。1万円未満切り捨てぐらいならわかるけど。

姉川勝之財政課長

松隈委員の御指摘のように、もう売得金のほうとかも12月補正のほうで、競馬事業の概要等については説明させていただいておるんですけど、確かに、もうぎりぎりのところになると百かゼロかという話になってくるかと思います。

ですので、そういった部分につきましては、今後競馬組合のほうとまた御相談のほうをさせていただいて、検討させていただきたいと思いますが、現時点では協定でそういう形になっております。

松隈清之委員

協定はわかるけど、これがね、常態的に1億円、2億円とか入ってきてるんだったら、その切り捨てられるレベルが100万円でも全然納得するけど、ゼロ・百で100万円はちょっと、ね。

ぜひ、見直しをしていただきたいなとお願いをしておきます。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに。

下田寛委員

すいません、私もふるさと寄附金のところでちょっとお尋ねしたいんですけども、今、松隈議員からお話があったところで大体わかったんですが、ホームページ見ても、これ大体どのくらいやる気があるのかなっていうのが正直わからないんですよ。

実際、見る側、寄附する側になったら、あのホームページを見て本当に寄附したいなっていますかっていう観点で見ると、例えば、今回コカ・コーラさんがジョージアのコーヒーを提供してくださってますけど、ホームページ見ると、段ボールの1ダースをどんって、カシヤット撮ってるの載ってるだけでしょう。あんなの、その辺で買ったほうが早いじゃないですか。

その見せ方っていうところを考えると、実際どの程度まで考えてあのページをつくって、鳥栖の事をもっと見てくださいという思いであのページをつくり込んでいるのかなっていうふうに考えると、はっきり言って意思が伝わってこないんですよ。と、つくられてて思わないのかなと思って。

あのページ、多分、僕無駄だと思うんですよ。全然、熱意は伝わってこないんで、多分それ、見たら一目瞭然だと思うんですよ。

その見せ方っていうところは、やっぱり考えないと、本当ただの経費の無駄遣いになっ

ちゃうと思うんです。それで、ほかの自治体がやってて、鳥栖も後発で今やってますけど、どういう意思を持ってやろうとしているのかっていうところが、まあ、周りが何となくやってるからうちもちょっとそろそろ乗っかってやろうかなと。あのページだけを見ると、そういうふうにはしか見えないんですよ。

逆に、皆さんどう思われるのかっていうのをちょっと聞きたいところでもあるんですよ、つくってる側として。本当に意思持って、鳥栖の魅力を伝える一端としてこれをつくらなければいけないのか。それとも、どっか上のほうから言われてつくれと言われたんで淡々とやっているのか。

やっぱ、つくる側の姿勢によって見せ方見え方、大分変わってくると思いますし、今から地場のものとかもやっていかれると聞いてますけど、その生産者の顔とか、ああ、この人こういう思いでつくってるんだとか、そういうストーリー性とかってすごい大事だと思うんですけど。そういったところを見て、初めて人って共感して、じゃちょっとこれ買うかなとか、寄附しようかなって思うと思うんですよ。そういうのが、今のところは、もう全くといっていうほど、何かただのカタログ、ただのカタログにしかになってない現状です。

その辺を、せっかくまた来年もやるわけですから、作り込んでいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

先ほど、申し上げましたけど、もちろん量、それから内容っていうのは、品物といいますか、PRの仕方、それから事業項目の見せ方、そういうものをは現時点で充足してるというふうには思っておりませんので、改善をして参りたいし、いろいろよそのところ、いいところを見ながらですね、研究をして充実させていきたいというふうに思っております。

下田寛委員

参考になる事例、たくさんあると思うんですよ。それで、もっと鳥栖の地場の商店とかにスポットを当てても僕はいんじゃないかなと思うんですけど。

例えば、武雄とか先行してやってましたよね。それで、農家をやっているおばあちゃんが、ただ米食ってるっていうだけで爆発的にその動画を見て、お米ががばっと売れたとか、そういう事例とかがもう先例としてあるわけですよ。

実際、その動画無茶苦茶おもしろくて、ただおばあちゃんが御飯食べてるだけなんですけどね。

そういう作り方っていうのもありだと思うし、お金もかからないですし、何かこう、攻めてほしいんですよ。鳥栖いいだろうっていうところで、これ、もしかしたら総務の担当じゃなくて商工とかが専門なのかもしれないですけども、そういうのがなかなか伝わって

こないのが、見てて歯がゆいです。と、意見申し上げて、終わらせていただきたいと思えます。

尼寺省悟委員

ちょっと2点だけ、気になるところありますので。

1つは、2ページに、原子力広報紙配布委託金と。これ2月に配布したものだど、そういった説明があったんですが、ちょっともう少し、どういったものなんかっていう説明を。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

これは、県のほうが主催されました……、すいません。

古賀庸介総務課庶務防災係長

尼寺委員の御質問にお答えします。

原子力広報紙配布委託金は、平成27年2月にも原子力防災の手引というものを県のほうが作成して、市町のほうで各戸配布をさせていただいているものになります。今回、改定がありまして、先ほど課長が申しましたとおり平成29年2月に各戸配布をしております。

内容としては、原子力防災の普及啓発のために県が作成した——名前は前回と一緒にですが——原子力防災の手引となっております、ちょっと項目につきましては、原子力災害とはとか、放射能、放射線、放射線物質とはどういうものか。

それから、原子力災害対策重点区域はどういったものか。それから、原子力災害が起きたときに屋内退避や避難が必要なのかとか、屋内退避の指示が出たらどうするかとか、あと安定ヨウ素剤の予防服用とか、そういった災害が起きたときに、複合災害とかが起きたときの持ち出し品リストとか、そういったものを広報、啓発をするものでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

わかりました。いいです。

次は、退職者の話があったですね。8ページのところに、退職者増に伴う退職手当の補正等ということで3,300万円出て、ちょっとこれもう少し説明してください。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

早期退職者が7名出ております。そのうち退職手当が発生する者が5名おりますので、その分の増でございます。

尼寺省悟委員

今、早期退職者と言われたわけですね、早期と。

だから、要するに、定年前にやめられる人が7名と。ちょっと、多過ぎないかなと思うんですけど、その内訳とかその辺は何かわかりますか。

山本英規総務課職員係長

7名のうち、ほかの自治体、県庁とか市役所へ行く者が2名ですね。あと、病気を理由に退職される方が2名、あと家庭の事情等により退職される方が3名となっているところでございます。

尼寺省悟委員

ほかに行くところの2名、これは別として、病気で2名というようなことで、これ、以前もそういった質問したかと思うんですけど、何かその辺で、いろんな仕事上の問題とか、何らかの問題で行き詰まって長期に休んで、その結果やめると。

そういった方々が過去にもいたというようなことなんですが、その辺の問題というのはどうなんですかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

1名は、長期入院。意識がない状態で長期入院されていらっしゃる方が今回退職をされます、総務課付きになっております。それと（「小声で話すぐらいなら、休憩して」と呼ぶ者あり）ああ、すいません。

1名は、長期入院をされていらっしゃる方が、今回早期退職をされます。それと、もう1人につきましても、長期自宅療養中の方が退職されることになっております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

潜在的にね、現在の時点で、職員の中で長期に休んでおられる方っちゃうのはどれぐらいおられるわけ。

山本英規総務課職員係長

現在、心身の故障等によって長期に休んでる職員は3名でございます。

尼寺省悟委員

3名。3名を多く見るか少ないと見るかは、なんですけどね。

その辺のケアっていうんか、その辺はどうなんですかね。ケアっちゃうんか、その辺の問題っちゃうんか、あるいは、これこれこういった問題があって上司に相談したけれども、何もやってくれないということで、病んでるとかですね。そういった話を聞かないでもないんですけどね。

野田寿総務部長

非常に、今委員さん言われているメンタルヘルス的な様相での心身の故障があります。

原因については、それぞれが仕事関係、それからプライバシー関係があって、なかなか言えない部分があるんですけども、職場の関係であれば、本人がなかなか話したがるないと

ころはありますけれども、そこはうちも配慮しながら、どういったことなのということと、家庭の事情なのか仕事の理由なのかということは、そこは仕事の理由だとすればそこはうちとしても何らかの配慮をして、人事的な配慮とか、いろんな人間関係なら人間関係等の配慮とかをしてやらないといけないという部分がありますんで、そこは重々聞き取りをさせていただいております。

そして、あと適性申告ということで自己申告が出てますんで、そこに詳しく書いてもらえればそれが一番いいんですけれども、書けない職員もなかなかいるんで、そこは聞き取りを行いながら、仕事上の事であるということであるならば我々はそれを全力で排除してやるという努力はしております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

せっかく長年かけてね、育ててきた職員がそういった形で悩んで、結果としてやむなく早期に退職すると、これ極めてね、残念であるし。本人にとってみても市にとっても。

だから、そういった事例をやっぱりなくすように、現時点も3名いらっしゃるといふんやったら、その辺は十分ケアをですね、してください。

はい、いいです。

下田寛委員

12ページの、監査委員費に関連してちょっと考え方を伺いたいんですけど、毎回、議会のとき報告をもらうじゃないですか、監査報告。監査報告、これが、監査の結果、不備が見受けられましたって全部書いてあるわけですよ。いや、それでどうなのかっていうところを僕らは知りたいんですけども。

このあたりの考え方を伺いたいんです。

岡本昭徳監査委員事務局長

各課、年間通じまして定期監査ということで行っております。それで、監査の結果についてということで報告をいたしておりますけれども、その対応といいますか、そういう各課の対応につきましては、そういった処置をされておるということで、それぞれに、概要につきましてはそういった報告をしておりますけれども、内容につきましてはある程度細かく、各課については処置をするようにということで、監査の内容につきまして、それぞれの課にそういったことでいたしておりますので、それについての事務的な対応とかそういう契約事務等の対応についてはそれぞれ課がいたしているところでございます。

以上です。

下田寛委員

いや、そうなんだと思うんですけど、毎回報告をいただくときに監査の結果、不備がありましたって。ああ、そうなんだと思うんですけど、それでどうだったのかっていうところと、結構、毎回こんな感じで書いてあるように記憶してます。

そんなに、なかなかこう、監査までに持っていくのが、皆さん書類が難しいのかっていう、僕らは見ないんでわからないんですけども、この辺の指導といいますか、なぜこうなっているのかっていうところと、あとこれ、監査を受けて、じゃその後どうだったのかっていうところを僕らは報告してほしいなと思っているんですけど、その辺いかがでしょうか。

野田寿総務部長

監査の結果については、各課ごとに受けている監査であって、その指摘事項は私たちも詳細にはいただいてないんですけども、代表監査なりとお話を持つ機会もいただいております。その中で、文書事務、それから契約事務、会計事務それぞれ、代表監査から言われているのは、もう監査というのは定期健康診断なんだということ言われてます。そのときそのときのミスについて正していくという意識を持っていただくということが必要なんだということ言われてあります。

それで、指摘された内容については、契約事務でしたら契約管財課、それから出納室のほうでは会計事務、それから文書に関しては総務課のほうで毎年職員に研修を行ってます。監査の内容で指摘があった内容についても含めて、そこでこういった指摘があったから注意するようにということでの研修をやってます。

それでも、なかなか改善されないという部分ありますけれども、できないところはなかなか、ミスがやっぱり出てくる部分はあります。それでも、繰り返し繰り返しそれについて研修を行いながらできるだけ、もうミスゼロっていうのはなかなか、日付の問題とかっていうのはあったりするんでなかなか難しいかもしれませんが、できるだけもうゼロに近づけていくという努力は続けていきたいというふうに考えてます。

以上です。

松隈清之委員

前、一般質問でもね、この監査の件させてもらって、今、下田副委員長言われるように、もう、ほぼほぼ同じような内容で毎回出るんですよ。

何で直らないのという話はさせてもらったんだけど……

[録音機器の不調により議事を記録することができなかった]

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午前11時8分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午前11時19分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

松隈清之委員

どこまで話したか忘れましたが、特に、先ほども指摘あったけど、こういう指摘をしましたという報告があって、本来であればそれぞれ1カ月後ぐらいまでに修正してという指摘をされておると思うんですね。

ただ、実際期日までに修正されないケースもあるということも以前、ちょっと委員会等ではないんですけどお聞きしたこともあるし。そういう、ちゃんと指摘に関しては、監査が当然また確認をするわけですから、やりましたという報告もね、例えば前回の定期監査分は、次の定例会のときに指摘に関してはできてますというような報告も、どうせ文書つけるだけなんで、あってもいいのかなと思うんですね。

多分、本来あるべきなんですけど、そこも報告される場所ではないので、緊張感がもしかしたらないのかもしれないし、先ほど研修をされとるというのありましたけど、本来起案する人間というのは若い職員もいるのかもしれないですけど、みんな決裁されるわけじゃないですか、上司が。

そのための決裁ですよ、ミスがないのかを確認するための。じゃあ、それって機能していない、結果論ですよ。結果論としては、それを決裁する人が何人もいるのに、結局気づかないまま文書として残ってるってことは機能してないということだから、そこにも多分問題があるわけですよ。

だから、同じような指摘が毎回、ざっくりと文書の管理とか何とか、契約事務とか、旅費規程にどうのこうのとかっていうのは、多分それぞれ管理職になられた方は若いときから経験をしておるところで、そこに気づかずに最終的に監査に指摘されるっていうのはね、やはり問題だと思うんですね。当たり前のができてないっていう意味では。

だから監査は、もちろんその指摘をするのが仕事なんでね、指摘をしていただいてもいいんだけど、毎回のようになってくるっていうことは、やっぱり事務として、総務部なのか、もう全部なんですけど。そこは、やっぱり改めて緊張感持ってやらないかんし、議会としても、こうたびたび質のね、大小はわかりませんよ、文書だけなんで、簡単な。わからんけれども、そこは、例えばきちっと議会にも指摘を受けたところに関しては報告をするということで、少しでも緊張感が出るのであればそういうふうにしてもらいたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

岡本昭徳監査委員事務局長

下田委員からも指摘がございましたけど、毎回不備がありましたというふうな、同じような監査の報告ということでございますけれども、これでは、確かに内容的なものがよくわからないというところの御指摘は十分にわかります。

これまで毎回毎回こういったふうな形で報告をいたしておりましたけれども、他市の例ともありますので、そういった例も参考にしながら、この裏にあるものというか、不備がありましたという裏は、例えば日付が文書において漏れておるとか、具体的に申し上げますとですね。

例えば、それから印鑑が漏れているとか、こういうところは、確かにもう一度、その書類書類を一度見直すとか、そういう作業をしておれば直るといったふうなこともございますし、そういったものにつきましては、注意事項にとどまるようなことでございますので、そういったものぐらいいいいますか、そういった程度のことでありましたら、それはおおむね文書的に、事務的に処理がなされているというふうな報告でいいということもあると思います。けれども、重大な条例違反であるとか、そういったふうなことで処理がなされているとかいうことは、はっきりと指摘事項ということで、そういった、こういうことがありまして、それは改善をしていただきたいという、そういう報告になるかと思っておりますので、そういった本当に指摘しなければいけない事項なのか、または、注意すれば済むことであるのかという、そういうところのレベルもございます。

監査の指摘についてレベルもございますので、そういったことを区分けしまして、ある程度そういう報告のほうに、具体的に申し上げていきたいというふうに私のほうでも考えておりまして、代表監査委員もそういうふうに考えておりますので、平成29年度からは、そういった方向で報告事項のほうも上げさせていただきたいというふうに思っております。

また、監査の指摘をされた内容につきましては、1カ月後ぐらいにはおおむね各課とも文書事務であったりとか、そういうことの訂正できる分は1カ月以内ぐらいにはある程度訂正をして、ちゃんと訂正をして提出をしたということで、こちらのほうにも報告をいただいて

おります。

それで、中には、執行部側で協議をしなくちゃいけないような指摘事項もございますので、改善事項もございますので、そういったものについては、きちっと監査のほうに報告をいただくようにいたしておりますので、そういったことで平成29年度からはそういった監査の改善というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

松隈清之委員

いずれにしても、その平成29年度からの報告の中でどういうふうにされるのかっていうのをちょっと、また見てみたいと思いますけど、先ほど申し上げましたようにね、日付が漏れてるっていうのは誰が見てもわかるんですよ。それが、何人も判こ押してるのにそれに気づかんっていうのは、ちょっとある意味その決裁をしている意味があるのかなと。軽微なものであるほどね、気づかないっていうことは。

本当に、その決裁をするという事に対する責任に対しては、そこは、もう監査委員とか監査委員事務局の話ではなくて、受ける側の話なんで。そこは再度ね、気をつけていただきたいなと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに。

ありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

以上で、総務部関係議案の質疑を終了いたします。

企画政策部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時27分休憩



午前11時31分開議

古賀和仁委員長

再開をします。



企画政策部

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第1号の1議案であります。

それでは、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、委員会審査に入ります前に一言、御挨拶と御報告を差し上げたいと思います。

本日は、企画政策部関連で御審議を賜りますのは、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、企画政策部関係分でございます。

今回の補正予算につきましては、基本的には決算見込みによる調整等が主なものでございますけれども、歳入として、県補助金でございますさが未来スイッチ交付金の追加交付決定がございましたので、この部分を総合政策課の歳入としてお願いをいたしております。

また、1つ報告でございますけれども、鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定委託料につきましては、当初予算において議決をいただきまして鋭意事務を進めておりましたけれども、一般質問でもお答えをいたしましたように、協議に調整を要し年度末までの策定となりませんでした。現在も鋭意調整を進めておりますけれども、来年度に繰り越すことといたしました。

それで、昨年9月議会の一般質問時に、この基本計画に対して国の地方創生推進交付金の内示を受けている旨、お答えをしておりましたけれども、この交付金がですね、年度内の完了が必須要件ということになっておりましたものですから、今回、申請を見送ることとしたところでございます。

それでは、それぞれ説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。御挨拶と御報告とさせていただきます。

古澤哲也情報政策課長

それでは、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、企画政

策部関係について御説明をいたします。

説明は、お手元に配付しております総務文教常任委員会資料により御説明をいたします。

それでは、表紙をめくっていただきまして、資料1ページ目をお願いいたします。

歳入についてでございます。

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理使用料につきましては、庁舎南側情報センターの民間事業者への貸し付けに伴います土地、建物使用料の決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

その下段です、項2. 手数料、目4. 土木手数料、節1. 都市計画手数料でございますが、都市計画に関する用途証明などの諸証明手数料を決算見込みにより1万3,000円補正しております。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

続きまして、款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金60万2,000円につきましては、補助金の交付額の決定による補正でございます。

内訳といたしましては、社会保障・税番号制度システムの総合運用テストに係る補助金等として176万1,000円。個人番号カード交付関連の負担金に対する補助金として115万9,000円の減額補正となっております。

以上でございます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

款16. 県支出金、項2. 県補助金、節1. 総務管理費県補助金でございます。

上段の分につきましては、土地利用規制等対策費交付金の額の確定による減額補正。それから下段の分、さが未来スイッチ交付金の追加交付決定に伴う補正ということで179万9,000円。これは、歳出は商工振興課のほうで組む予定になっております分でございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、款16. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費県委託金、節1. 総務管理費委託金中、1つ目の県広報紙配布委託金につきましては、委託金の交付額の確定による補正でございます。

1つ飛びまして、節5. 統計調査費委託金につきましては、工業統計調査委託金及び統計

調査員確保対策事業委託金の交付額の確定による減額補正でございます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じ項目でございますけれども、1つ飛んだ分ですが、国土利用計画法関連調査委託金は、額の確定による増額補正でございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

一番下になります。

次に、款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入につきましては、ホームページ広告収入、市報広告収入及び情報案内版広告収入の決算見込みによる補正でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

3ページ目をお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目3. 広報費について申し上げます。

節9. 旅費及び節12. 役務費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

次に、目4. 情報管理費の主なものについて申し上げます。

節13. 委託料につきましては、社会保障・税番号制度改修業務委託料及びコンビニ交付システム導入委託料等の入札残による減額補正でございます。

節14. 使用料及び賃借料につきましては、パソコン賃借料等の入札残によるものでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金の決定に伴う減額補正でございます。

なお、補正後の542万4,000円につきましては、財源となります国の補助金が繰り越しを見込んでおりますので、歳入歳出ともに繰越明許とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

目9. 企画費でございます。

節8. 報償費のマイナス10万2,000円につきましては、指定管理者選定委員会を開きませんでしたので、この分の減額と、まち・ひと・しごとの有識者の分の報酬辞退ということがございましたので、この分の減額でございます。需用費につきましては決算見込みによる減額補正。

それから、節19. 負担金につきましては、クロスロード協議会負担金の額の確定による減額補正でございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、4ページをお願いいたします。

項5. 統計調査費のうち、目1. 統計調査総務費について申し上げます。

節3. 職員手当等及び節11. 需用費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

次の、目2. 基幹統計費につきましては、それぞれ各節とも経済センサス活動調査等に要する経費の決算見込みによるものでございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

次のページでございます。

款8. 土木費、項4. 都市計画費、目1. 都市計画総務費、節3. 職員手当につきましては、職員6名分の決算見込みによる減額補正でございます。

節9. 旅費につきましても決算見込みによる減額補正1万5,000円でございます。

続きまして、節14. 使用料及び賃借料につきましては、都市計画審議会の視察研修のバス借上料の決算見込みによる減額補正でございます。

その下、節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、全国都市計画協会負担金等の決算見込みによる減額補正を行っております。

続きまして、目6. まちづくり推進費、節8. 報償費につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会報酬の決算見込みによる減額補正でございます。

下段、節9. 旅費につきましては、まちづくり検討委員会の費用弁償、また職員の一般旅費の減額補正3,000円でございます。

その下、節13. 委託料、鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定委託料入札残による減額補正を行っております。

なお、部長が冒頭御説明いたしました繰越明許はこの委託料でございます。

続きまして、節14. 使用料及び賃借料につきましては、鳥栖駅周辺まちづくり検討委員会の開催会場借り上げ料の決算見込みによる減額補正を行っております。

以上が、平成28年度3月補正予算、企画政策部の御説明でございます。

よろしくをお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

3ページに委託料として、いわゆるマイナンバー関連の委託料があつて、いずれも決算見

込みによる減額補正と。これについて入札残だというふうなことを言われたわけですが、ちょっと簡単にいいですから改修業務委託料についてと、その下のコンビニシステム交付金か。

これは、私の勘違いかもしれんけど、現在交付していて、その実績っちゅうかその辺がわかればちょっとお願いしていいですか。

古澤哲也情報政策課長

まず、社会保障、マイナンバー関係の改修業務委託料でございますけれども、今年7月から情報連携が始まりますので、その分の総合運用テストというようなことで今年度実施をいたしております。それで、決算、委託料の合計でございますけれども884万880円が決算見込みでございます、予算が946万2,000円、差し引まして62万1,000円の減額というふうな状況でございます。

次に、コンビニ交付でございますけれども、ことしの2月1日に運用開始をいたしております。それで、直近の3月12日、昨日までの状況でございますけれども、住民票の交付につきましては28部——部数ですけれども28部。それから、印鑑登録証明につきましては20部、戸籍証明につきましては3部、合計の51部の交付状況というふうになっております。

ちなみに、市内コンビニでの交付部数といたしましては、うち37部、市外のコンビニの利用状況といたしましては14部というふうな状況でございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

最後に言われた交付数なんですが、51部か。これはどうですか、想定と比べてみて、どんなふうに評価をされてますか。

古澤哲也情報政策課長

コンビニ交付サービス、これはやっぱりカードの交付が一番かというふうに思っております。

今の、カードの交付状況、申請状況を申し上げますと、2月23日現在で約6,000件というふうな状況でございます、コンビニ交付の利用状況としましては、1カ月程度で51件ではございますけれども、今後、カードの交付に伴いまして、市外での利用もあっております状況からしましてもふえてくるというふうなことで見込んでいるところでございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ほかに。

松隈清之委員

駅周辺まちづくり基本計画策定委託料、年度内にできないということで交付金の申請をし

ないと。

それで、大体幾ら来るような予定だったんですかね。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

対象事業総額が基本計画の策定委託料、それから検討委員会の開催経費、そして文化財のほうの審議会の分の、文化財の鳥栖駅の調査に特化したものを申請いたしまして、総額といたしましては3,231万2,000円。

それで、交付決定がその2分の1でございますので1,615万6,000円でございます。

松隈清之委員

これが残念ながら入ってこないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そもそも、その補助金のメニュー、交付金自体は、例えば平成28年度までのものだったのか。申請して、その年度内に終わるというそのもので、別に平成29年度に始めていけば29年度でもできたような内容なんですか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

地方創生推進交付金でございますので、平成28年度の予算で国の予算がつけられたもので、これがその単年度でのソフト事業の交付金でございます、いわゆる、計画ものとかに来るもので、基本的には平成28年度予算で28年度中に終わるっていうのが原則の交付金でございます。

この、地方創生推進交付金は、当然平成29年度も予定をされているというふうな状況です。

松隈清之委員

もちろん年度内にやって、年度内にできるっちゃうのが一番いいんですけど、多分よその自治体でも、いろんな事情があってできないところもあるのかなと思うんですけど。

これは、例えば来年度の申請ができるというわけではないんですか、やってみればできるかもしれないとかっていうことですか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

この、推進交付金につきましては、先ほども申しましたようにソフト事業が中心ということでございまして、仮に手を挙げるとしたら、この基本計画の部分、次の基本設計が対象になるのかどうかっていうのは、ちょっとどうなのかなっていうのはございますけれども、あくまでもソフトに特化した事業というような位置づけでございますので、何らか手を挙げていく、その可能性は検討していきたいというふうに考えております。

松隈清之委員

ということは、同じような条件、条件というか同じような状態で、例えばこの3,231万円のもともとかかっつたやつを、ちょっと年度内に終わらないんで仮に、仮にというか予定で

は平成29年度にできるということなんですけど、平成29年度にできるんで、申請できますかっていうものではもうないということですか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃるとおりで、その推進交付金の取り扱いが来年度で厳しくなるというようなことも言われておまして、事前着手が認められないと、いうふうになっておりますので、新たな計画ものっていうところでは可能性、何らかの計画ものというところでは可能性があるのかなというふうに考えております。（「残念ですね」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

1点だけお聞きしますけど、5ページのバス借上料見込みの減額ですが、2万2,000円。13万円で要するに補正後の10万8,000円、これ余りにも安くしたから、審議会の委員を危険にさらしたんやないかなというようにことね、もう少し正常なバス料金を設定しなくてはいけないかなあと、ね。（「ああ、とまった」と呼ぶ者あり）（「そうそう」と呼ぶ者あり）

高速道路でああいうふうなね、危険をさらすようなバスを借りたらいかんですよ。これだけ、ちょっと反省をしていただきたいなと思っております。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

今、御指摘いただいた件に関しては、もう、おわび申し上げます。

ただ、こういったバスの借り上げにつきましては、国のほうからもですね、さまざまなかのバスの事故とかに鑑みて、大変委託料の減額とか借上料の減額とか、安売りはもう禁じられておまして、適正な見積もりをいただいております。

今後は、ちゃんと故障しないバスを届けていただくように、重々お願いして万全の安全対策を施したいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

松隈清之委員

5ページ、同じくまちづくり基本計画策定委託料。これ入札だったんですよね。

これ、入札の参加したところって何社ぐらいあったんですか。

藤川博一まちづくり推進課長

3社（73ページで「2社」に訂正）でございます。

それと、説明に加えますと、入札なんですけどプロポーザルで行っております。

松隈清之委員

ということは、金額的には高い安いではなかったと、選んだ基準はっていうことですね。

藤川博一まちづくり推進課長

金額の高い安いで決まったものではございません。

松隈清之委員

我々は、結果しかわからんし、どういう内容なのかっていう比較はできないんですけど、そこを選ばれた理由っていうのは何かあったんですか。

藤川博一まちづくり推進課長

昨年、基本構想を策定いたしまして、その中で、当然、J R九州さんであるとか、佐賀県、関係機関との協議が非常に困難なものになるであろうということもありまして、そういったところとの連携・関係の構築であるとか、そういったこと。それと、当然これまでの類似計画の経験、策定された経験、それであるとか、鳥栖市が発注しました業務に対する職員さんの体制などが充実しているというところを評価の視点として我々は選定をいたしたところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了します。

教育委員会事務局の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時53分休憩



午後1時8分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。



教育委員会事務局

議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

古賀和仁委員長

これより教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第1号の1議案であります。

それでは、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博教育次長

こんにちは。委員会の審査に入ります前に、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御審議を賜ります議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会関係分でございます。

歳入につきましては、国の2次補正採択に伴う国庫補助金及び教育債の補正、国県補助金の額の確定及び決算見込みによる補正となっております。

歳出につきましては、決算見込みによる調整が主なものでございますけれども、国の交付金事業採択を受けまして、市内3小学校及び2中学校のトイレ洋式化及び屋内運動場非構造部材の改修、さらには田代中学校屋内運動場大規模改造事業を行うための費用をお願いいたしております。

また、本年2月5日に、第1回の会議を開催いたしました鳥栖市学校給食センター被災検証委員会が、春休みの長期休業中に実施を予定いたしております現地調査の事業支援を行うため学校給食センター被災検証支援事業に要する経費をお願いいたしております。

なお、これらの事業につきましては、翌年度に繰り越すことといたしております。

以上、概要を申し上げますけれども、詳細につきましてはこれより各担当課長より説明させていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

柴田昌範学校教育課長

それでは、学校教育課より歳入について御説明いたします。

資料1ページをお開きください。

款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目2. 教育費負担金、節1. 小学校費負担金及び節2. 中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険であります日本スポーツ振興センター負担金額の決定による増額及び減額分となっております。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目2. 教育費国庫負担金、節1. 中学校費国庫負担金につきましては、田代中学校普通教室棟の増築工事に係る国庫負担金の補助対象経費の単価の見直しに伴うものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、項2. 国庫補助金、目5. 教育費国庫補助金、節2. 小学校費国庫補助金の主なものは、特別支援教育就学奨励費補助金額の決定見込みに伴う減額補正となっております。

江寄充伸教育総務課長

同じく、その次の行の学校施設環境改善交付金につきましては、今年度の国の2次補正予算により前倒しで事業採択を受けたものでございまして、トイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業に伴うものでございます。

詳細は、歳出で説明させていただきます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

節3. 中学校費国庫補助金の主なものは、特別支援教育就学奨励費補助金額の決定見込みに伴う減額補正となっております。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

同じく、その次の行の学校施設環境改善交付金につきましても小学校費国庫補助金同様、国の2次補正予算によりまして前倒しで事業採択を受けたものでございまして、トイレ改修事業、屋内運動場非構造部材改修事業及び田代中学校屋内運動場大規模改修事業に伴うものでございます。

詳細は、歳出で説明させていただきます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続きまして、節4. 社会教育費国庫補助金の、上から埋蔵文化財発掘調査補助金、史跡等購入費補助金、子ども・子育て支援交付金につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、2ページ目になります。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目6. 教育費県補助金、節2. 小学校費県補助金及び節3. 中学校費県補助金につきましては、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金の決算見込みによる補正額となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

その下、節4. 社会教育費県補助金の、上から埋蔵文化財発掘調査補助金、その下、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

その下、史跡等購入費補助金につきましては、決算見込みによる減額と県からの補助率が7%から2.45%に下がったことによる減額補正でございます。

柴田昌範学校教育課長

その下になります、款17. 財産収入、項2. 財産売払収入、目2. 物品売払収入、節1. 物品売払収入は、給食センター資源物売却による補正となっております。

以上です。

江崎充伸教育総務課長

続きまして、款18. 寄附金、項1. 寄附金、目2. 教育費寄附金、節1. 教育総務費寄附金につきましては、昨年10月18日に、鳥栖市本町1丁目の任意団体のなんばしよっ会様からの本市への育英資金貸付基金に対する寄附によるものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、款19. 繰入金、項2. 特別会計繰入金、目1. 国民健康保険特別会計繰入金、節1. 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、フッ化物洗口のフッ化物の費用決算見込みによる補正となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

その下、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節5. 教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、3ページをお開きください。

款21. 諸収入、項6. 雑入は、田代小学校に併設しております中原特別支援学校鳥栖田代分校負担金の決算見込み額となっております。

以上です。

江崎充伸教育総務課長

続きまして、款22. 市債、項1. 市債、目4. 教育債、節1. 小学校債のうち、1行目の小学校屋内運動場非構造部材改修事業及び3行目の小学校トイレ改修事業につきましては、国の2次補正予算により前倒しで事業採択を受けたものに伴うものでございまして、2行目の鳥栖小学校屋外トイレ改修事業の減額につきましては、今年度の事業費の決算見込みに伴うものでございます。

続きまして、節2. 中学校債のうち、1行目の中学校屋内運動場非構造部材改修事業、2行目の田代中学校屋内運動場大規模改造事業及び4行目の中学校トイレ改修事業につきましては、小学校債と同様、国の2次補正予算により前倒しで事業採択を受けたものに伴うもので、3行目の田代中学校普通教室棟大規模改造事業の減額につきましては、今年度の事業費の決算見込みに伴うものでございます。

続きまして、目7. 災害復旧債、節1. 教育施設災害復旧債の減額につきましては、昨年4月の熊本地震により被災しました学校給食センターの被災原因を検証することとしたため、起債申請を行わないことにしたものによるものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目1. 教育委員会費の主なものについて申し上げます。

節9. 旅費から節14. 使用料及び賃借料の減額につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

続きまして、目2. 総務事務局費について申し上げます。

節2. 給料から節19. 負担金、補助及び交付金までの減額補正につきましては、それぞれ決算見込みによるものでございます。

節13. 委託料のうち、学校給食センター被災検証支援委託料につきましては、被災検証委員会が行います現地調査に必要な環境の確保や人的支援を行う経費をお願いするものでございます。

なお、事業内容につきましては、主要事項説明書の3ページにお示しをしております。

節20. 扶助費につきましては、昨年11月に新たに1名、交通遺児手当の申請がございましたので、12月分からの手当と見舞品に要する経費をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

節28. 繰出金につきましては、歳入で御説明いたしました育英資金貸付基金への寄附に伴うものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

その下になります、目3. 学校教育事務局費、節1. 報酬から節13. 委託料までは決算見込みによる減額補正となっております。

節8. 報償費は、就学相談会、就学指導委員会、教科「日本語」検討委員会に大学教授等が欠席となったための減額となっております。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

次、同じページの、項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費について申し上げます。

節2. 給料及び節3. 職員手当等の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

節13. 委託料のうち、調査設計委託料の減額につきましては、鳥栖北小、田代小、旭小学校3校の外壁調査業務及び鳥栖小、若葉小、旭小学校3校の屋内運動場非構造部材改修工事の設計業務の入札残が主なものでございます。

ページをめくっていただきまして、6ページをお願いいたします。

1行目の工事監理委託料につきましては、歳入で御説明しましたとおり、国の2次補正予算により前倒しで事業を行うものでございまして、鳥栖小、若葉小、旭小学校3校の普通教室棟と屋内運動場のトイレ改修工事及び屋内運動場非構造部材改修工事に伴う監理委託料をお願いするものでございます。

節15. 工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、新年度の特別支援学級の学級編制に伴います教室の間仕切り設置工事に要する経費をお願いするものでございます。

また、トイレ改修工事費及び屋内運動場非構造部材改修工事費につきましては、監理委託料で御説明いたしました3校のそれぞれ工事費をお願いするものでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、目2. 学校事務管理費の節7. 賃金から節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額補正となっております。

目3. 教育振興費、節20. 扶助費につきましては、就学援助費の決算見込みによる減額補正となっております。

目4. 学校給食センター費の節2. 給料から節18. 備品購入費は、決算見込みによる補正となっております。

なお、節2. 給料から節4. 共済費の減額につきましては、育児休業中の職員が1名いるための減額となっております。

節7. 賃金の減額は、嘱託職員1名が8月から12月まで病気による治療で休まれたことと、正規嘱託職員の休みに伴う代替勤務が予想より少なかったためによるものです。

節13. 委託料の減額は、施設管理委託料の決算見込みによる減額補正となっております。以上です。

江崎充伸教育総務課長

続きまして、同じページでございます。

項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費でございます。

節3. 職員手当等の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

節13. 委託料のうち、調査設計委託料の減額につきましては、田代中学校屋内運動場大規模改造工事設計業務及び同校、普通教室棟増築工事監理業務の入札残が主なものでございます。

工事監理委託料につきましては、歳入で御説明しましたとおり小学校費同様、国の2次補正予算により前倒しで事業を行うものでございまして、田代中学校屋内運動場の非構造部材とトイレ改修を含む大規模改造工事の監理業務、また、基里中学校の教室棟と屋内運動場のトイレ改修工事及び屋内運動場非構造部材改修工事に伴う監理委託料が主なものでございます。

節15. 工事請負費のうち、営繕工事費につきましては、小学校費同様、新年度の特別支援学級の学級編制に伴います教室の間仕切り設置工事に要する経費をお願いするものでございます。

また、トイレ改修工事費、屋内運動場非構造部材改修工事費、田代中学校屋内運動場大規模改造工事につきましては、監理委託料で説明いたしましたそれぞれの工事費をお願いするものです。

なお、関係資料といたしまして、主要事項説明書4ページに小中学校屋内運動場非構造部材改修事業、5ページに小中学校トイレ改修事業、6ページに田代中学校屋内運動場大規模改造事業についてお示しをさせていただいております。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、目2. 学校事務管理費、節7. 賃金の減額につきましては、特別支援学級生活補助員が家庭の事情等により欠勤が出てしまったことなどによる減額となっております。

節8. 報償費の減額は、理化学研究所の講演会講師が1名減となったことと卒業記念品、印鑑代の入札残によるものが主なものでございます。

節19. 負担金、補助及び交付金はヘルメット補助金や日本スポーツ振興センター、それか

ら通学補助金等の決算見込みによる減額補正となっております。

目 3. 教育振興費の節20. 扶助費につきましては、就学援助費の決算見込みによる減額補正となっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続きまして、項 4. 社会教育費、目 1. 社会教育総務費の節 1. 報酬から、次のページの節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

主なものといたしまして、節19. 負担金、補助及び交付金といたしまして、放課後児童健全育成事業補助金の減額でございますが、これにつきましては、なかよし会を運営いたします鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会と、アフタースクールあいあいを運営いたします和貴福祉会への補助金の決算見込みによるものでございます。

続きましてその下、目 2. 文化財保護費の節 1. 報酬から節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

続いて次のページ、目 3. 図書館費の節 2. 給料から節11. 需用費につきましては、決算見込みによるものでございます。主なものといたしましては、育児休業者分の人件費の減額及び光熱水費が不足することから増額補正をお願いするものでございます。

続いてその下、目 4. 埋蔵文化財発掘調査費につきましては、発掘調査作業員賃金等の決算見込みによる減額補正でございます。

続いてその下、目 5. 埋蔵文化財調査受託費の節 4. 共済費から節14. 使用料及び賃借料につきましては、民間開発に伴う受託事業の決算見込みによる減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

目 8. 勤労青少年ホーム費につきましても決算見込みによる減額補正でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、その下でございます。

款11. 災害復旧費、項 3. 教育施設災害復旧費、目 1. 単独災害復旧費でございます。

節15. 工事請負費の減額につきましては、被災原因を検証することとし、現場を保存するため災害復旧工事を中止したことに伴うものでございます。

続きまして、めくっていただきまして12ページをお願いいたします。

繰越明許費について申し上げます。

1行目の学校給食センター被災検証支援事業につきましては、調理エリアの現地調査を春休み期間中に予定しておりまして、事業完了が平成29年度になる見込みであるため繰り越すものでございます。4行目の旭小学校特別支援学級整備事業につきましても、新年度の特別

支援学級の学級編制に伴いまして、春休み期間中に教室の間仕切り設置工事を行う必要が生じたため事業完了が平成29年度になる見込みであるため繰り越すものでございます。

以外の、小中学校のトイレ改修事業及び屋内運動場非構造部材改修事業、田代中学校屋内運動場大規模改修事業につきましては、歳入歳出予算の中で御説明しましたとおり、国の今年度の2次補正予算で事業が採択されましたが事業実施が平成29年度となるため繰り越すものでございます。

以上で、議案乙第1号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）の教育委員会事務局関係についての説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

歳入のところで1点お聞きしたいんですけど、財産収入の物品売払収入、これ給食センターの資源物売却による売り払い品目は何だったんですか。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

売り払い品目につきましては、スチール缶、段ボール、ペットボトルになっているところでございます。

以上です。

小石弘和委員

じゃですね、スチール缶とか段ボール、そのキロ数。

豊増秀文学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

すいません、ちょっとキロ数につきましては持ち合わせておりません。

申しわけございません。

園木一博教育次長

すいません、数量等については確認して、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

古賀和仁委員長

わかり次第、報告ということでもいいですか。

小石弘和委員

10ページの図書館費の需用費、これ光熱水費が増に伴う補正と、50万円組まれているんですけど、ちなみに、平成27年度の光熱水費の実金額はお幾らだったんですか。

栗山英規生涯学習課図書係長

平成27年度の光熱水費につきましては、実績として558万7,854円でございます。

小石弘和委員

再度、ゆっくり。

古賀和仁委員長

正確に、ゆっくり言ってください。

栗山英規生涯学習課図書係長

市立図書館に平成27年度の電気代につきましては558万7,854円でした。今年度の見込みにつきましては、3月までで589万2,161円を見込んでおります。

以上でございます。

小石弘和委員

ちょっといいですか、これ、558万7,854円、これは光熱費ですか。水道、水は入ってないんですか。

栗山英規生涯学習課図書係長

今、申しあげました金額につきましては、電気代のみを申しあげております。

以上です。(発言する者あり)

光熱水費全般で申しあげますと、平成27年度は611万3,540円でした。平成28年度につきましては、電気代、上下水道代あわせまして644万2,000円を見込んでいるところでございます。

そのために、今回50万円の増額補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、ちょっとよくわからないですけど、この補正前の1,218万円の、ほかも入っているわけですか。補正後が1,268万7,000円になっているんですね、金額が。

栗山英規生涯学習課図書係長

記載しておりますのは需用費ですので、光熱水費のみではなく消耗品費、修繕費等も含まれているからの額となっております。

以上でございます。

下田寛委員

じゃあ、昨年の需用費も含めたものを教えていただきたいんですけど。

栗山英規生涯学習課図書係長

平成27年度の需用費全体の決算額につきましては、965万9,797円でした。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

先ほどから需用費の内訳について申しあげておりましたが、事業費につきましては修繕料

等が入りますので、年度間においてかなり増減をいたします。

今回、補正をお願いしておりますのが、光熱水費のうちの電気料が不足するためでございます。この、電気料の不足につきましては、主な要因といたしましては、平成27年度から図書館の2階で文化財の常設展示を開始いたしました。その関係で、照明費等が増額になったものと思われま。

また、昨今、ほこりや騒音による苦情等で窓の開閉を控えておりますので、そのために空調等の費用がかさんだものというふうに考えております。

以上でございます。

下田寛委員

データ、ありがとうございました。

2ページの被災幼児児童の就学補助金があるじゃないですか、支援補助金。これ、該当者何名なのか教えていただけないでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

2ページの被災幼児児童生徒就園就学関係ですけれども、小学生が小学校の場合4名、中学生が1名ということで把握しております。

以上です。

下田寛委員

これは、いつまで継続されるものかっていうのは何かあるんでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

現時点での把握はできておりません。申しわけございません。

下田寛委員

わかりました。ありがとうございます。

あと、6ページの、学校施設管理費の特別支援の間仕切り営繕工事費ということですが、平成28年と平成29年での生徒の推移見込みを教えていただけないでしょうか。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

まず、平成28年度、本年度が特別支援学級に在籍してしているお子さんの数が287名、全部で61学級。来年度につきましては、現在のところ、まだ少し増減が今もあっておりますので最終的な確定段階ではございませんが、9学級増の70学級を予想しております。児童生徒数につきましては、現在のところ330名。

以上です。

下田寛委員

間仕切りに関しては、さっき旭小学校のどこをどうするんでしたっけ。図工室でしたっけ。

江寄充伸教育総務課長

旭小学校の特別支援学級の間仕切り工事につきましては、図工室、ひと教室を3つに分割する間仕切り工事をやる予定にしております。

以上でございます。

下田寛委員

ほかの学校の状況というのは、まあまあ、こういった営繕工事をしなくても対応できるような形だと思うんですけども、何か概要を教えてもらえればと思うんですが。

原祥雄教育総務課総務係長

すいません、お待たせしました。

旭小学校につきましては、特別支援学級の児童も増加をしておるんですけども、通常学級の児童のほうも依然として増加をしている状況です。微増ではございますけれども。

そういったこともありまして、学級増に対応できるスペースというのが、非常にほかの学校と比べて少なくなっております。

今回、補正予算を要求するにあたりまして、学校のほうとも協議をいたしましたけれども、図工室が一番適切だろうということが一つございました。

理由といたしましては、図工室が1階にあること。そして、トイレが比較的近くにあること。保健室も近いということがございます。そのほか、旭小学校内で余裕がある、余裕があると言うと語弊がございますけれども、多目的に使用しているスペースというのがございますが、こちらが3階でございます。

3階には、水場とトイレがございませんでしたので、ここはちょっと使えないだろうということで、1階の図工室を3部屋に間仕切りを入れまして、図工室をその3階の多目的室に持っていくということで整理をさせていただきました。

以上、お答えとさせていただきます。

すいません、ほかの学校につきましては、小学校に関しては今年度はございません。昨年度までは、1年前には小学校のほうを2校ほどさせていただきましたけれども、今年度については、現状の通常学級を特別支援学級に切りかえるのみで大丈夫ということになっております。

下田寛委員

わかりました。

図工室は、空調はついているんですかね。

原祥雄教育総務課総務係長

旭小学校の図工室につきましては、現状空調設備は整っておりません。

この分につきましては、当初予算において審議のほうをお願いして、承知いただければ取りつけのほうに入ってまいりたいというふうに思っております。

下田寛委員

わかりました。

また、当初のほうも含めて質問させてもらいたいと思います。

尼寺省悟委員

1 ページ見てみますと、国庫補助金として学校施設環境改善交付金があわせて2億円ぐらい出てますが、これは3分の1ということ、事業費の。

江寄充伸教育総務課長

補助率は3分の1でございます。

尼寺省悟委員

それで、一番最後の12ページ見てみますと、採択を受けたからということで、これ基本的にはこういった、トイレとか大規模改造とかするときには、申請すれば基本的には全部採択されると。過去においても、将来においてもというふうに考えていいのか。

江寄充伸教育総務課長

補助採択につきましては、過去ついたりつかなかったり、その年々によって違ってきております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

なぜ、ついたりつかなかったり、理由は何かわかりますか、その辺は。

園木一博教育次長

国の、この交付事業の採択の特徴としては、今年度2次補正で採択いただいたのが、一つは、まず屋内運動場が全国的に避難所として活用される。要は、災害対策の視点に注視されて、当然、東日本でも被災あったんですけど、非構造部材の落下事故等を防止する、避難場としてですね。

それと、避難者が利用するトイレ等含めて、学校施設のトイレ利用っていうのが災害時の利用等も含めてですね、そういった視点でトイレ、今回非構造部材について国の採択を受けたと。

その時々、やっぱり国の文科省を中心として、学校施設、何を優先すべきかという方針に基づいて採択される経緯等がございますので、過去で申し上げますと、普通学級の空調設備を数年前整備した際に申請を行ってございましたけれども採択されずに整備したという経緯もございますので、その時々、やっぱり国の交付金事業の事業方針に大きく左右されるも

のだというふうに認識しています。

尼寺省悟委員

わかりました。

そうするとトイレの整備とか、あとやってないところあるわけですね。あるいは、体育館とか、そういったことについても今後やっていくと。でも、今のような考え方であれば、普通考えたならば採択されるんじゃないかと考えるのは普通なんですけど、その辺はどうですか。

園木一博教育次長

含めまして、当然、私どもとしては、交付金事業の採択を前提として、来年度分の事業実施という考え方ではおりますけれども、教育委員会としては、やはりトイレ改修と非構造部材、これは、大規模災害等の避難所として学校施設が利用されるし、利用された場合に避難者にとって快適とまではいかないとしても、安全に利用できるような施設にすべきだという考えのもと非構造部材、並びにトイレ改修については平成29年、30年の2カ年で事業を完了したいと。

ましては、国の動向としては、震災対策という視点を今持っておられますので、この時期に、できればこの交付金採択をとって事業進めたいという考え方でいるということでございます。

尼寺省悟委員

だから、基本的には採択は、例えばね、特別教室の空調とかそういった問題、予定をしてるけれども、そういった問題についても要請、申請は当然やっていくわけでしょう。

園木一博教育次長

当然、交付金事業として事業名で挙がっている部分で、本市で今後事業計画として進めていこうとしている事業については、常に申請等を行ってまいりたいというふうに考えています。

尼寺省悟委員

わかりました。

あと、3ページに災害復旧債として1,080万円が、これ減額になってはいますが、これは、理由は。

園木一博教育次長

今回、資料で申し上げますと3ページの最後の行になりますけれども、当初予定しておりました災害復旧、単独事業での災害復旧事業ということで起債の申請を行った経緯がございます。

しかしながら、先般からその被災原因等含めて、最終的には、調理エリアについては一部

その補修を行いましたけれども、エントランス、2階側ですね。ランチルーム含めて、現場保存をするということで復旧工事を行っておりません。

被災の原因特定のための検証委員会を立ち上げたりもしておりますけれども、そういったことから、当初予定した事業内容と大きく変わってきているということで、これで起債をして、借入れを行うというのは適正ではないという判断のもと、今回この分については減額をさせていただいたと。

尼寺省悟委員

その判断というのは、こちらで、当然国のほうと相談とか——以前の一般質問で、これについては国のほうと協議してどうのこうのと言われとったけれども、その結果なのか。そうではなくて、もうこれは話しても同じだと。話すまでも、相談する必要もないという判断でしたのか、どちらですか。

園木一博教育次長

当然、この災害復旧債を活用するにおいては、原形復旧というのが最低条件になります。

ただ、今回工事については、当然、原形復旧できてない箇所が存在しますので、そういった意味から災害復旧債を活用するというのは困難であろうという私どもの判断のもとで、減額をさせていただいたということでございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

小石弘和委員

10ページですけどね、10ページの埋蔵文化財調査受託費の中で、これ、汲み取りを行わなければならない、トイレですかね。これ何箇所あるんですか。

そして、もしよかったら場所、どこに設置してあるのかなと。

久山高史生涯学習課文化財係長

発掘調査の現場内に簡易トイレを置く場合がございます、そこでの汲み取り料ということで計算しております。

ただ、実際の発掘調査においては、相手の業者さんのほうが用意されている場合もございますので、そういった場合はこういった形で減額できる場合もあるということです。

以上です。（発言する者あり）

場所は、ですから今年度に関して言えば1カ所ありまして、京町遺跡でございます。本鳥栖町の京町遺跡、マンションの増築用地でございます。

松隈清之委員

2ページの県支出金の、先ほどちょっとありましたけど、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金と、並びに中学校費のそれぞれで、これ減額理由をもう一度教えていただけますか。

柴田昌範学校教育課長

現時点で、ちょっと説明する資料ございませんので、また後ほど用意したいと思っておりますが、減額の主な理由として考えられるのは、被災児童生徒数が少なかったというところで減額されたのではないかなと思っておりますが、また調べたいと思います。

松隈清之委員

そうなのか、要は、これ歳入ですよ。だったら、歳出のほうで何か減額されているかちゅうと、わからんのですよ。ちょっと見当たらない。

だとするとね、単に補助率が減らされたのか、とかっていうのを知りたいんで、教えてください。

それでは次に行きますが、先ほども、ちょっとありました間仕切り云々、要は特別支援学級の話なんですけど。よく言われる、対象児童がふえとるといような話もありますが、実際、今後もふえ続けるという認識であるとする、全体的に児童数が減ってきてバランスがとれればいいんだけど、そうでなければスペースが足りないということに、今回もね、旭小はちょっと厳しかったんだと思うんですけど、なってくると思うんですよ。

だから、そこら辺の見込みはどうなんですかね。

柴田昌範学校教育課長

非常に難しい質問なんですけれども、年々、確かにふえている状況にあるってところからすると、もうことはふえないのかなと思っておりましたらまた今回も、先ほど言いましたような数字で増加が見込まれているということ。それから、特別支援学校のお子さんがこちらに流れて、向こうは減っているのかっていうとそうではなくて、中原特別支援学校本校についても、もう教室が足りない状況であると。

また、田代小学校に併設されております鳥栖田代分校も、もう教室が足りない。田代小にどこか場所を貸していただけないだろうかというふうな御相談もあっているんですが、うちとしても、もう田代小で空いているスペースがないということで、特別支援学校自体もかなりパンクした状態になってきております。

今後の見通しとして、これ以上ふえていくのかってということについては、まあ、何ともお答えが難しいんですが、この3月に来て、この段階でまだ特別支援学級に入りたいというふうなお子さんも若干名いるような状態ですので、来年度以降も微増が見込まれるのではないかなっていうふうなことを予想はできるところであります。

天野昌明教育長

先ほどから説明があつてますように、非常に、去年は13学級増でした。今回は、10ないし9学級っていうようなことになって、子供たちも約30人から40人、毎年今ずうっとふえてきてます。

そういうようなことを含めると、児童数、生徒数は普通の児童数、一般の子供たちはそんなにふえているかということとそうでもない。しかし、その率的に見るとこの特別支援教育に係る子供たちはふえているので、これはやっぱり、私は、予想では非常にふえていくだろうと思ってます。率的にですね。

そして、一つその大きな要因は、例えば旭小は今度10学級になるんですけれども——やっぱりすごいですよね、これは、はっきり言って。その理由は、御存じだと思いますけど、旭地区にある幼稚園、保育園が特別支援学級、そういうような子供たちを受けて、そして指導して、それでその幼稚園からどこに行くかということ旭小学校に行くということで、旭小学校はそういうふうなちょっと特異な、そういう体制といいますか、幼稚園、保育園の体制を組んでいるということも含めてふえている状況です。

しかし、やっぱり来年は、この資料を見ますと、来年鳥栖北小が9、そして旭小が10、弥生が丘小学校は8ないし9学級というところでふえてますので、普通学級のほうが減るとそこを使えるんですけれども、教室として使えるんですけれども、今回の旭小のような場合は、図工室あたりを間仕切って使わざるを得ないという状況になってます。

それで、この特別支援学級の児童というのが、もう一つは、非常に鳥栖市のほうは特別支援教育について理解もあるし、もう親のほうも進んで入りたいというような希望もあって、そういうところもありますので、やっぱり将来的にはふえていくだろうし、その対応をしつかりこれから見ていく必要があるだろうというふうに思ってます。

以上です。

園木一博教育次長

すいません、1点、数字的なもので補足をさせていただきますけれども、小学校の児童生徒の中で、特別支援学級に入級する児童生徒数の割合というのが、平成24年度で小学校で2.47%だったものが、平成29年度見込みでいきますと5.49%。

要は、単純に率だけでいきますと倍増しているような状況でございます、これ中学校についても、中学校が1.73だったのが3.23%と。小中平均でいくと2.1が4.36%というように、やはり特別支援学級に在籍する児童生徒の割合というのがふえてきている傾向。これはグラフで見ますと年次的にふえてきている、比率的にはふえてますので、今後もこの比率というのは一定伸びてくるのかなという。

ただ、普通学級に在籍する子供たちというのは、おおむね、弥生小でも一定ピークが超えたという状況でございますので、微増ではございますけれども、どうしても特別支援学級在籍の子供たちの比率というのはふえてきているという状況は今後も続くんではなかろうかという予想をしているところです。

松隈清之委員

ここ近年の伸び、その倍増しているっていうのについては、例えば、一つは、そういう理解が進んで、いわゆる普通の、一般の教室に入れてたようなケースでも、特別支援学級のほうに進んで入れられる方が出てきて、ふえているのもあると思うんですよね。だから、一概には言えないけれども、ただ県内で見ても、ね。あっちが減って、こっちがふえているというわけでもないとする、やはりある程度ふえていくっていうことも想定せないかんと思うわけですよ。

それで、もう一步、もちろん担当部署ではないんだけど、市としてはね、やっぱり今後も人口増を図っていかないかんわけですよ、まちづくりとしては。いろんな今後も開発だったり、再開発だったり進めていくと、やはり人口減る前提では考えるべきじゃないんですね、市としては。

そうするとね、やはりそういうスペースが出て、必要であるっていうのは、今後じゃあ普通の教室が減ってくるだろうという見込みでは、また多分いかなので。じゃあ、そこは逆に、市としては、まちづくりとしては、人口ふやしていくということ考えれば子供もふえていかないかんわけだから。そうすると、スペース自体が結構厳しくなるなっていうのを考えないかんと思うわけですよ。

それで、そういう、ちょっと気になるというか、そういう支援、指導が必要だっていうお子さんの把握っていうのは、やっぱり幼稚園とか保育園でされつつあるじゃないですか。その情報共有も多分されていると思うんですけど、だから、それこそね、1歳児、2歳児じゃなかなか見分けづらいところはあるにしても、3歳児ぐらいから大体、少しずつわかってくると、若干何年前ぐらいから、一、二年ぐらい前にはある程度、今後入ってこられるだろうなっていう数の補足が、100%ではないにしてもできるのかなと思うんで、ここ数年の動きにしても、やっば今回も旭小は結構厳しかったっていうことでいくとね、いずれこれ、教室ないよと。

それこそ、小人数学級見直して、ね。また40人にして教室つくらないかんよとかっていう話になんのか。じゃあ、どっかにプレハブでもいいからスペースをつくるのかっていう選択をせないかんようになるんじゃないかなあと思うんですよね。

だから、予算は予算で別に、これはこれでいいんだけど、この動きを見ると少し先のことも考えた手をそろそろ考えとかんと。恐らく、もう本当に、単純にね、何クラスふえましたっていうのは、この手の教室の場合はあんまり……、必ずしも同じじゃないじゃないですか。1人で1クラスのところもあれば、3人で1クラス取れるところもあるんで。

予測はなかなかしづらいと思うんですけど、ただ、いずれにしてもそういうスペースが今

後も必要になってくるということを考えると早目に予算の見込みとかね。いや、もうこれ場所とか。じゃあ、敷地内に、どっかにじゃプレハブも含めて考えないかんねとかっていうのも考えとかんと、いや、もういっぱいいっぱい入らんよと。もう、すぐになる可能性ありますよね、もしかしたら、平成30年度にも。

だから、ちょっと準備をしとかれたほうがいいのかなあと思います。

小石弘和委員

ちょっと、関連ですけど。

今、特別支援学級と、私、近年学びの教室ってちょっとお聞きしたんですけど、どんな違いがあるんですかね。ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

市内の学校、今、委員御指摘のように特別支援学級と通級指導教室という形で、学びの教室と言葉の教室というのがございます。2種類ですね。

学びの教室につきましては、例えば、特別支援学級につきましては、障害種別に知的障害のクラス。自閉、情緒、障害のクラス。それから病弱のクラス。それから肢体不自由のクラス。難聴、弱視のクラスということで分かれております。

特に、例えば、自閉、情緒クラスにつきましては、自閉症スペクトラムとか、そういう診断をお持ちのお子さんが大体入級をされております。これは、発達障害の中には、学習障害ということで、読みの部分が苦手なお子さんとか、書きの部分が苦手なお子さんとかそういったお子さん方もいらっしゃいます。そういう、学習障害をお持ちのお子さん方を対象に学びの教室というところを設置しているところです。

障害が、語弊があるかもしれませんが、やはり障害的に重いお子さんについては特別支援学校に行かれて、次の段階として特別支援学級、それから通級指導教室という考え方のほうがわかりやすいかなと思います。

柴田昌範学校教育課長

若干補足ですけれども、特別支援学級につきましては、自分の学校に在籍する、そういった障害をお持ちのお子さんがその特別支援学級に行くんですけども、通級教室については——「通う、学級の級」と書くんですけども——先ほど申しましたように言葉の教室と、先ほど言われました学びの教室。学びの教室につきましてはLD——学習障害ですね。それとADHDといって多動性の子供、そういったお子さんたちが、言葉が落ちているからとか、あるいは、コミュニケーションが苦手とか、落ちついて学習できないとか、そういったいろんな特性をお持ちのお子さんが専門の先生につきましては、通級するというところで週1回、例えば田代小には通級ありませんので、田代小から若葉小に行くとか、そういったことで、週に

1時間から2時間その教室に行って学ぶといったことで通級という制度が始まっております。

非常に需要が高くて、今待機の子供たちがたくさんいるという状況で、今、鳥栖小学校にLD、ADHDの学級が2学級。そして、鳥栖北小学校に言葉の教室が1学級、そして若葉小に言葉の教室が1学級あるんですけれども、今回、平成29年度につきましては、非常に小学校の需要が高いということで、若葉小学校に通級のLD、ADHDですね。学びの教室を1学級増ということで考えております。

また、中学校が、今、通級指導教室がないんですけれども、中学校についても今後県のように加配要求をいたしまして、ぜひ通級を設置したいと考えております。これが、今、国の加配事業で設置されてるんですよ。

いわゆる、定数制で設けてあるわけじゃなくて、教員の加配があったところに置かれているような状態なんですけれども、それでは、ちょっとまずいだろうというふうに国の動向もなまってまいりまして、今後、定数制に10年ぐらいかけて移行していくというふうな情報が入ってきているところです。

小石弘和委員

じゃあ、今、1学級どのくらいいらっしゃるんですかね。

柴田昌範学校教育課長

15人から、下手すると20人近く、コマ数が足りない関係で同じような、例えばコミュニケーションが、2人が苦手なので一緒にコミュニケーションを学ぶとか。言葉についても、言葉が苦手な時間をあわせてとかですね。そういったことでグループ学習等も取り入れながら、鳥栖小学校は、いわゆる小学校は45分の6コマなんですけれども、それでは足りないということで7コマの授業を組んで、工夫して子供たちを受け入れているというふうな状況です。
（「わかりました」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

別の質問です。

4ページに、被災検証支援委託料なんですけど、これは前も聞いたと思うんですけど、最初、今後のこのスケジュールっていうのか、ちょっと。

原祥雄教育総務課総務係長

学校給食センター被災検証委員会の現地調査支援業務に関しまして、今後の予定をということで簡単に御説明をさせていただきます。

これまで第1回、第2回と検証委員会のほうを開催いたしてしていきました。2月5日、そして3月1日のほうで開催をいたしましたけれども、今後といたしましては、今月の3月

31日金曜日、14時から現地調査、検証委員の現地調査を行う予定というふうにしております。

これは、給食センター内の調理エリアの部分を3月31日に調査をするということで予定をしております。4月に入りまして、4月11日の日に非調理エリアですね、これエントランスホールとランチルームの調査、検証委員さんの調査ということで予定をしております。

その後、4月下旬から5月下旬にかけて、3回程度の検証委員会のほうを予定いたしております。

以上です。

尼寺省悟委員

それで、会議の公開っちゅうか、中身の問題として、当初は検証委員の名前すらいろいろ複雑な問題があって、いろんな絡みがあってそれを防ぐということであったけれども、結果的にそれは公開したし、会議の公開についても議事録はホームページに出たんかな。(「はい」と呼ぶ者あり)

出るとかいうふうなことなんで、そこまで、かなり執行部としてはその辺心配されて、そういう措置をとったちゅうことは理解できますけれども、そういった形で公開とかやっているとことだからね、今後の問題として、この検証委員会について、ほかの委員会もそうだと思うんやけど、公開するとか、そういったところの考えというのはやっぱり今までどおりいくと。

そして、あとで、いろいろ中身について精査っちゅうんか、いろいろ検討して、その結果について議事録という形で公開していくという方法、その辺は。

園木一博教育次長

尼寺委員から御指摘ありましたように、既にホームページで、教育のカテゴリーから入っていただいて、検証委員会ページはもう、既にアップをさせていただいております。この中に、委員さんの名簿等も記載をさせていただいております。ただ、審議内容の詳細な議事録というのは、やはりちょっと控えたいというのはこの委員会の中の決定事項でもございました。

ただ、どういった審議をしたのかというのを一切公開しないっていうのはやはりまずいだろうということですね、審議の概要ということで、審議された概要項目だけはホームページ上でアップしようということで、実は、もうホームページのほう、前回の1回目の会議のほうは上げさせていただいております。

ただ、審議内容については、1回目については現状報告をし、現場で見れる範囲だけ現地を確認されて、今後の進め方も含めて意見交換をされたのが主な会議の内容でございましたので、委員からの主だった意見は特段ないということで揭示はしております。

2回目を前回は行いましたが、3月1日、佐賀市のほうで、これは審議内容については、主に今度春休みで実施します現地調査、これの具体的な方法。どういう場所をどういうふうな形で準備をして、先生たちに見てもらえるような環境を用意すればいいのかというようなことを主に御議論いただいています。

これについては、今、議事概要について、ホームページ上では作成中としております。

審議内容等を委員さん等にまず確認をいただいて、掲載内容の案文をつくりまして、御了解いただいた内容をホームページに公開しようというふうに考えております。

それと、もう1点あわせて申し上げますと、今、一応委員さんの現地調査の日程は決定をいたしております。

今後、支援事業のコンサル発注も早急に準備を、春休みに環境を用意する必要がございますので、当然、その現地の足場の準備とか、それと現地の委員さんの調査のお手伝い。それと、委員さんのほうから一部、要は施工図あたりを起こしてほしいというような箇所の指摘もあっておりますので、そういった具体的な協議も入りながら、最終日程調整はさせていただきますけれども、現地については、議会のほうにも、再度、天井が見れる状況の環境ができれば見ていただくようなことも考えさせていただくというお話をさせていただいております。

実は、委員会最後の総括後に、この報告とあわせて、日程の御相談をさせてもらおうというふうに考えておりました。日程的に申し上げますと、3月31日午後から委員さんの現地調査を予定していますが、時間の都合でいきますと、その31日の午前10時から時間が確保できるとなればそこなのかなと。

それと、4月については、委員さんの調査後の13日、または14日あたりで見ていただくという形でどうだろうかという御相談をさせてもらうつもりにしておりましたし、できましたら委員会のほうで、委員会現地調査ということで、一つ私どもがちょっと気にしているのはマスコミの対応等ですね。それと、恐らく所属委員会以外の議員さんでも現地をちょっと見てみたい、というふうなお話もあるのかなというのを気にしておりましたので、そこは、できれば委員長から委員会の中でですね、御判断をいただくようなことでお願いできませんでしょうかという御相談をさせてもらう予定で考えておりました。

ちょっと長くなりましたけど、以上です。

尼寺省悟委員

最終的な結論が、8月って言われたかな。最終的な結論は、結果は。（「一応5月末、5月でお願いできれば」と呼ぶ者あり）5月末。

はい、よかです。

松隈清之委員

関連してなんですけど、今のその調査、被災検証の調査なんですけど、今、5月末っていうお話ありましたけれども、今後ね、じゃ検証しましたと。

さっき、国の減額、何でしたっけ。災害復旧費の減額とかもありましたよね。

要は、検証しましたと、今後どうするかっていうことは、ある程度方向性としては持つておられるんですよね。

園木一博教育次長

大きく、その報告にあたって2点あるというふうに認識をしております、まず、春休みに現地調査をしていただきます。

その現地調査の調査結果っていうのを一つ取りまとめていただきたいというふうに考えております。これは、技術的な視点も含めてですね。技術的な視点を含めてどういうふうになったのが原因だろうと。

特定ができるかどうかっていうのは、今後の現地調査によろうかと思っておりますけれども。それと合わせ、最終報告の目標として5月末ぐらいにまとめていただきたいというお考えを委員会のほうにはお示しいたしておりますけれども、被災原因を含めて、現地調査結果を踏まえた上で、じゃ原因がどこにあったのか。それらによって、例えば関係者にとってどういった責任度合い等含めて出てくるのか。

こういったものを最終報告の中で取りまとめていただきたいというふうに考えておりました、その取りまとめていただいた最終報告書を提出いただいた後、それを受けて市が判断すべきことというふうな認識で考えております。

当然、そこに何らかの関係者の責任というものが出てきて、それが何らかの法的な対応も含めて必要だというようなことになれば、それも踏まえて市の判断としてどういうふうな行動を起こすのかというような、最終的にそこは市が判断すべきもんだというふうに認識しています。

松隈清之委員

委員の中には弁護士さんとかも入られてますんで、当然そこまで多分考えておられるんだろうなと思うんですよね。

そうするとね、やはり先ほど情報公開の話もありましたけど、いろんな、今後ケースが考えられるんですよね。そうなったときには、やはり最終報告書自体も含めてね、情報の取り扱いっていうのは若干慎重にならざるを得んのかなと。一定、整理がつけばね、そのあと公開するのは結構だと思うんですけど。

いろんなことが想定される以上は、その取り扱いは途中経過も含めて、最終報告も含めて、

やっぱり注意が必要なのかなあとと思いますんで、御意見だけ言っておきます。

古賀和仁委員長

ほかに。「先ほどの、もし、よろしければ答弁ができてない分、ありましたのでお答えを」と呼ぶ者あり)

豊増秀文学学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

すいません、先ほど答弁できておりませんでした財産売払収入の関係の内容でございます。

これにつきましては、年度当初に、月当たり段ボールを5キロ程度、ペットボトル100本程度、スチール缶等120缶程度ということで業者のほうに買い上げ価格を入札していただくと。それで、高い業者と契約して、月々持って行っていただくというようなことで契約しているところがございますので、最終的にどの段ボールが何キロというようなことではちょっと把握してないところでございます。

以上です。

小石弘和委員

それはおかしいよ。

そんな、要するに売り払い収入なんてん、おかしいですよ、ね。ざっとしとるやないですか。

こういうふうなね、売り払いをしたらいかんですよ。

年間幾ら、きちっとね、入札。要するに入札、落札したところどこですか、これは。

豊増秀文学学校教育課長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長

有限会社のウラカワさんというところでございます。

以上です。

小石弘和委員

ちょっと、これ納得できないですよ。

じゃあですね、給食センターの開設が平成25年度から始まってますから、平成25年度と26年度と27年度、時期的に、要するに段ボールがなんぼ、ね。スチール缶が何キロ、出してくださいよ。そして、要するに売り払い収入が幾らやったと。

月ごとのそういうふうな入札の仕方も、私は非常にね、いかんと思いますよ。

園木一博教育次長

すいません、御指摘あった部分については、早急にちょっと内容等確認し、過去の資料等含めて整理をさせていただいたあとで報告ということでお願いをしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますか。

小石弘和委員

ペーパーで出してください。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

先ほど、松隈委員のほうから指摘がありました、2ページ目の被災幼児児童生徒就園就学支援補助金の内訳でございますけれども、小学校のほうは4名、中学校のほうは1名ということで、当初予算を組んでおりました。

ところが、認定作業の結果1名が認定から外れ、もう1名は転出により対象から外れたということで、それに伴いまして減額のほうを行っております。

また、歳出のほうでございますけれども、6ページの中ほどから下、教育振興費、扶助費の10万4,000円、この中のほうで減額をいたしているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

4名1名のは、減って4名1名ということですか。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

小学校が4名から、実は、対象者が平成28年度見込みでは3名減って1名というふうになっております。これによりまして減額ということをさせていただいているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

4名だったけど、対象から外れて3名になったっていう、小学校費に関してはそういうことでいいですか。

金額的にね、ちょっとどういう支援なのかよくわからんけど、半分以下なんですよね。だけん、例えば4名が2名とかって言われるとわかるけど、4名が3名でも——支援内容がよくわからんけど、これはあくまで県の補助金なんでね、どういう率で出てるのかわからんけど。4名が3名になったってことですか。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

そのとおりです。

厳密に申し上げますと、1名分の減というのは中学生になります。(発言する者あり)

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午後2時26分休憩

午後 2 時35分開議

古賀和仁委員長

再開をします。
答弁を求めます。

園木一博教育次長

先ほどの被災児童の、国の交付金の減額等について、今詳細に数字を確認させておりますけれども、資料としてまとめさせていただいて、申しわけございませんけれども、後日改めて提出をさせていただくということをお願いしたいと思いますけれども、よろしくお願いたします。

古賀和仁委員長

それでは、ただいまの御答弁のとおり、後ほど提出ということでしょうか。
ほかに。

下田寛委員

ちょっと聞いておかなければいけないなと思っているのが、なかよし会の件なんですけれども、9ページの、減額の575万5,000円についてももう少し詳細に教えていただけないかなと思っています。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

9ページの負担金、補助及び交付金の放課後児童クラブが鳥栖市内には、なかよし会と、現在アフタースクールあいあいという民間の事業所がございます。それぞれ運営する放課後児童クラブ運営協議会と、それから和貴福祉会のほうに運営補助金として支出をしておりますけれども、こちらのほうが、なかよし会を運営いたします鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会、こちらの運営費として今回事業費が減額となりました。

その内訳としては、収入が利用料でございますけれども、当初の予算よりも1,000万円ほど減額の見込みでございます。また、支出ですが、こちらのほうが1,630万円程度の減額ということで、こちらをあわせまして568万円程度の補助金の減額をさせていただいているところでございます。

また、和貴福祉会のほうへの補助金でございますが、こちらにつきましても、今回、決算見込みで補正をしておりますが、こちらについては、国のほうが示されております補助の単価、補助の基本額が、単価の変更がございまして、こちらについては10万8,000円の増額を見

込んでおります。

このことから、今回の補助金についての減額をさせていただいているところでございます。
以上です。

下田寛委員

これ、人件費とかはどうなっているのでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

まず、支出の分の、今回決算見込みでの減額については、放課後児童クラブ運営協議会のほうについての人件費が、ほぼこの減額の内容の主な内容になっております。

特に、指導員の給与、賃金でございますけれども、こちらのほうが、当初、常勤の指導員で予定しておりました人数よりも大幅に常勤の指導員が確保できなかったということと、あわせて常勤の指導員で配置すべきところを非常勤、代替の指導員で配置したということで、常勤指導員と代替指導員の賃金の差額の分も減額の要因となっております。

以上です。

下田寛委員

これ、人数は出ますか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

当初、常勤指導員53名の配置で試算をしておりました。実質は、常勤指導員が1年間で変動がございますけれども、大体40名程度確保し常勤指導員が働いておりますけれども、実際に、1日当たり常勤の指導員、それから代替の指導員あわせて大体四十七、八名で運営をしておりますので、当初の予定よりも若干少なめの人数、あるいは単価が少ないという形でございます。

以上です。

下田寛委員

じゃあ、すいません、これに伴ってなかよし会もいわゆる待機児童みたいな子たちもいるわけですね。

大体何人ぐらいになる、なったのでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

平成28年度、当初は通常期、また長期とそれぞれ待機児童数が違いますけれども、通常期においては4年生以上の方が待機ということでございました。人数についてが……。平成28年度の状況で、よろしいのでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

平成28年度について、直近の待機児童数でございますけれども、3月1日現在で、通常期については、いわゆる学校があつているときについてはゼロでございます。そして、長期に

ついては、2つの学校をあわせて15名の待機児童数になっております。

以上です。

下田寛委員

じゃあ、さっきの4年生以上っていうのは、全部長期の子たちと考えていいんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

申しわけありません、説明が不足しておりました。

年度当初が、4年生以上が中心の待機児童数でございまして、先ほど申し上げた待機児童の長期の15名については、これは1年生からも学校によっては含まれております。

下田寛委員

すいません、さっき待機の子がいるということだったんですけど、当初で何人いて、3月1日時点でゼロだそうですが、もともと何人ぐらいいたのか、行きたいっていう子が何人いたのかっていうのは。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

平成28年度、当初の入会において、通常期の待機児童が24名、それから長期においては待機児童が117名でございました。

内訳といたしましては、通常期について4年生が21名、5年生が3名、6年生は、そのときはいませんでした。それで、トータルで24人。

長期につきましては、4年生が100名、5年生が15名、6年生が2名、トータルで117名という状況でございました。それで、この長期について、特に、夏休みを過ぎたあたりから入会者が減ってきまして、退会される方が多くなりまして、その都度定数に余裕が出てきたところについては、この待機者のほうに御案内を差し上げているところですが、高学年の方を中心に、その時点で入会を辞退される方も大変多ございます。

それで、随時、利用申し込みも受け付けておりますので、その中で、新たに1年生、2年生、3年生と低学年の方も御利用をお待ちいただいている方もいらっしゃいます。

そういう変動があつて、現在の待機者数というのが長期の15名という現状でございます。

以上です。

下田寛委員

これ、来年以降対策っていうのは、また当初予算になってくるんでしょうけれども、この4年生100人っていうの、なかなか多いと思うんですよ。

ここは、どう執行部として捉えていらっしゃるのかお伺いしたいんですが。

園木一博教育次長

実はこれ、一般質問でもいただきまして御答弁も申し上げたんですけども、子ども・子

育て支援制度を立ち上げる前の児童福祉法の法要件から申し上げますと、学童保育対象事業の対象者が10歳未満、要は、小学3年生までということで、従前からずっと事業を進めてきた経緯がございます。

ただ、法改正によって、小学校に在学する子供全てが事業の対象になったというのとあわせて、これの事業の実施主体は市町村だということで、要件として、これは市町村事業という形で位置づけもされてきております。

それで、やはり働いていただく指導員さんの確保——施設要件としては、面積要件が基準でございますので、その面積要件で定数をつくっていきますと一定の定数確保ができるんですけど、やはり指導員、保育所と非常に似た状況ではございますけれども、見ていただく指導員の確保が、やはり事業の、待機児童解消の全てと言っても過言ではないのかなという気がいたします。

これまで、要は働いていただく指導員さんの賃金単価の見直し等も行ってきた経緯がございますけれども、処遇改善も含めて、今後見直し、また、もう一つは保育所の、要は、要員確保の対策等も国のほうで動いているような状況もございます。一つは、国の動向を少し見据えたところでの判断が必要だと思いますけれども、今の運営の形態も含めて平成29年度の中で一定整理をして、やはり5年間の待機児童解消という子ども・子育て支援計画の計画等もございますので、供給を確保するという視点で、要因にも含めたところで計画をしっかり練りながら、今後の体制づくりをしていく必要があるというふうに認識をいたしているところです。

下田寛委員

あと、そこ含めて、ちょっとそれちゃうかもしれないんですけど、お伺いしたいのが、これ、なかよし会は、特別支援に通う子たちも普通に來てるわけですね。

ちょっと確認なんですけど。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

下田寛委員

それで、もし何か問題が起こったときに、誰が責任をとるのかってなったら、これなかよし会のその職員の方がとるわけですね。違うんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

問題というのが、どういう問題なのかにもよるかと思いますが、お預かりしている中で、例えばけがをしたりとか、そういう場合について指導員として重大な過失があったりとかする場合は、当然、そういった責任というのはかかってくるものだと思いますけれども、

例えば、子供同士の遊びの中でのけがというのもよくありますし、そういった場合は保険の中で医療費の負担等はさせていただいているところがございます。

以上です。

下田寛委員

というのが、恐らく議論がそういう方向になってくることも想定できるかなと思うんですよ。

うちの子は、そういう配慮が必要なのに配慮ができてないじゃないかと。それは指導が悪いんだと。誰が責任持つんだと。なかよし会の職員が、そういった特別支援に配慮ができないのに何でいるんだとかいう話も、想定できると思うんですよ。

そうなったときを考えると、学校とのかかわりとか専門性とかいう話も、もしかしたらなってくることも考えられると思うんですよ。それが、僕の中でちょっと怖くて、懸念されることで。

だから、そうすると、じゃあ学校として、なかよし会もどう巻き込んで運営していくのかっていう話にもなるでしょうから。学校は学校、なかよし会はなかよし会じゃ当然違う、プラスアルファの話になってくると思いますんで、その辺も、ちょっと今後検討いただければと、お願いします。

園木一博教育次長

確かに、御指摘のとおり任意の組織団体で今運営しているような状況です。

先ほちょっと触れましたけれども、子ども・子育て支援制度の創設に合わせ、また法改正に合わせて放課後児童健全育成事業自体が市町村の事業という位置づけがなされてきております。これまで、その中で、じゃ運営主体をどうするのかっていう議論を重ねてきた経緯もございます。責任体制を明確にするということも含めて、方針としては直営化にしていくべきだろうという方向性を見出しまして、ただ準備期間もある程度必要でございますので、ここ2年ぐらい準備期間をいただいて直営で放課後健全育成事業を進めると。

また、民間の社会福祉法人等で運営される放課後児童クラブ等についても支援を行っていくという事の整理が必要だろうというようなことで、議論を平成29年度は特にですね、集中的にその整理をやっていこうということで方向性としては今持ち合わせておりますので、その方向での議論を深めていきたいというふうに考えております。

松隈清之委員

ちょっと関連して、今の問題でまず3月1日時点で、通常期の待機児童はゼロだというお答えいただきましたけれども、これは、年度当初はニーズがあるけど後半になると少なくなってきた、今はいない。むしろ、空きがあると理解していいんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

まず、空きがあるところもございます。それで、なおかつ定数以上というか、能力よりも多く受け入れているところもございます。

ただ、だんだん夏を過ぎて減っていく要因としては、特に高学年でございますけれども、新年度については、利用申し込みをしていたけれども、夏休みを過ぎて必要性がだんだん薄れてきたということで申し込みを辞退するということが多ございます。

ただ、低学年も随時、先ほどから申し上げておりますように申し込みを受け付けておりますが、低学年については、随時御案内をしている方についてそれぞれ入会をしていただいているところがございます。

以上です。

松隈清之委員

これ、例えば、平成29年度当初では、多分、もう申し込みとかっていうのもあるんだろうと思うんですけど、今の状況の中で、当初で待機は出る予定があるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

平成29年度のお申し込み状況等については、通年で671人の申し込みがありまして、その中で入会者が644人。27人の待機がでております。特に、4年生以上の待機者ということになっております。

また、長期休暇中の利用につきましては、905人の申請者数に対し810人の入会決定をいたしまして、95人の待機児童ということで、これも4年生以上の待機児童ということになっております。

以上です。

松隈清之委員

ということは、やはりある程度は対処をせないかんということですよ。この収入減というのが、要は、ニーズがなくて収入減は別に構わないんですよ。それはもう仕方ないんだから、ニーズがなければね。

ただ、やはり言われるように、指導員がいなくて受け入れられなくて、結果として収入減になってるとなれば、やはり頑張らないといけないのかなっていうふうに思うんですよ。支出に関しては、もちろん人件費相当分は、当然雇わなければ支出も減るんですけど、それ以外って多分そんなに変わらないじゃないですか。子供の数が少々ふえようと、減ろうとね。

だから、やはり、別にいっぱい、ニーズもないのに空いてるからいっぱい人集めろっていうもんで決してないけれども、どうしても保育園の延長と考えるとね、やっぱり親の不安を少しでも軽減しようと思えば、そういう受け入れ先としては準備をしないといけないんで、

引き続き指導員確保に努力してくださいとしか言いようがないんですけどね。

いずれにしても、年度間で、前聞いたときは、多分夏休み過ぎるとニーズが減るみたいな話も御答弁であったんで、であれば少なくとも、夏休みの短期だけでもどうにか人をね、お願いできるようなアイデアを考えていただければなと思います。

以上です。

久保山博幸委員

8ページの、学校事務管理費の報償費の中で理化学研究所のお話があったんですが、その実施状況っていうのを知りたいんですが。

満遍なく、市内全校区まで行き渡っているのか、その辺の状況を教えていただきたいと思っています。

柴田昌範学校教育課長

理化学研究所の方に来ていただきまして、理科の講演会をしているということは今回の一般質問の答弁の中にも入ってたかと思いますが、ここ数年、市内全4中学校に向けて実施しております。

今年度、1名減となったところは、香楠中と鳥栖高校にも行ってたんですよ、昨年度まで。理科の校長先生ということもあったと思うんですけども。ただ、鳥栖高校、香楠中学校が非常にスケジュール的に入れるのが難しいと。

鳥栖市のほうで、香楠中と鳥栖高の分を持っていたわけではなくて、向こうは向こうで払っていただいていたんですけども、その2校が外れたことによって1名少なくてスケジュール的に入るようになったので、今回3名で賄えたということで、1名分の減額となっております。

私が来てからは、理化学研究所の分は毎年実施している状況です。何年ぐらい前から始まったかっていうのはちょっと。（「5年前」と呼ぶ者あり）5年前ですかね。

最初は、もう鳥栖高校だけであっていたというふうに記憶しておりますが、市内の全中学校でやっております。

また、小学校については、M&M研究所というところの久留米高専の先生とか、佐賀大学の先生とかですね。その辺の先生たちが小学生に対して、体育館で雷の実験とか、さまざまな金属を持ってきて特性を教えていただいたりということで、理化学に興味を持つような取り組みということで、市内の小中学生に向けてそういった講演を今やっている状況です。

久保山博幸委員

そうすると、例えば中学校3年間の場合は、3回ぐらいチャンスはあるんですか。

柴田昌範学校教育課長

内容的にも難しいという面もありまして、中三のみに実施しているので、中学校にいる間に1回ということで、この前、理化学研究所で新しい元素記号を発見された九大の森田先生、あのあたりの先生もおととしぐらい鳥栖に来ていただいて、子供たちに元素記号表を配ってお話をしていただきました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

このほかにございますか。

質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑を終了します。

暫時休憩をします。

午後 3 時休憩



午後 3 時 8 分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

藤川博一まちづくり推進課長

午前中の、松隈委員の御質問の鳥栖駅周辺まちづくり基本計画策定の、入札参加業者数のお尋ねをいただきました。そのとき、私、3社とお答えいたしましたけれども、2社でございましたので、おわびして訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。



採 決

古賀和仁委員長

それでは、これより採決を行います。



議案乙第 1 号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

古賀和仁委員長

それでは、議案乙第 1 号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第 1 号 平成28年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）中、当総務文教常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

古賀和仁委員長

以上で、当委員会に付託されました補正予算議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくことに決しました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会は、これにて散会をいたします。

午後 3 時 10 分散会

平成29年 3 月 16 日（木）

1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部	長	野田	寿
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長		石丸	健一
総務課長補佐兼秘書係長		鹿毛	晃之
総務課庶務防災係長		古賀	庸介
総務課文書法制係長		江下	剛
総務課職員係長		山本	英規
財政課	長	姉川	勝之
財政課	財政係長	秋山	政樹
契約管財課	長	三橋	和之
契約管財課管財係長		庄山	裕一
契約管財課管財担当係長		中嶋	浩一
契約管財課長補佐兼契約検査係長		森山	信二
会計管理者兼出納室長		松隈	久雄
出納室長補佐兼審査出納係長		武富	美津子
選挙管理委員会事務局次長		立石	光顕
監査委員事務局長		岡本	昭徳
監査委員事務局次長		飛松	研二
議会事務局	長	緒方	心一
議会事務局次長兼庶務係長		橋本	千春

議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長 横 尾 光 晴

企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 松 雪 努

総合政策課政策推進係長兼地方創生推進係長 田 中 秀 信

ま ち づ く り 推 進 課 長 藤 川 博 一

まちづくり推進課長補佐兼都市整備係長 実 本 和 彦

情 報 政 策 課 長 古 澤 哲 也

情報政策課情報政策係長 楠 和 久

情報政策課広報統計係長 熊 田 吉 孝

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

議案審査（総務部）

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第1号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

議案審査（企画政策部）

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

1人

7 その他

なし

午前 9 時 59 分開議

古賀和仁委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

古賀和仁委員長

今日は、まず総務部関係議案の審査を行います。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

総務部

議案乙第 8 号 平成 29 年度鳥栖市一般会計予算

古賀和仁委員長

総務部関係の議案は、議案乙第 8 号及び議案甲第 1 号の 2 議案であります。

それでは、議案乙第 8 号 平成 29 年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

姉川勝之財政課長

皆さんおはようございます。

それでは、議案乙第 8 号 平成 29 年度鳥栖市一般会計予算のうち、総務部関係について御説明させていただきます。

なお、説明は、総務文教常任委員会資料及び総務文教常任委員会参考資料により行わせていただきます。

まず、総務文教常任委員会資料 1 ページ目をお願いいたします。

まず、歳入について申し上げます。

最初に、款の 2 地方譲与税でございます。

項の 1 地方揮発油譲与税につきましては、平成 28 年度決算見込み額等により 6,500 万円を計上いたしております。

次に、項の 2 自動車重量譲与税につきましては、平成 28 年度決算見込み等により昨年度と

同額の1億5,000万円を計上いたしております。

続きまして、款の3利子割交付金でございます。引き続き低金利が想定されますので、昨年度より400万円減の600万円を計上いたしております。

次に、款の4配当割交付金につきましては、平成28年度決算見込み額等により2,000万円を計上いたしております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

款の5株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成28年度決算見込み等により1,000万円を計上いたしております。

次に、款の6地方消費税交付金でございます。平成28年度決算見込み等により12億円を計上いたしております。

款の7ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらにつきましては、平成28年度決算見込み等から1,400万円を計上いたしております。

次に、款の8自動車取得税交付金につきましては、平成28年度決算見込み等により3,000万円を計上いたしております。

次に、3ページ目をお願いいたします。

款の9国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、平成28年度決算見込み等により、昨年度より400万円増の1,500万円を計上させてもらっております。

次に、款の10地方特例交付金5,500万円につきましては、住宅取得特別控除に係る減収補填に伴うものでございます。

款の11地方交付税は、今年度7億5,000万円の予算を計上いたしております。

内訳といたしましては、普通交付税が5億円、特別交付税が2億5,000万円となっております。

続きまして、款の12交通安全対策特別交付金につきましては、昨年同額の1,800万円を計上いたしたところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

4ページをお願いいたします。

款の14使用料及び手数料、項の1使用料、目1.総務使用料、節1.総務管理使用料の電柱敷地使用料等338万1,000円につきましては、九電の電柱やN T Tの鉄塔などの敷地使用料でございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次の段でございます、款15. 国庫支出金、項3. 委託金、目1. 総務費委託金、節1. 総務管理費委託金2万円は、自衛官募集事務に係る国からの委託金でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款の17財産収入、項の1財産運用収入、目1. 財産貸付収入、節1. 土地貸付収入につきましては京町ビル敷地の貸付料でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

その下の、同じく目の2利子及び配当金でございます。

節の1利子及び配当金といたしましては、139万5,000円を計上しております。

内訳といたしましては、財政調整基金の利子、減債基金利子、退職手当基金利子、公共施設整備基金利子、土地開発基金利子によるものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

5ページをお願いいたします。

款17. 財産収入、項2. 財産売払収入の目1. 不動産売払収入、目2. 物品売払収入、目3. 証券売払収入につきましては、それぞれ1,000円の頭出しをしております。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次の段でございます。

款18. 寄附金、項1. 寄附金、目1. 総務費寄附金、節1. 総務管理費寄附金2,000万円は、ふるさと寄附金の見込み額でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、款の19繰入金、項の1基金繰入金でございます。

まず、目の1財政調整基金繰入金5億2,633万7,000円は、今回、当初予算編成に伴い財源調整のため繰り入れを行うものでございます。

同じく、目の2減債基金繰入金でございます。こちらは1,358万円の繰入金でございます。

なお、参考資料1ページ目の基金現在高見込み額の取り崩し欄に、その内訳を記載させていただきます。

次に、資料の6ページの款の20繰越金でございます。今回の予算編成に伴います繰越金として頭出しを行っているところでございます。

次に、款の21諸収入でございます。

項の5収益事業収入、目の1競馬事業収入、こちらにつきましても、競馬事業収入として

頭出しを行っているところでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款の21諸収入、項の6雑入、目の3違約金及び延滞利息につきましても1,000円の頭出しといたしております。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次の段の、目4.雑入、節3.消防雑入は、消防団員の退職報償金等ございまして、共済基金からの受け入れ予定額を計上いたしております。

その下の、節4.雑入のうち、全国市町村職員研修助成金は職員研修に係るもので県市町村振興協会から、その下の生活習慣病予防検診助成金、胃検診助成金、婦人検診助成金は、職員の検診に係るもので市町村共済組合からの助成金を計上いたしております。

三橋和之契約管財課長

説明欄の一番下になります光熱水費雑入192万8,000円につきましては、佐賀銀行市役所内派出所を初めとする市役所本庁舎の貸し付け使用に係る電気料などの実費負担分を計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

次に、7ページをお願いいたします。

款の22市債でございます。

歳入の市債につきましては、事業ごとに関係する常任委員会で御説明させていただいておりますが、歳入にかかわる分でございますので一括して報告させていただきます。

別冊の参考資料2ページ目から3ページ目の起債一覧表とあわせてごらんください。

まず、目の1総務債でございます。

九州国際重粒子線がん治療センター施設整備事業及び旭まちづくり推進センター改修事業に係る分でございます。

次に、目の2民生債でございます。

節の1社会福祉債は、社会福祉会館空調設備改修事業に係る分でございます。

節の2児童福祉債は、認定こども園、2園の施設整備事業に係る分でございます。

次に、目の3土木債でございます。

節の1道路橋梁債は、道路改良事業として9,960万円を計上いたしております。

次に、節の2住宅債の1,720万円は、防災拠点建築物耐震改修事業といたしまして、佐賀競

馬場スタンド等の耐震改修に対して補助を行うものでございます。

次に、目の4消防債でございます。1,900万円は、防災基盤整備事業といたしまして、小型動力ポンプ付積載車の購入に係るものでございます。

次に、目の5教育債でございます。

節の1小学校債1,090万円は、小学校屋内運動場非構造部材改修事業及びトイレ改修事業に係るものでございます。

節の2中学校債600万円は、中学校屋内運動場非構造部材改修事業及びトイレ改修事業に係るものでございます。

節の3保健体育債500万円は、市民体育センター非構造部材改修事業に係るものでございます。

目の6臨時財政対策債につきましては、地方交付税制度の振りかえ措置として計上するものでございまして、昨年度と同額の6億5,000万円を計上いたしております。

歳入については、以上でございます。

緒方心一議会事務局長

続きまして、歳出の御説明をいたします。

委員会資料8ページをお願いいたします。

款1. 議会費、項1. 議会費、目1. 議会費の主なものについて御説明をいたします。

節1. 報酬につきましては、現議員21名分、並びに新任期分といたしまして議員22名分を計上いたしております。

節2. 給料につきましては、事務局職員7名分を計上いたしております。

節3. 職員手当等につきましては、事務局職員7名分の期末手当等及び6月期の議員21名分、並びに12月期の議員22名分の期末手当を計上いたしております。

節4. 共済費につきましては、事務局職員7名分の共済費及び議員年金給付費負担分を計上いたしております。

節9. 旅費につきましては、職員随行旅費等及び常任委員会、議会運営委員会等の行政視察旅費、議長会関係旅費、並びに本会議、委員会等の出席費用弁償を計上いたしております。

節13. 委託料につきましては、本会議の録音テープ反訳、会議録作成委託料のほか、インターネットによる議会映像配信業務委託料が主なものでございます。

節14. 使用料及び賃借料の主なものにつきましては、委員会の会議録作成のために導入をいたしております反訳ソフト及び録音機材の借上料が主なものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、全国市議会議長会、九州市議会議長会、

県内市議会議長会等への負担金のほか、政務活動費交付金を計上いたしております。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

同じページでございます。

次に、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費でございます。

目 1. 一般管理費の主なものについて申し上げます。

節 1. 報酬は、個人情報保護審査会、情報公開審査会など各種審議会の委員の報酬及び嘱託員76人分の報酬でございます。

節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費は、特別職 2 名及び部長以下職員70人分の人件費でございます。

なお、節 3. 職員手当等については、一般会計職員分の時間外手当の年間分として 1 億 1,490 万 4,000 円、退職手当 8,373 万 7,000 円を計上いたしております。

節 7. 賃金は、育児休業の代替嘱託職員等の賃金でございます。

節 8. 報償費は、顧問弁護士、産業医等への謝金、報酬及びふるさと寄附金の謝礼品代でございます。

節 9. 旅費は、職員の研修旅費などでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

節 11. 需用費のうち、消耗品費 439 万 6,000 円は庁内の用紙代等でございます。

節 12. 役務費のうち、通信運搬費は郵便料金代、手数料は職員、嘱託職員の健康診断の手数料などでございます。

節 13. 委託料は、嘱託員の研修委託料 116 万 3,000 円、職員の研修委託料 225 万 1,000 円及び例規集差しかえのための例規集データ構築業務委託料 345 万 6,000 円。それから、ふるさと寄附金謝礼品の管理等委託料 279 万 2,000 円などでございます。

節 14. 使用料及び賃借料のうち、システム借上料は例規集をホームページ上で見るためのシステム借上料でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

節 19. 負担金、補助及び交付金は、上から 6 つ目になりますけれども、職員研修等負担金 60 万 5,000 円及び最後の行の防犯協会補助金 512 万 6,000 円が主なものでございます。

次に、目 2. 秘書費の主なものにつきましては、節 9. 旅費、これは市長、副市長及び職員随行の旅費でございます。

節 10. 交際費は市長交際費でございます。

12ページをお願いいたします。

節19. 負担金、補助及び交付金は、全国市長会など市長会関係負担金が主なものでございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、目の5 財政管理費でございます。

節の9 旅費から節の19負担金、補助及び交付金までにつきましては、予算編成などに係る経費を計上したものでございます。

以上でございます。

松隈久雄会計管理者兼出納室長

目6. 会計管理費のうち、主なものについて説明いたします。

節12. 役務費のうち、手数料233万7,000円につきましては公金振替手数料等で、市民税などの口座引き落とし等に要する手数料でございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

続きまして、13ページをお願いいたします。

目の7 財産管理費について御説明させていただきます。

節の7 賃金につきましては、庁舎当直職員4名分の賃金でございます。

節11. 需用費につきましては、公用車の燃料費や本庁舎の光熱水費、庁舎維持管理に要する修繕費、公用車の車検に要する経費などでございます。

節の12役務費につきましては、本庁舎の電話料や建物共済保険料及び公用車の自動車任意保険料などでございます。

節の13委託料につきましては、庁舎管理委託料や公用車の定期点検委託料、土地開発公社への公共用地買収事務委託料でございます。

節の14使用料及び賃借料につきましては、庁舎内LED照明借上料、電気自動車等の借上料などでございます。

節の15工事請負費につきましては、市庁舎の営繕工事費でございます。

節の18備品購入費につきましては、新規購入を予定しております公用車4台分の購入費などでございます。

節の19負担金、補助及び交付金につきましては、講習会の出席負担金などでございます。

節の27公課費につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

目の8 契約検査費につきましては、契約事務に要する経費として、節の9 旅費から節の19

負担金、補助及び交付金までそれぞれ計上いたしております。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、目の12財政調整基金費、節の25積立金につきましては、ふるさと寄附及び基金利子相当額などの積み立てでございます。

次に、目の13公共施設整備基金費、節の25積立金につきましては、基金利子相当額及び今年度の財源調整を図るための積み立てでございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、項4．選挙費、目1．選挙管理委員会費の主なものを申し上げます。

節1．報酬は、選挙管理委員会委員4人分の報酬でございます。

節2．給料、節3．職員手当等、節4．共済費は、事務局職員2人分の人件費でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

節14．使用料及び賃借料の主なものとしてシステム等借上料でございますが、これは選挙投開票管理システムのリース代でございます。

目2．選挙啓発費は、ポスターコンクール賞品代など経常的な経費を計上させていただいております。

15、16ページにわたります目3．市議会議員選挙費は、平成29年11月29日任期満了に伴う市議会議員選挙に要する経費を計上いたしております。

以上でございます。

岡本昭徳監査委員事務局長

続きまして、16ページの次の段をお願いいたします。

項6．監査委員費、目1．監査委員費の主なものについて御説明いたします。

節1．報酬は、監査委員2名分の報酬でございます。

節2．給料から節4．共済費につきましては、事務局職員3名分の人件費でございます。

次に、節9．旅費につきましては、職員の一般旅費及び監査委員の費用弁償であり、その主なものとしたしましては、全国、西日本、九州の監査委員会等の定期総会や研修会へ出席するための経費でございます。

次に、節13．委託料につきましては、工事監査の工事技術調査業務を委託するための経費でございます。

以上でございます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

次に、17ページをお願いいたします。

款9. 消防費、項1. 消防費でございます。

目1. 総務管理費の主なものにつきましては、節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費は、消防担当職員2名分の人件費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金の鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金は、組合の構成団体のうち、鳥栖市の負担金でございます。

目2. 非常備消防費の主なものにつきましては、節1. 報酬は、消防団員332名分の報酬でございます。

節8. 報償費は、消防団員の退職報償金が主なものでございます。

節11. 需用費の被服費は、消防団員の活動服の購入費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金は、県消防協会、公務災害補償組合、消防団員福祉共済、退職報賞金の負担金などでございます。

18ページをお願いいたします。

目3. 消防施設費の主なものについて申し上げます。

節11. 需用費は、各消防団格納庫、消防車の維持管理費でございます。

節15. 工事請負費は、第2分団本部落格納庫の屋根塗装等の営繕工事費でございます。

節18. 備品購入費は、安楽寺町の第1分団第1部、幡崎町の第2分団第2部、柚比町の第3分団第6部、下野町の第5分団第1部の計4台の小型動力ポンプ付積載車の購入費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金は、消火栓の増設、修繕の経費に係る上下水道局への負担金でございます。

目4. 防災費の主なものとしたしましては、節12. 役務費の通信運搬費は、コミュニティ無線システム65局分の利用料などでございます。

節13. 委託料は、気象情報の提供を受けるための気象情報収集業務等委託料とコミュニティ無線システムの点検業務委託料でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、19ページ目をお願いいたします。

款の12公債費、項の1公債費、目の1元金、節の23償還金、利子及び割引料でございます。地方債の元金償還金の見込み額17億6,350万9,000円を計上いたしております。

次に、目の2利子でございます。

地方債の利子 1 億7,147万1,000円、一時借入金分見込み額といたしまして150万円、あわせて1億7,297万1,000円を計上いたしましたものでございます。

以上でございます。

三橋和之契約管財課長

その下になります、款の13諸支出金、項1. 土地開発基金費、目1. 土地開発基金費につきましては、土地開発基金の預託金利息相当額の繰出金でございます。

以上でございます。

姉川勝之財政課長

続きまして、項の2 公営競技収益金貸付基金支出金、目の1 公営競技収益金貸付基金支出金、節の24投資及び出資金につきましては、公営競技収益金貸付基金支出金といたしまして頭出しを行ったものでございます。

続きまして、20ページ目をお願いします。

款の14予備費でございます。予備費として、昨年と同額5,000万円の予算を計上したものでございます。

以上で、議案乙第8号 平成29年度一般会計予算のうち、総務部関係について御説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

14ページですね、公共施設整備基金積立金。この件について質問します。

こちらのほう、もう一つの基金残高見込みというところですね。こちらのほうに去年のやつがあるんですが、平成28年度については、3月の時点で1億円と、そして、9月で2億5,000万円、昨年度ですね。計3億5,000万円という形で公共施設整備基金が積み立てられたわけですが、ことしは、当初から2億円というふうになっていますが、その辺の意図は。どうしてなのか。

姉川勝之財政課長

公共施設整備基金の2億円の積み立てにつきましては、今年度、平成28年度に計画策定を予定されております公共施設管理計画に基づく公共施設の改修を初めといたしました公共施設全般の改修更新に係る部分につきましては、まだ事業費がはっきりしていない事業もございますが、可能な時期に可能な限り積み立てを行い、備えていくという形で積み立てを行ったものでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

今後の公共施設について、大規模な改修とか更新とか、そういったのに備えてということなんですが、とすると今年度、昨年は3億5,000万円、今年度はどれぐらい積み立てる考えですか、予定ですか。

姉川勝之財政課長

当初予算編成時におきましては、他の事業等の調整を行った上で2億円という形の積み立てを行っております。

それで、このあとにつきましては、今後の9月での繰越金の額及びこれ以降の事業の財政需要に応じた上で、また検討してまいりたいと考えております。

尼寺省悟委員

細かいことについてはもちろん別だし、今後の想定できないところもあるでしょうけどね、基本的な基金の積み立てとか、これ基本的な問題、財政の問題だから、少なくともどれくらいは積み立てていこうと、今後の行政がこうだというふうに読んでね。そして、当初の時点でこんだけだと、それで9月になったらこれだけするというような形でやっていくのではないんですか、違う。

姉川勝之財政課長

尼寺委員の御指摘は、確かにそのとおりだと思っております。

ただ、まだ現時点におきまして、庁舎の分につきまして、あとそれ以外の施設の改修等につきまして、具体的な事業費等がまだ想定できない状況でございます。ですから、そうは言ったものの決して少なくない事業費が推察されますので、持続可能な財政運営に備えまして、可能な限り備えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

最後の質問やけどね、そうなってくると、少なくともことしの本市の財政状況とか考えてみて、少なくとも昨年度よりは多いと。3億5,000万円よりも多くすると——少なくとも、なると。

その辺は言えないわけ、少なくとも3億5,000万円より積み上げるんだというふうなところは言えないわけですか。

姉川勝之財政課長

今後の補正等での、どういう事業が補正で上がってくるのかといったところを勘案しながら、可能な限り積み立てていきたいと考えております。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

13ページ、需用費の庁舎電気料、この14の使用料及び賃借料のところでもLED照明借上料、挙ってるんですけど、つけて、多分丸々比較ができるぐらいなったかなあと思うんですけど、借上料に見合うぐらいの電気代の削減ってできているんですかね。

三橋和之契約管財課長

すいません、昨年度も御答弁をさせていただいた内容でございますが、LEDをつけてますけれども、それぞれにメーター器を設置しているわけではございませんので、個別のかちとした差額ということは算出できませんが——ほかの電気料等もございますので。

ただ、使用ワット数等々ことから推測いたしますと、年間150万円ほどの節電の効果が生じているものと契約管財課としては考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

単純に庁舎の、全部ではないですけど、庁舎の電気料として150万円減ったということですか。庁舎の電気料が150万円減っているということですか。

三橋和之契約管財課長

電気料が直接減ったということではございませんで、ほかにふえた部分の電気料等々もございますので。ただ、使用キロワット数で換算すると150万円ほどの削減があったのではないかと、推察をしているというところでございます。

ちなみにでございますが、電気料につきましては、暑い年とかいろいろありますけれども、大体年間1,400万円前後で使用料としては推移をしております。

その中で、LED照明をつけさせていただいて随分時間はたつんですけども、使用料に換算しますと先ほど申し上げた150万円で、これも以前答弁をさせていただいたと思うんですが、今、リース料を払っているような状況でございます。

ただ、リースが満了しますと無償譲渡ということの契約になっております。そうなりますと、リース料を払わずに節電もできるということになりますので、その後、もうこのリース料も要らなくなりますので、それなりの実入りがあるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

今の段階で、当然、LEDってあれですよ、切れました。じゃあ、電灯だけ交換しますっていても、それ自体が普通の電灯と違うわけじゃないですか。LED照明自体は。

だから、ある程度のライフサイクルコストって出るんですよ。例えば、それが大体どれくらいの期間使えるだろうと、照明時間とかに合わせて。あくまで、推測ですけどね。

それで、今言う、電気代の減額と払ったリース料と、じゃそれがどれだけ使えるか、新たな更新時期にどんぐらいかかるかっていうのを考えたら、いや、何が言いたいかっていったら、じゃこれで効果があったと。じゃあ、ほかの施設も含めて、例えば小中学校とか含めてやったほうがいいのかっていう検証ができているのかなってことなんですよ。

そこはどうなんですか。

三橋和之契約管財課長

今現在、市の庁舎のほうにつけておりますLEDにつきましては、もう、ある程度の年数がたっているということで、いわゆる、トランスと言いますか、機器から全部切りかえてリースをしております。それで、月額18万6,270円払っております。

ただ、最近では、要するに器具は変えずに、いわゆる蛍光管的なものだけですね、切りかえてできるようなものもございますので、切りかえはしやすくなったのかなと。

御指摘の部分、じゃ全体としてどのくらいの削減と申しますか、実入りがあったのかということですが、LEDは普通の蛍光灯と比べて寿命が長いと、何万時間ということになりますので。現在、つけた分を取りかえをしたことはないんですけど、全体で、一応8年リースが終わったあとに無償譲渡ということになってますので、どのくらいもつかという不安はあります。

ただ、従来の、その都度その都度蛍光管が——どう言ったらいいですかね、黒くなって、切りかえをしょっちゅうせないかんとか、そういうのは随分楽になって、楽になったという言い方が正しい表現がどうか分かりませんが、そういう手間が省けているのも事実です。電気料としては年間150万円、それから、その取りかえの手間が減っている、それからあと、リース満了後に無償譲渡していただいたときに、実際これがどのくらいもつかということはまだわかりませんが、契約管財課としては、切りかえたことによってそれなりの効果はあっているのかなと。

それで、御質問の、じゃ他の施設はどうするのかということになりますと、当然、施設の特性とか、要するに、役所の蛍光灯としては基本的にある一定時間ずっとつけておくということと、一般の事務、執務に影響がない明るさということになっております。

これを、例えばそのまま文化会館に当てはめるとかということにはならないと思いますが、当然そこで導入をするのであれば、施設の特性を勘案して、入れるのか入れないのかというふうな議論になると思いますが、そこをどうするかというのは、ちょっと私が言うべきところではないと思いますので、そこは相談があれば契約管財課としての、今までの経験を説明

させていただいて、やっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

どれくらいもつかわからんのは、確かにカタログスペックと実際のやつ、必ずしもイコールではないし、想定しとった点灯時間というのもそれは変わるかもしれないですよ。

だけどね、例えばこういう会社の営業の人がこられると、1日どれくらい使われていますかと。そうしたら寿命がこんだけありますと。だから、どれくらいもちますねと。それで、リースの期間がこんくらいですと。大体ワット数からして、年間これくらいだからこんくらい得になりますよとか、大体説明されるんですよ、こういうのは。

だから、導入したってことは、その、ある程度長期スパンで見たときに、数年スパンで見たときに、やったほうが得だとかいう試算があつて導入したんじゃないんですか。やってみなければわかんない、じゃないと思うんですよ。

だから、そこが当初想定しとった、例えばLEDの寿命が、庁舎が1日、朝何時から夕方何時までつけてる。それで何時間だと。年間何時間と。じゃあ、寿命がどれくらい。だから何年くらいもつだろう。リースでこんくらいとっていうので、さっき言ったのは、実際、ただ使ってみて、やってみないとどれくらい下がったかっていうのはわかんないから、ちょこっと検証できるくらいになったんじゃないかなと思って。当初の想定と含めてね、実際やってみて、そこはどうなのかなっていうお尋ねなんですよ。

もちろん、ほかの施設もその使用時間とかによってね、そこ変わると思うんですよ。一概に、ここがよかったからいいとは限らんけれども、そういう試算を含めて検証ができているのかなっていうこと。

三橋和之契約管財課長

現状の決算値とかを見ますと、先ほど申し上げたとおり月額18万円ほど払っておりますので年間220万円ほど払っています、リース料がですね。

じゃあ、どのくらい電氣量が得だったのかということですよと150万円ぐらいと考えておりますということで、そうすると70万円ぐらいは赤字という言い方はあれですけども、プラスマイナスいきますと出てます。ただ、先ほど申し上げたとおり、蛍光管を取りかえる必要がある、今のところあつておりませんので、蛍光管の購入費とか取りかえの手間とかいうふうなものは省かれていると思います。

ただ、じゃそれだけではメリットというのが感じられないと思いますけれども、これが、平成25年6月から導入しておりますして8年間ということですから、平成33年5月末までこれがリース期間になっておりますので、その後、じゃあどのくらいもうかったのかということ

になると思うんですが、契約管財課としては、10年以上はもつというふうに考えておりますので、そこからいきますと、このリース料の220万円ですか、これの2カ年分もしくは3カ年分、こういう言い方は適切じゃないかもしれませんが、長くもてばもつほどその分実入りかふえるというふうに考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

もちろん、長くもてばもつほど、ただこれはもう完全に消耗品なんで、点灯させる限りはいずれ寿命が来るんですよね。だから、次の更新というのは、今、トランスから交換したらこの金額になってるって言うけど、当然、切れる時期が来るんですよね。

そんなときにどういうやり方、その1本1本かえるようなことなのか、切れてきたんでまとめて全部かえるようなことをするのかはわからんけど、その更新のときには、前回の更新よりもどれくらい安くなるんですかね。

三橋和之契約管財課長

先ほどの答弁で一部触れましたが、この庁舎を使って更新をするという大前提でいきますと、機械、器具はもうかえる必要はないと思います。当然、経年劣化でかえるべき部分は出てこようかと思いますが。

次回の、今度更新をするのであれば、蛍光管といいますかLED管のみの更新ということになると思いますので、その時点で今のようなリースのほうがいいのか、直接購入して、物品購入をして取りつけたほうがいいのか、そこは、当然議論になってくると思います。

かえるにしても、1本、2本であれば、その都度その都度修繕対応になるかと思いますが。ただ、経年劣化が進んで、もうエリア的にかえなければならんということになりますと、そこは、再度リースでいくのか、購入でいくのか。そこら辺の議論、検証が必要になってこようかと思いますが、現時点では、幸いなことにそういうリース期間中のトラブル等はあっておりませんので、当然、そこについては契約管財課として、庁舎管理担当部署として整理を進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

松隈清之委員

先ほど、答弁にもありましたように、もう機械かえずにその管だけ交換するっていうのも今ありますよね。ただ、もちろん1本当たりは高いですたいね。だから、実際、今後、ここだけやりましたなんですけど、いろんな市が持っている施設ありますよね。

もし効果があるのであればね、やはり進めていくべきだと思うし、ただそれは時間的なタイミングがあって、早ければ早いほどやっぱり普及する前だと高かったりするわけじゃない

ですか。先ほど言われたように、今、もう管だけかえることもできるようになったし、じゃそれまで待ってたほうが実は安かったんじゃないのかとか、出てくると思うんで、そこを見きわめながらね、電気、お金というよりも、国を挙げて省エネとかいう部分でもやったほうがいいことであれば、そこは検証しながらぜひほかの庁舎も、庁舎以外の公共施設に関しても検討していくべきかなと思います。

この件、以上です。

下田寛委員

何点かお尋ねしたいんですけど、すみません、さっき尼寺議員の公共施設整備基金に関してなんですが、これは、ちょっと改めてになってしまいますが、公共施設の耐震なんかも含めてどう整備するかっていうことも踏まえていいんでしょうか。

耐震はもうできてる。防災という観点も全部含めた上で、どう整備していくかということでもいいんでしょうかね。

姉川勝之財政課長

老朽更新、その防災上の不足部分がある分についてはその部分の改修等も含めたところでの公共施設の整備に係る基金ということで御理解いただいて構わないかと思います。

以上でございます。

下田寛委員

ちょっと1つ、かなり細かいところ聞きたいんですけども、これを公共施設と捉えるべきなのかどうかもわからないんですが、下野園あるじゃないですか、保育園。あそこ、1カ所明らかにドアが開かないところがあるんですよ。

それで、一応、市役所の方こられて耐震の補強等はしているんですけども、明らかに避難口になるであろうドアが、天井が落ちこちてきて開かないっていうのがあるわけですよ。

今後、あそこの園をどうするのかっていうことも考えながらなんだろうけど、これはちょっと対応しとかなないといけないんじゃないかなと思うんですけども、もし、今御回答できれば。どう考えてあるのか。

姉川勝之財政課長

現時点におきまして、担当課のほうからの話としては聞いておりません。

以上でございます。

下田寛委員

あそこ、公共施設にならないんですかね。

姉川勝之財政課長

公共施設というくくりでいけば、公共施設になるというふうに思います。

以上です。

下田寛委員

ちょっと把握しといてもらえるとありがたいなと思いますので、お願いします。

それで、次、聞きたいところが、7ページの旭まちづくり推進センターについて。これは、まだ図面とか出ないんですかね。

姉川勝之財政課長

担当課のほうとして、今どういう、お出しできる段階にまで行っているのかというところについては、ちょっと把握はしておりません。

申しわけございません。

下田寛委員

わかりました。

では、次、10ページの職員採用試験について、昨年から趣向を凝らしといたしますか、新しい取り組みを始めたと聞いてますが、来年度以降も、来年度というか、この予算に計上してある分も含めて、どういう方針でやっていくのか。昨年の点を踏まえた上で、どう改善していくのかとかありましたらお伺いしたいです。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

委員おっしゃるように、本年度から面接を重視した試験、それから一般的な公務員試験対応ではなく通常の民間の方も受けやすいような試験ということで、人物重視ということで試験をさせていただいております。

来年度につきましても、基本的な考え方は同じで、特に、社会人枠については引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

下田寛委員

人物重視っていうところが、人物の何を重視しているのかを教えてくださいんですけども。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

要は、ちょっと違った視点を持っているとか、積極性があるとか、そういう、特に社会人枠になりますと、いろんな視点をお持ちということもありますし、あと職員構成上、年齢的な観点もございますので、そういう観点から考えております。

以上でございます。

下田寛委員

ううん、違った視点と言われてもちょっとよくわからないんですけど、今鳥栖市に求められている人材というのはどういう人なんでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、何事にも積極的に物事を進めていくということ、それから、あと基本的なこととして……、ということでございます。

下田寛委員

これ、採用を決めるのは市長ですか。面接して、この人を採用すると決めるのは誰なんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

最終的には市長でございます。

下田寛委員

面接は誰が行うんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

面接は、まず民間の方の面接が、1次面接がございます。そのあとに、2次面接として市長以下、市のほうで面接官で面接をしております。

以上でございます。

下田寛委員

すいません、要は、鳥栖市として今必要な人は積極性のある人だっというの、それはそうだろうと思うんですけど、その違った視点を持った人っというのをもう一步噛み砕いて教えていただきたいんですけども。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

近年、公務員の専門学校で勉強されてお越しになる方が非常に多ございました。公務員試験ということで、それなりの公務員専門の専門学校に行って、そういうノウハウを身につけて試験を受けられると、あくまでも成績主義ですので、そういう成績の方が——その方がでけんということではないんですけども、そういう方が多ございました。

今、思っているのが、最初から公務員志望というということではなく——公務員志望がでけんということじゃないんですけど——民間、普通の志望先の一つとして市役所を選んでいただけ、最初からもう公務員だけということではなくて、そういう、幅広い思いをお持ちの方にぜひ入っていただきたいというふうに思っておって、今回制度を大きく変えております。

いろいろ必要な部分は、必要な資質とかいろいろ、私どもが欲しいものはいろいろあるんですけども、一番今必要なのは、積極的に物事を捉えて挑戦していく、推進していくというような方を、ぜひ欲しいというふうに思っております。(発言する者あり)

下田寛委員

そうなんですね。

それで、じゃあ逆に、今職員研修委託料っていうのも上に上がってるじゃないですか。ここで、何度か私も聞かせてもらったことがありますけど、役職に応じて必要なものを適宜やったり、昨年も新しいものを導入しているいろいろやっぺらっていらっしゃるということ聞かれるんですけど、そういったところでも当然ながら、その積極性が開発されるような研修というのはやっぺらってあるんでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

それぞれの職責、それから勤務年数等によって、こちらのほうから指名する場合もございますけれども、例えば、特にアカデミー、自治大学とかいう部分について等は、本人さんからの申し出、それからその後に、担当部局の推薦を得て最終的にどなたが行くというような形で、本人の積極性等を根拠にいたしております。

そのほか、研修としてはプレゼンテーション研修とか、あと政策形成能力研修とかというものをやって、本人の資質の向上につながるような研修をさせていただいております。一部ではございますけれども、そういう形ですね。

それから、あとアカデミー等についても積極的に本人さんが行きたいという方を中心に、最終的にはその部局でどなたという推薦をしていただきますけれども、行きたいという方についてはできるだけ要望に沿うような形で行っております。

以上でございます。

下田寛委員

わかりました。

ちょっとこれ、気をつけていただきたいなと思っている点がありまして、要は、新入社員、新しい職員に関しては積極性だとか、新しい視点を持った人を求めているということだと思うんですけども、今採用したりとか、今市役所で働いている方々っていうのは、基本的には公務員学校とかでしっかり勉強してペーパーテストを受けて働いていらっしゃる方々じゃないですか。そういった方々が、新しく採用する人たちの新しい視点というのをどこまで理解できるのかっていう器量がやっぺら試されると思うんですよね。

新人が入ってきても、上が、上司がいよいよそんな無理だよって言ってしまえば、何で俺はこんなところ入ったんだろうっていうことは往々にして考えられることだと思うんです。だから、結局は採用する側の上司が、自分たちの器量を広げていかないと鳥栖市の今後の発展なんてことは絶対あり得ないと思うんです。

だから、職員研修にしても、そういったハウツーを学ぶっていうことは大事ですけども、やっぺらその人物そのものの殻をいかに破って、器量を磨いていくかっていうところがないと、恐らく、今後どんなにいい人材が入ってきたとしても、手前で潰してしまう可能性って

いうのもあるんじゃないかなと思ひまして。もちろん、日ごろから意識されてらっしゃると思ふんですけれども、その辺の部分というのは、ぜひとも共有をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

古賀和仁委員長

ちょっと、1点だけいいですか。

採用試験で高卒、短大・大卒ってあるわけですよね。そうすると、定年後の採用とかあるわけですよね。再雇用とかあるんですけど、この年齢制限というのはそれぞれ設けているんですか、どんなですかね。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

通常の試験、それから社会人枠それぞれ年齢制限は設けさせていただいております。

古賀和仁委員長

それ、わかりますか。

山本英規総務課職員係長

大卒の一般事務Aが、30歳でございます。それと、従来の技術職、土木・建築につきましては、35歳としておりましたが、今回、追加で実施いたしました社会人枠につきましては、建築につきましては45歳まで引き上げて実施したところでございます。

以上でございます。

久保山博幸委員

消防団員の件でお尋ねしたいんですが、今年度で退職予定者というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

古賀庸介総務課庶務防災係長

久保山委員の御質問にお答えします。

消防団員が今年度、予定で何人ぐらい退団されるかということですが、現在、各消防団のほうで、分団のほうで消防団を通じて退職の願ひを出していただくものですから、今取りまとめの途中になっておりますが、ちょっと前のデータで申しわけございませんが、年末時点ではまだ2名ということでした。

それで、これから、やはり3月で勤務の状況とか、勤務先の変更等ありますので、これからはちょっとふえてくるかと思ひます。今現在では、その2名ということで把握をしております。

以上です。

久保山博幸委員

前々からも言われていることですが、なかなか手が、若い人のなり手がないうちゅうのは前々から言われているんですが、今の現状ですね、やめられる方それと同等の当てがあるのか、その辺の状況、なり手の状況は何等か、状況的にはつかんでらっしゃるでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

おっしゃるとおり、各分団のほうで大分御苦勞されております。

定数が今332名ですけれども、実際の人数が327名ということで、5名欠員になっております。そのうち2名が女性消防団でございまして、通常の分団のほうは3名の方が欠員状況で、これをよしとするかというところはありますけれども、退職される場合には、大体ほかの方を見つける努力を非常にされていらっしゃいますので、ほかの団体に比べると、うちのほうは100%ではございませんけれども、ほぼ100%に近い数字でございまして。

以上でございます。

久保山博幸委員

これ、よその市町村なんですけど、飲食店に消防団員募集のポスターがあって、やっぱりそういうふうにPRしてあるところはあるなあと思って感心したんですが。

市内で、要するに消防団員募集のPRはどんな状況、どんなふうな形でやられているのかわかりたいと思います。

古賀庸介総務課庶務防災係長

久保山委員の御質問にお答えします。

すいません、お答えになるかどうかなんですけど、県のほうでは、消防団員の確保事業としてソフト事業、テレビCMとか、新聞とか広告等で消防団員の確保を呼びかけていただいている関係もありまして、また鳥栖市のほうでも県の事業に、側面からではありますけどハード事業など取り組んでおりまして、そういったところで側面からの確保に向けた対策というのはしているところでございますが、PRに関しましては、実際、今具体的にしているかという消防団が中心ということになっています。

鳥栖市のほうは、幸い332人の定数に対してが、もともと確保ができていうことで、大体320人後半の消防団員が、先ほど課長が言いましたとおり消防団の御努力によって、地元ということもあって、どんな方が地元、年齢的にも人物的にもいらっしゃるかというのを承知されてますので、そこにちょっとお願いをして確保させていただいております。

久保山委員が例に挙げていただいたような、飲食店でのPRというのは現在のところしてない状況になります。

以上になります。

久保山博幸委員

現場の話を見ると、高齢化でなかなかやめたいけど若い人の入ってくる当てがないけんちゅう、現状はほぼ定員は満たしているということですが、現場においては、なかなか世代交代が難しいという時期にあるんで、やっぱり一般的なPRにはこれから取り組んでいかないと、今のままの状態ではもう高齢者ばかりになってしまうのかなっていう危惧をいたしております。

それでもう1点、自主防災組織で補助金が防災費の中で見てあるんですが、防災費に関して、これから自主防災というのは重要になってくるんですが、その辺の援助についての補助の金額もそうなんですけれども、どういった構想をお持ちなのか、お考えをお持ちなのかお聞かせください。

古賀庸介総務課庶務防災係長

久保山委員の御質問にお答えします。

自主防災組織の現在の制度、まず制度からでございますが、鳥栖市のほうでは立ち上げの補助になっております。それで、その補助の内容ですけれども、大きく言うと防災用品ということになります。

具体的には、ヘルメットとかですね、防災のヘルメット。それから、ハンドマイク、食料品、救急用品、懐中電灯そういった全体的な防災用品ということになります。

金額についてでございますけれども、世帯で、世帯数で補助の限度額というのを決めておまして、100世帯未満で10万円、それから100世帯以上200世帯未満で11万円、200世帯以上300世帯未満で12万円、それから、300世帯以上400世帯未満で13万円、400世帯以上500世帯未満で14万円、それで、500世帯以上はもう一律で15万円としております。

立ち上げ補助ということで、平成28年度の実績等については、柚比町のほうで立ち上げをされておまして、世帯数に基づいて11万円といった補助をさせていただいております。

以上になります。

すいません、考え方についてですけれども、今、立ち上げのほうで、立ち上げ補助ということで76町区中の48町区が結成をされております。

結成率は63%になっておまして、県のほうが、70%程度と記憶しておりますので、若干設立ができてない状況になっておりますので、いろんな場面で自主防災組織、区の組織を利用して設立される場合が多ございますので、そういった嘱託員さんであるとかそういったところ、嘱託員会であるとかそういったところで呼びかけをしていきたいと考えております。

以上になります。

久保山博幸委員

ありがとうございます。

自主防災組織、地域で頑張っているところ、いろいろ考えていくといろいろ経費的にも、もちろん最低限ヘルメット、懐中電灯あるんですが、いろいろその地域のアイデアが出てくればああいうこともしたい、こういうことも検討したいといろんな要望があるんですが、そのあたりはよろしく願いいたします。

それと、選挙ポスターのコンクールの方でお尋ねいたしますけれども、これ、どういった形で運営されているのでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

主に小中学生を対象に、学校を通じてポスターを上げていただいております。

それで、本年度は、全国表彰を受けられたお子さんもいらっしゃるんですけど、そういうポスター、まず市のほうで選定して、それから全国のほうでもまた別に表彰規定がございますので、そういう形でそれぞれの段階でずっと上に上げていくようなシステムになっております。

以上でございます。

久保山博幸委員

せっかく子供たちに、そういう選挙ポスターを書いてもらえるのであれば、もちろん入賞者はそうですけれども、多くの方に見ていただけるような、何かそういう、選挙ももちろん投票率アップもあるんですが、多くの方に見ていただけるような、そういう機会を多く持っていただく何かアイデアを出していただければなあという、そういう要望なんですけれども、よろしく願いいたします。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

表彰があった場合は市報とか、あとそれから、いろんなパンフレットとかにも使わせていただいております。特に子供さんが書いたということになると大人の方も一生懸命見ていただけるような傾向がありますので、今、委員がおっしゃったように一生懸命書いていただいた作品については有効活用したいというふうに思っております。

古賀和仁委員長

質疑もあると思いますけど、暫時休憩をいたします。

午前11時8分休憩



午前11時19分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

松隈清之委員

補正でもお聞きしましたが、寄附金のふるさと寄附金2,000万円。補正では大幅に減額されましたけど、これは、2,000万円いけそうなんですかね、いろんな改善されて。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

いくように努力をいたします。

松隈清之委員

前回、補正のときも申し上げましたけれども、制度的にどうなるかって非常にあやふやなところがあると思うんですよね。

ですから、今の取り組みは取り組みとして、ことしはもう予算も上げられてますんでされていかれるとは思いますが、方向性としてはね、見直しを考えたほうがいいと思うし、あり方も含めてね。経費をかけて寄附金を集めるところに主眼を置くというよりは、いかに鳥栖に御縁のある方に対するアプローチ、お金集めるのが目的じゃなくて、人材のネットワークをつくっていくとかね。

そういう視点も含めて取り組んでいくべきかなと思いますけど、お考えはどうでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

一部もう崩壊っちゃうか、もともとのふるさと納税の趣旨と違ったような形に進んでいる部分もあって、それは国のほうからも指摘があったりしております。

鳥栖市といたしましては、商品競争をするという考えは基本にございませんで、商品については鳥栖市の魅力発信の一つというような考え方をしております。

それで、あとソフト面とか、そういうふうな、先ほど申し上げたお金を使わない、お金がかからないようなことも今後考えていかなければいけないというふうには思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

わかりました。

ちょっとこれ、ちなみになんですけど、例えば鳥栖にいる方が鳥栖市に寄附をするということってというのは可能なんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

可能でございます。

松隈清之委員

とするとね、要は、普通に入ってくるもんが、みんなこっちに流れると4割ぐらい減になるっていうことですよ。

あんま議事録も残したくないけど。

だから、根本的に、仕組み的におかしいんですよ。普通に税金払うほうがばからしいということになるわけやけん。

だって、鳥栖市に税金を納める人がね、鳥栖市に寄附をして景品もらうんですよ。その4割、経費なんですよ。

だからナンセンスなんですよ、仕組みとしては。

だから、下手するとね、めっちゃこれ予算よりも集まるけど、その分市民税が減るとかっていうことだってあり得ますよね、もちろん。ですよ。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

普通交付税で一部補填される部分はありますけれども、基本的には今おっしゃったような形になる可能性があると思っております。

松隈清之委員

だから、よそから集める前提ではもちろん考えているんだろうけど、そういうことができるっていう時点でね、すごくリスクがありますよね。

みんな、あんま思っていないからやらないのかもしれないけど、みんな、もともとどうせ鳥栖市に払う、どうせ鳥栖市に入るお金で、片方は何も返ってこんけど、片方に寄附をして払えば景品もらえるというのをつくって、何かおかしいと思いませんでしたか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

もともとの、ふるさと納税のふるさと寄附金の制度、それから趣旨から見ると制度設計に若干不備があるのかなと思わざるを得ないところはあります。

松隈清之委員

でもね、要はこれ、別にやらなくてもいいわけじゃないですか、極論すると。全然やらなくても、やる事を勧められているわけでもなし、やらなくても全然いい。

でも、じゃあよそもやっているからやろうと、ありますよね。

それで、やってしまうとね、じゃ今、今回寄附集まっている方、ほとんど市外だと思うんですよ、確かに。平成28年度で入っているのはね。

多分それ、あんまり知らないんですよ、自分ところに寄附ができるって。でも、自分ところにでも寄附できると知ったら、いや、全然やるよと。あり得るよね、十分に。

それって、つくって、そんなことされたら困るよねと。うち、市内の人してもらって

もいいけど、市外から集まってくるほうが圧倒的に多いから、それでもいいやって判断をされてやったのか。うち、あんまり魅力のある商品つくれないよねって、別に、とりたてて物産で有名なもんがあるわけでもなし。そうすると、市内の人が税金寄附に振りかえられたら困るよねって、つくるときには思わないんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

確かに、その点については危惧する部分ではありましたけれども、ふるさと寄附金の趣旨の広報をさせていただいておりますので、危惧の点としては確におっしゃるとおりの部分がありますけれども、広報の仕方としては、ふるさと寄附金の趣旨に基づいた広報をさせていただいて、その御理解をいただきたいというふうに思っております。

松隈清之委員

いわゆる、性善説に立ったね、今の話なんですけど。本当、多分知らないだけなんですよね。

鳥栖市にも寄附して控除を受けられるということになるとね。そうすると、これ、多分知ったら、じゃそうしよう、だって4割分ぐらい景品でくる、もらえるんだもんって、もちろん額はね、だから、全てがこっちに振りかわるっていう、金額的にはならないと思いますけど、多分しようっていう人出てきますよね、それわかれば。

だから、つくっているときには気づかなかったっていうとそれまた別だけど、つくっているときにも、いや、これよりもよそから入ってくるお金が圧倒的にでかいぞと思ってこの制度を導入したのか、どうなのか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

もう一つですね、もう一つ考えておったのが、ふるさと納税を他市に、他市にされるより鳥栖市にされたほうが減収額としては少なくなるというようなことも考えられますので。

ただ、それはふるさと寄附金のそもそもの趣旨とは違う形ではありますけれども——そういうことは想定いたしておりましたけれども、先ほど申し上げたように、それで他市にされるより、鳥栖市の収入としては減額率が少ないというような判断はいたしております。

松隈清之委員

いよいよもって、もうナンセンスですよ、きっと。

他市にされるよりはって、実際、平成28年度で、要はふるさと寄附金を他市にされている方もいらっしゃると思うんですよ。ここ、その減収分って……、よく考えたらわからんね、ここでは。担当課じゃないよね。

ただね、結局他市にとられるよりはって言っても、鳥栖市民が、じゃあみんなふるさと寄附金された日にゃあ、多分大ごとなんです。他市のほうが魅力がある、実際あるから来て

ないんだよね。

そうすると、鳥栖市だけじゃなくてよそも、多分同じ発想でやっていくとね、要は金集めるのに経費どんどんかかっているってことなんですよ。

だから、絶対に破綻する仕組みですよ、これ。税収集めるのに、経費が4割とか5割とかさ、あり得ないんだから。

やっぱ考え直さないかんと思いますよね。頑張りますじゃなくて、これ。

でも、実際ここでは、ちょっとよそにどれだけ寄附で流れているかっていうのがわかんないんですけど、そういうのってお聞きされてますか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

本年度については、確定申告が終わらないとわからないと思いますけれども、一般質問でもお答えいたしましたけれども、ふるさと寄附金で他市に出された方との差、単純な差でいうと2,000万円の差があったと。これは、新聞報道でもされたことでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

多分、この仕組み自体はもういづれなくなると、なくなるといけないと思うんでね、だから、次のことを、さっきも言ったように、次のことを考えていかないといけないと思いますので、これに過剰に頑張るといよりは、期待したり頑張るよりは次のことを考えたほうがいいかなと思います。

下田寛委員

ちょっと私も、今の点のところちょっと一言だけ。

今後どうなるかまだ置いといたとして、ある町が鳥栖市をターゲットにしてやっているのは知ってますかね。というふうに、僕はちょっと、一部聞いたことがあるんですけど。

実際、聞きに行ったら、うちの町には企業がないと、鳥栖にはいっぱいあるやっかと。その個人をねらい撃ちにして、寄附金を募っているというのは、もう実際やってるわけなんですよ。

だから、鳥栖、露骨に今食われてるわけですよ。

さらに、無茶苦茶大規模に、今、水面下でのそういうシナリオづくりというか、ストーリーづくりっていうのがよくできているわけなんですよ。

それ考えると、今、松隈議員が言われたような点というのはちょっと、僕聞いた瞬間怖いなど思ったんですけども、もちろん制度自体がどうなるかわからないことはあるんですが、このまま放置して、見ていくわけにはいかんよねえっという危機感は私も思っています。

それで、僕は、ここはもう本当、市役所だけじゃなくてほかのブレインも入れて対策を練

ったほうがいいんじゃないかなっていうふうには思います。これ、意見までですけど、お願いしたいと思います。

ちょっと別の質問したいんですけど、13ページの備品購入費。

財産管理費の備品購入費、自動車購入費が公用車を買われたということなんですが、4台ですよ。古い車はどうなったのかというのを伺いたいです。

三橋和之契約管財課長

今、契約管財課のほうでは、共用車の定期の買い換えをさせていただいております。

買い換えの基準といたしましては、10年以上を超えた物、それから10万キロ以上超えた物。当然、機械ですから具合というのはあるんですが、それを基本に買い換えをさせてもらっています。

ほとんどの場合が、もう、極端な言い方をすると走行にある程度支障があるような、古い自動車でございますので、一般的な企業みたいな下取りというふうなのに耐え得るような車ではございませんので、廃車という形をとらせていただいております。

以上でございます。

久保山博幸委員

11ページの秘書費の中の旅費についてお尋ねしたいんですけど、市長、副市長、職員随行旅費ということで288万円上がっているんですけど、これ、例年大体これぐらいの予算なんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

特別職の人数が変われば、大幅に変わることがあつたりしますが、基本的には大体この程度というふうに認識していただければよろしいかと思います。

久保山博幸委員

話を聞くと、昔は、昔の市長さんというのは、1年のうち、もう半分以上は東京に行ったりとかそんな感じで、鳥栖市のセールスをやりよったってということで、これについては積極的に鳥栖市のPR、セールスをやるべきかなと思うんですが、例年あんまり変わらぬぐらいの金額ということであれば、もうちょっと積極的にPRに出られる必要があるのかなっていうふうな、そういう感想を持っております。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

金額的には、余り変わらないんですけど、特に今、1回行って何カ所でも回られたりとか、そういうことをされていらっしゃると思いますので、数字的にはなかなか見えないところはありますけど、基本的には複数カ所とか、朝早く行ってされたりとかそういうふうで、中身については工夫をさせていただいております。

古賀和仁委員長

いいですか。

[発言する者なし]

ないようですので質疑を終わります。



議案甲第 1 号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第 1 号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

ただいま議案となりました、議案甲第 1 号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案説明資料、それから条例案等参考資料の 1 ページをお願いいたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するため、番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、情報提供等記録を新たに定めるため改正するものでございます。

改正の内容につきましては、まず情報提供等記録の定義の追加でございます。この、情報提供等記録と申しますのは、情報提供ネットワークシステムを介したマイナンバーを含めた特定個人情報の照会、提供の記録、いわゆるアクセスログと言われておりますけれども、そのことでございます。このほか、情報提供記録の目的外利用の禁止、情報提供等記録の利用停止請求の却下、個人情報の訂正の実施をした場合の提供先への通知に関する規定を追加するものでございます。

施行日は、平成29年 5 月30日でございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

ちょっと 1 点だけ、これによって今までとどういうふうになるんですか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

これは、今、国の情報提供ネットワークシステムというのがありまして、国のほうは平成

古賀和仁委員長

再開をいたします。



企画政策部

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

古賀和仁委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

企画政策部関係の議案は、議案乙第8号及び議案甲第7号の2議案であります。

それでは、議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

委員会の審査に入ります前に一言御挨拶申し上げます。

本日、企画政策部関連で御審議を賜りますのは、委員長からもございましたように議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算及び議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更についての2議案となっております。

今回の企画政策部関連の当初予算につきましては、総務費のうち、広報費、情報管理費、企画費、統計調査費、基幹統計費の情報政策課、それと総合政策課関連として3億5,886万9,000円。土木費のうち、都市計画総務費、まちづくり推進費のまちづくり推進課関連といたしまして4億3,153万9,000円。合計7億9,040万8,000円となっております。

今回の当初予算でお願いいたしております主な事業につきましては、新庁舎整備に係る基本計画の策定経費として2,000万円。新たな拠点創造のための土地利用構想策定経費として720万円。九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金4,300万円。都市計画マスタープラン策定に係る経費として890万円。50戸連たん区域指定に係る基礎調査経費として180万円などがございます。

また、甲議案でございますが、鳥栖市総合計画後期基本計画の変更については、リーディングプロジェクト10「これからも、選ばれつつける鳥栖シティ！」プロジェクトへの1つの取り組み、都市と農村の交流を図りますの追加、あわせて分野別計画の基本目標5活力とに

ぎわい、豊かな暮らしを支えるまちにこの新たな事業の追加。それから、基本目標6市民の視点に立った行政を行うまちの取組中、公共施設マネジメントを行いますに、市庁舎の整備方針に基づく記述を追加し、あわせて組織機構の見直しに伴う取組担当課の一部修正などを変更するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課から御説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは説明に入ります。

古澤哲也情報政策課長

それでは、議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算のうち、企画政策部関係について御説明をいたします。

説明は、お手元に配付をいたしております総務文教常任委員会資料により御説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目1. 総務使用料、節1. 総務管理費使用料の情報センター使用料831万8,000円につきましては、市庁舎南側、情報センターの民間事業者への情報システム、共同アウトソーシングセンター貸し付けに伴う土地、建物の使用料でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

その下段の表でございます。

項2. 手数料、目4. 土木手数料、節1. 都市計画手数料の1,000円につきましては、用途証明など都市計画に関する諸証明手数料の頭出しでございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

続きまして、款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、節1. 総務管理費国庫補助金711万5,000円につきましては、社会保障・税番号制度の個人番号カード交付関連の負担金に対する補助金でございます。

以上でございます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

2ページ目でございます。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、節1の総務管理費県補助金でございますが、国土利用

計画法に基づく届け出事務の交付金といたしまして26万9,000円、並びに権限移譲交付金、パスポート申請などの県から移譲を受けた事務に要する交付金といたしまして317万7,000円でございます。

続きまして、款16. 県支出金、項3. 委託金、節1. 総務管理費委託金の2段目でございますが、これも国土利用計画法に基づく無届け調査に関する委託金として15万4,000円を計上いたしているところでございます。

古澤哲也情報政策課長

同じく、節1. 総務管理費委託金中の、1つ目の県広報紙配布委託金161万6,000円につきましては、県広報紙であります県民だよりの配布事務に係る県委託金でございます。

次に、節4. 統計調査費委託金320万7,000円につきましては、就業構造基本調査を初め平成29年度に実施いたします国の基幹統計調査、並びに統計調査員確保対策事業に係る県委託金でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

続きまして、款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目2. 利子及び配当金、節1. 利子及び配当金21万3,000円につきましては、都市開発基金の運用利子を計上したものでございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、3ページをお願いいたします。

款21. 諸収入、項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入のうち、上から1行目、2行目、3行目のホームページ広告収入、市報広告収入及び情報案内版広告収入につきましては、それぞれ年間の見込み額を計上いたしております。

また、その下、4行目の光熱水費雑入469万2,000円につきましては、アウトソーシングセンター運営に要する光熱水費を計上いたしております。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

同じ部分の一番下でございます。

10万円、都市計画図と白図の販売代金を計上しております。

以上でございます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

款22. 市債、項1. 市債、節1. 総務管理債4,300万円につきましては、九州国際重粒子線

がん治療センター施設整備事業に係る市債でございます。

歳入については以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、歳出について御説明を申し上げます。

4 ページ目をお願いいたします。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 3. 広報費の主なものについて申し上げます。

節 7. 賃金につきましては、記者室の嘱託職員の賃金でございます。

節 11. 需用費のうち、印刷製本費につきましては市報とすの印刷に要する経費が主なものでございます。

節 13. 委託料につきましては、市報とすの音訳版作成委託料及びテレビ広報とすの放送委託料でございます。

節 14. 使用料及び賃借料のうち、システム使用料につきましては市ホームページサーバーの賃貸借料でございます。

次に、目 4. 情報管理費の主なものについて申し上げます。

節 11. 需用費につきましては、情報関連機器の消耗品費及び情報センターの光熱水費が主なものでございます。

節 12. 役務費につきましては、庁外施設とのネットワーク通信料及びインターネット接続料でございます。

節 13. 委託料につきましては、情報システムの改修委託料及び情報システムの管理運営委託料、コンビニ交付システムの保守委託料が主なものでございます。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、アウトソーシング経費を含む基幹系システムの使用料及び内部情報系システム関連機器の賃借料でございます。

次のページ、5 ページ目をお願いいたします。

節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、県施設や県内市町等を結ぶ佐賀県公共ネットワークの管理運用に要する負担金及び通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システム機構への負担金及び高度な情報セキュリティー対策のため県と県内市町で構築いたしました自治体情報セキュリティアクラウドの負担金が主なものでございます。

以上でございます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

目 9. 企画費につきまして主なものを申し上げます。

節 8. 報償費でございますが、これにつきましては、まち・ひと・しごと創生有識者会議

に係る委員の謝金、それから指定管理者選定委員会の開催のための委員謝金、そして庁舎整備基本計画策定委員会のための委員謝金ということで計上いたしております。

節9. 旅費につきましては、調査・研究等を含む旅費でございます。

節11. 需用費でございますが、これは年間見込み額を計上させていただいているところでございます。

節12. 役務費につきましては、庁舎に係る市民アンケートのための通信運搬費を計上しております。

節13. 委託料でございます。不動産鑑定委託料21万6,000円につきましては、河内町の天神木橋の横に空き家がございますが、そこを不動産鑑定するための委託料でございます。それから、庁舎整備基本計画策定委託料2,000万円。そして、新たな拠点の調査ということで720万円を計上させていただいております。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、鳥栖地区広域市町村圏組合、グランドクロス広域連携協議会負担金、九州経済調査協会会費、福岡地域戦略推進協議会賛助会費、佐賀地域経済研究会会費、地域活性化センター会費、筑後川流域クロスロード協議会負担金につきましては、それぞれ規定に基づき計上させていただいております。それから、がん先進医療治療費助成金300万円につきましては、これまでは200万円ということで予算を計上しておりましたけれども、今回、3室目がふえるということで治療者数もふえるだろうということで、100万円を上乗せいたしまして300万円を計上しているところでございます。

最後に、九州国際重粒子線がん治療センター施設整備補助金4,300万円につきましては、去年の決算委員会の中、それから今回の一般質問の中でもお答えをさせていただいておりますけれども、当初は収集見込みといたしておりました4,000万円を700万円オーバーをしたということで、今回その分を差し引きまして4,300万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

古澤哲也情報政策課長

次に、6ページをお願いいたします。

続きまして、項5. 統計調査費のうち、目1. 統計調査総務費の主なものについて申し上げます。

節2. 給料、節3. 職員手当等、節4. 共済費につきましては、広報統計係2名分の人件費でございます。

節9. 旅費以降につきましては、統計調査員確保対策事業に係る経費及び統計書作成に係る経費などがございます。

次に、目 2. 基幹統計費の主なものについて申し上げます。

節 1. 報酬につきましては、5 年ごとに行われます就業構造基本調査、住宅土地統計調査及び工業統計調査に係る調査員の報酬でございます。

節 3. 職員手当以降につきましては、就業構造基本調査を初め住宅土地統計調査及び工業統計調査など、国の基幹統計調査に要する経費でございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

7 ページをお願いいたします。

款 8. 土木費、項 4. 都市計画費、目 1. 都市計画総務費でございます。

節 1. 報酬につきましては、都市計画審議会の委員報酬を計上いたしております。

節 2. 給料から節 4. 共済費までは、まちづくり推進課 6 人分の人件費でございます。

節 9. 旅費につきましては、職員の一般旅費と都市計画審議会の視察研修の旅費及び費用弁償を 29 万円計上しております。

続きまして、節 11. 需用費につきましては、コピー代と年間の需用額を計上いたしております。

節 13. 委託料でございますが、上段、都市計画マスタープラン策定支援委託料 890 万円。それと、50 戸連たん区域指定基礎調査委託料として 180 万円を計上いたしております。

節 14. 使用料及び賃借料につきましては、都市計画審議会視察研修のバスの借上料を計上いたしております。

節 19. 負担金、補助及び交付金につきましては、全国都市計画協会負担金 12 万 3,000 円、佐賀県都市計画協会負担金 12 万 8,000 円を計上いたしております。

続きまして、節 23. 償還金、利子及び割引料 6,034 万 8,000 円につきましては、都市再生機構立替金の償還金を計上いたしたものでございます。

続きまして、目 6. まちづくり推進費、節 9. 旅費につきましては、一般旅費でございます。

節 13. 委託料 980 万円につきましては、鳥栖駅周辺整備に係る物件調査等の委託料を計上いたしたものでございます。

続きまして、節 25. 積立金 3 億 21 万 3,000 円につきましては、都市開発基金の積立金でございます。

以上、平成 29 年度当初予算、企画政策部の御説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

4ページの記者室嘱託職員の賃金179万2,000円。この嘱託職員は、どういうふうな採用をされてるのかな。それから、何年ごとの結局採用で、私一回も、市報もですね、この記者室嘱託員の公募というようなこと見たことないんですよ。

どういうふうなことでやられているかな、というふうなことをお聞きしたいと思います。

熊田吉孝情報政策課広報統計係長

今、小石委員の質問ですが、記者室の嘱託職員につきましては5年、毎年1年更新で雇わせていただいております。

それで、現在が4年目に当たりますので、来年1年間、成績優秀な場合については更新することができるようになっておりますので、本人の意思と合わせて、こちらで査定をさせていただきながら来年の雇用も見込ませていただいているところです。

ただ、来年が5年目に当たりますので、来年につきましては新たな方を、採用の案内を来年1月、2月ぐらいにはまた試験をさせていただいて、次の年の嘱託職員の募集をしたいと思っております。

以上です。

古澤哲也情報政策課長

記者室の嘱託職員なんですけれども、平成25年度に今の方を一般公募のほうで採用いたしております。そのときには、きちっと面接をして、一般的に募集して、面接をして採用をいたしておまして、その後、先ほど説明しましたように、5年間は毎年の勤務評定を行いまして任用を更新しているというようなことで、5年を迎えます来年、平成29年度までは同じ方を採用して、平成30年度はまた一般公募というふうなことで計画をしているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

理由はわかりました。

これ、いつからこういうふうな記者室の嘱託職員というようなことを、要するに始められたんですかね。

古澤哲也情報政策課長

すいません、いつから嘱託職員制度になっているかというのはちょっと把握をいたしておりませんので、改めて調べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

小石弘和委員

それなら、委員会の終わるまでによろしくお願いします。

古賀和仁委員長

それまでに、よろしくお願いします。

小石弘和委員

それからですね、これ、私ずっところ、私も議員なりまして見よった、同じ人ばっかりがね、なっているというふうな、ですけど。公募がないわけですか。応募が。

熊田吉孝情報政策課広報統計係長

公募させていただいて、人数はちょっと正確に把握しておりませんが、数名の応募がっております。

それにつきましても、正確な数字、前回の公募についての人数について一緒に、また御報告させていただければと思います。

小石弘和委員

これ、採用試験は誰がやっているんですか。

古澤哲也情報政策課長

一応、当時の担当課長と部長も入ったところで、試験官となってやっていると思います。そこも、改めて調べさせていただいて御報告させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

松隈清之委員

今のちょっと関連で。

いやいや、採用云々はちょっとお聞きするとしても、大体どんな業務なんですかね。

いや、というのはね、そんな常駐しておらないかんような仕事なんかなくて、ちょっと失礼ながら思ったりするんで。どんな業務があるんですか。

古澤哲也情報政策課長

一応、業務といたしましては、市からの記事の投げ込みであったりとか、また市内の団体の方からの、そういった広報機関への周知だったりとか、そういった記事の投げ込み、こういったものを報道機関のほうへ連絡をするというようなことと、情報政策課の広報の業務の一部も担っていただいているというようなこととございます。

松隈清之委員

時間的には、いわゆる普通の時間いらっしゃるんですかね。普通の職員さんと同じようにずっと、毎日朝から夕方までいらっしゃいますか。

古澤哲也情報政策課長

勤務時間といたしましては9時から5時までで、週月曜日から金曜日まで勤務をしていた
だいているところでございます。

松隈清之委員

やっぱいないとできないですかね、よくわからんけど。そんな、1日にしょっちゅうしょ
っちゅう、そういう仕事があるようにあんまり見えないんですよ。

別に、投げ込みって、職員さんが行ってあそのボックスの中に入れときゃいいような気
もするし、何か、そんなに囑託職員が要るような仕事なんかなくて、言われなければあまり
気もしないですけど、改めて言われると、要るのかなと思ったりするんですけど。あんまり
そういうところって考えられたことないんですよ。

古澤哲也情報政策課長

毎日、確かに御指摘のように、頻繁に情報が入ってくるというようなことではないとは思
いますけれども、市の分は確かに職員でも対応はできるかと思えますけれども、一般団体の
ほうからの情報提供というようなことで、そういったものに適切に情報提供するというよう
なことで、今のところ勤めいただいているというようなところでございます。

松隈清之委員

誰のためにいる人なのかっちゅうところなんですよ。

例えば、市内のいろんなところからの情報を挙げて、新聞屋さんに提供するの、別に市
がやることでもない。例えば、それこそ各新聞社がね、そういう情報が欲しいんであれば新
聞社が共同でお金出して雇えばいいだけなんです。誰のためにやっているかっていうこと
で言えばね。

だから、何で鳥栖市が雇わなきゃいけないのかなってというのが、何かすごく忙しくされて
いるようなところでね、それが市の業務として、だから市の囑託職員さんだから。それであ
ればわかるんだけど、あんまそんなふうに見えないんですよ。

これを、例えば各新聞社がね、お金出し合ってそういう人がおったほうが便利だから雇っ
ておる、これ全然かまわないですよ、それで。あるいは、その記者室があること自体も鳥栖
市としてこう、情報のやりとりしやすいから鳥栖市に記者室がある、これも別に構わないで
すよ。ただ、囑託職員として雇うほどの業務量があるのかっていうと、ちょっと疑問なん
ですよ、鳥栖市のために。

どんな感じなんですかね。

古澤哲也情報政策課長

今のところの判断といたしましては、適切に情報提供したいというようなことで予算を計
上させていただいているところでございます。

松隈清之委員

いや、それは当たり前ですよ。そう思っているから計上されてるけん。思っているからされてるからね、思ってますんとは思っていないですよ。

それ思ってるから計上されている。思ってるか思っていないか知らんけど、いつも計上されているから計上されているんだと思うんだけど、改めて問われてみてね、その意義として、市として記者室の嘱託職員さんっていうのが要るのかっていうのを改めて説明……。いや、気持ちはね、今のままやりたい気持ちだから予算が上がっているんだから、改めて、我々も含めてね、皆さんに、いや、これこれこういう理由でいるんですって、説得できる内容があるんですかってことですよ。

古澤哲也情報政策課長

今の松隈委員の御指摘も踏まえまして、次回の更新のときにはきちっと整理をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

小石弘和委員

適切な説明もできないなら、これ、もうやめたら。

やめることも前提としてね、検討をしてくださいよ。必要ないですよ。

以上です。

尼寺省悟委員

ちょっと、大きく2点質問します。

その前にね、今のこの方の、あとでいいですから、時間単価教えてください。

マイナンバー関連とハイマツト関連について質問します。

1ページに、国からの補助金として、マイナンバー関連で711万円入って、4ページの時点でいろんな形で、マイナンバー関連の支出がされておりますけれども、全体としてね、全体としてマイナンバー関連で事業費がこんだけで、そのうちの国からの補助金っちゃうんか、市の負担は幾らかと。

古澤哲也情報政策課長

マイナンバー関連の事業費の関係ですけれども、平成26年度にシステム改修を始めまして、26、27、28年度の事業費で申し上げます。

平成28年度はまだ決算見込みでございますけれども、一応、事業費といたしまして、関連経費全体で1億9,161万3,623円。そのうち補助金を交付していただいておりますのが1億1,344万7,000円というふうなことでございます。

尼寺省悟委員

平成28年度の時点で1億9,000万円と、そのうち国から来たのが1億1,000万円と。だから、8,000万円が市の負担だと、そういうことでいいですね。

それでね、今回コンビニ交付関係も出ておりますけれども、このコンビニ交付についてはいかがですか。今と同様な質問。

コンビニ交付にかかわって国から来た補助金と、確か昨年ね、毎年ランニングコストが500万円ぐらい発生するとかいう話を聞いたんで、今回、今年度そのコンビニ交付に関して国からの補助金及び市の負担は幾らかと、そういう質問です。

古澤哲也情報政策課長

コンビニ交付に関しましては、システム導入経費といたしまして1,901万8,980円支出をいたしております。それに、システム運用経費といたしまして、平成28年度分につきましては86万5,512円。これは、コンビニ交付の事業者を支払います手数料はちょっと除いておりますけれども、かかっております。この分に関しましては、システム構築費、それに当初3年間の運営費につきましては2分の1、5,000万円を限度に特別交付税措置が出されるというようなことでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

あのね、これだけでいいんよ、4ページの時点で、今年度分だけでいいんよ。今年度分としてしたときに（「今言う今年度って28年、29年」と呼ぶ者あり）ごめん、平成29年度やね。

平成29年度にかかる、コンビニ交付にかかる事業費と、それと市の負担は幾らかと。そういう質問。平成29年度ね。

古澤哲也情報政策課長

平成29年度につきましては、システムの保守の委託料、それに地方公共団体情報システム機構への運営負担金というようなことで、合計で409万4,000円を見込んでおります。

それプラス、先ほど御説明申し上げましたコンビニ交付事業者への手数料というようなことで必要にはなってますけれども、この経費につきましては運営経費、先ほど申しましたように2分の1を限度に交付税措置がなされるというようなことでございます。

尼寺省悟委員

だから、具体的に幾らかということはわからんけん。幾らなのかと。

古澤哲也情報政策課長

金額まではわかってはおりません。

尼寺省悟委員

なぜ、こういうこと言うのかというと、きのうの時点で同じ質問したときに、51件と平成

28年度、今1カ月ということだね。

以前、私がこの件に関してね、マイナンバーカードそのものがまだ普及していない段階で、これをするのは時期尚早だと。まだ待って、様子を見ていいんじゃないかという話をしたわけね。

そしたら、そのときの関連として、どのぐらい交付されるのかといたら、先進自治体では大体20%ぐらいを目標にしているという話を聞いたわけね。そういう点で、少なくとも2月の段階で51件というのは、全体の交付の中で何%ぐらいなの。わかる。

古澤哲也情報政策課長

平成28年度の住民票等の交付数っていうのはちょっと把握をいたしておりませんで、前日も、その御説明をした際には、平成27年度の交付数というようなことで住民票、それに印鑑証明、それに戸籍というようなことで、6万5,000件ほどの数字をたしか御報告をさせていただいていたと思います。

6万5,000件のうちの51件でございますで、数%台というふうな状況ではございます。

尼寺省悟委員

51件とは単に1カ月だけの話でしょうが。

だから、簡単に言ったら1カ月の交付数が幾らであって、51件と比較すれば何%かって、出てくるでしょう。6万5,000件とかそんなを大きくなくて。

今、わからなかったらあとでいいです。（「1パーです、1パー」と呼ぶ者あり）1%ですね、はい。

1%にとどまっている最大の理由というのは、何ですか。

古澤哲也情報政策課長

きのうも御説明をいたしましたけれども、今のマイナンバーカードの交付、申請の状況が約6,000件というふうなことでございます。

それで、コンビニ交付につきましては、どうしてもマイナンバーカードの利用が、マイナンバーカードが必要になってまいりますんで、そちらの、マイナンバーカードがふえていく状況になればコンビニ交付も次第にふえていくというふうには考えております。

尼寺省悟委員

だからね、私はマイナンバーそのものについても反対であるけれどもね、市民の利便性を考えたときにコンビニ交付、絶対否定はしないけどね、しないけれどもさ、日ごろあなた方はよく言うでしょう、何ちゅうか——言葉出てこん。

費用対効果、費用対効果ね。いうときね、たかだか1%しかないと。

それもね、マイナンバー交付が普及されてないということがわかっているならば、これ絶

対急ぐべきじゃないしね。もっともっとマイナナンバーが1割とか2割とかもっと高まってからやってもね、私はいいということをもう一回言うておきます。

次に、ハイマット関連です。

今回、4,300万円出ておりますね。

これは、平成25から29年度まで分割で4億5,000万円ということで、今まで4億円払ったと。そして、残りの5,000万円と。このうち、700万円が集まったので4,300万円ということなんやけどね、これについて市長はずっと、議会の一般質問答弁とかそういったところで何回も謝って、申しわけないと、集めます集めますと言った結果がこれぐらいだと。

そして、今年度で終わってしまったんだから、あと、いくら市長が努力したとしても、もうこれで終わらなわけよね。

終わりっちゃうか、終わりじゃないわけ。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今年度、一応、前回の決算委員会でも御説明を差し上げたんですけども、4,300万円を計上させていただくということは、その決算委員会のほうでもさせていただいたんですが、一応、概算払いと額の確定というところもございますので、今年度いっぱい集めた分までは反映できるのかなっていうふうには考えております。

尼寺省悟委員

いや、払うのは、今年度で終わったらそれで基本的に施設整備補助金は終わるけれども、それ以降ね、それ以降について寄附金集めるということは、するんでしょう。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それ以降につきましても、さきの一般質問でもお答えを、森山議員の中でお答えさせていただいておりましたけれども、できる限りの御協力はしていきましょうということで考えているところです。

尼寺省悟委員

それで、それもこれも基本的にはSPCね。知っているとおりSPCが、はっきり言ったら事業計画とか資金調達、ある意味ずさんなね、した結果こうなってしまったと思うんやけど。特に、九電がもともと寄附金を65億円か、ね。ごめんなさい。

寄附金を集める、寄附するときにもかかわらず入ってないというところから来ていると思うけれども、平成27年8月の段階でこれだけ、入金済額が幾らかというのは聞いているけど、一番新しいところで寄附金、補助金、融資が幾らかというのはわかりますか。

わからない。

平成27年8月の段階で、財団に寄附したのが27億5,000万円、補助金が37億3,000万円、融

資が15億円というふうに聞いているんですが、一番新しいところの資金調達状況っちゅうのは幾らかというのわかりますか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

最新の状況につきましては、ちょっと確認をしてみないとわかりませんので、確認後に御報告を差し上げたいと思います。

尼寺省悟委員

それと、これいつも、この前も言ったと思うんですが、SPCはサガハイマツトから年額で3億1,000万円の賃貸料を受け取っているわけね。これは、ハイマツトがもうけようと損しよう、こうだというんですが、契約は3年毎の更新で20年間の契約だというようなことなんで、この契約をかえるというふうな話は、どうなんですか、その件は。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今、お聞きしておるところでは、同じ金額をあと2年間ということはお聞きをしております。

尼寺省悟委員

同じく金額をあと2年間ということですから、その2年後についてはかえるという、そのことを含めての話と理解していいんですか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃるとおりです。

尼寺省悟委員

さっき、ちょっと戻るんですけど、入金済み額っちゅうのわからんから、九電から……、そうよね、それもわからんわけよね。

なら、いいです。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

九電さんから新たに寄附が入っているということはお聞きはしておりません。

尼寺省悟委員

その辺、評議員会等があつて、その中で市長もその一員だということを聞いているんですけど、そういった議論ちゅうのはしないんですか、評議員会の中で。

何で、九電は約束を果たさんのかと。果たさんから結果的にね、鳥栖市はこれだけ余分な負担をせんといかんと。ちゃんとあなた、その約束を守ってください、あるいはさっきの話なんですけどね、3億1,000万円やけど、あと2年間と聞いておるけれども、そうやなくても1年早めようとか、そういったことは、評議員会等々の中で市長はされないんですか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

評議員会の中での御議論というところでは、そういうお話はあっていないというふうにお聞きしております。

尼寺省悟委員

そうであるならばね、別のところでもいいんですが、そういったことについてね、SPCに対して申し入れをすとかそういったことは聞いてますか。(発言する者あり)

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

今のスタンスとしても、九電さんは間違いなく寄附をしていただけるものというようなスタンスでいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

尼寺省悟委員

そもそもこれはね、この資料にも書いてるけど、スムーズな立ち上げに寄与するということがやったでしょう、スムーズな立ち上げ。もう立ち上げ済んでるわけでしょう。

だから、遅いわけですよね、入れるのが。もともと、そもそもがそうであるとするならば。

だから、まだやってないと。九電がね、原発が動いてないということで赤字になったどうのこうのかもしれないけど、今はもう川内が動いてるし、かなり業績も良好になったというふうな話も聞くけどね。

だから、ちょっとその辺はね、評議員会の中は別としても、どっかの時点できちっとした姿勢をね、やっぱり示すことが私は必要だと思うんですが、どう思われますか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

繰り返しになりますけれども、九電さんは寄附をすることのお約束を守られるということで、皆さんそういう同じ考え方というふう聞いております。

以上です。

尼寺省悟委員

そういったことについて、私が今言ったようなことについて、SPCに対して市長が話をしたということはないんですね。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

同じように、九電さんは寄附をされるということのお約束を守られるというふうには、皆さんの意思統一がされているというふうに思っております。

尼寺省悟委員

いやいや、私が言っているのは、それに対して不満であるから、もう少しね、入金は早くしろとかね。更新について、2年じゃなくて、もっとこれを早くしろというふうなことをSPCに対して市長が申し入れをされたかどうかと、されてなかったらされてないでいいです。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

されておられません。(発言する者あり)

古賀和仁委員長

ちょっと、暫時休憩します。

午後 1 時49分休憩



午後 1 時54分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

尼寺委員の質疑に対して、答弁整理を行いたいと思いますので、後ほど(「質問、質問。質問整理」と呼ぶ者あり)

すいません、質問整理を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質疑を行います。

松隈清之委員

時間が必要ということですので、ちょっと時間を。

先ほどのコンビニ交付ですが、マイナンバーカードが普及してないのにやってもという意見もございます。ただね、そのマイナンバーカードをつくる必要性ちゅうのは、それがなかったら多分あんまないんですよ、あんまり使わない。今のところね。

だから、コンビニ交付ができるからつくろうっていうほうが圧倒的に多いと思うんですよ。それができるようになったから、基本今、2月からですけど、平成29年度からがこの普及の本番。

そこは、コンビニ交付ができるっていうことをどっだけ広報するかっていうことにかかってくると思うし、ここ数年のコンビニ交付の動き次第が、一般質問をしたけれども、窓口もどう変わってくるのかとかね。圧倒的に、もしかしたらそっちが普及して行って窓口で交付が少なくなってくると、またそこも変わってくると思うんで、やはりコンビニ交付すべきだと思うし、その広報が大事。

まず、その広報について、市報はもちろんそうなんだろうけど、何か、特に取り組みを考えておられるのかなど。

古澤哲也情報政策課長

今までの、取り組んできたことを申し上げますと、これ市民課のほうで取り組んでおりますけれども、住民票の交付を受けられる際、窓口で交付を受けられる際には、コンビニ交付を始めましたというふうなチラシの配布であったりとか、現在も時間外交付とか、戸籍の郵送請求をされている方もいらっしゃいますので、そういった方たちに対してコンビニ交付の御紹介と、マイナンバーカードの申請の御紹介、そういったものを取り組んで、あとは市民ホールの方、テレビのあるほうですけれども、証明写真機の設置というようなことで申請しやすい環境もつくってきたというふうなところでございます。

松隈清之委員

例えばね、コンビニ交付って、当然、コンビニにも手数料は入るんですよ。だから、各交付できるところのコンビニに、そういうポスターとかをお願いするっていうのも一つの方法だと思うんですけど、そういうことって、ポスターあるのか、つくらなきゃいけないのかわからんけど、そういうことって考えられてますか。

古澤哲也情報政策課長

啓発については、市民課と一緒にやっておりますので、その辺も市民課と話をしながらやっていきたいと思っております。

ただ、庁舎の入り口のところにのぼり旗、それにサンメッセのところにのぼり旗を立てているようなところで、コンビニまではまだ広報っていうようなところまではいっておりませんけれども、今後、そういったものも考えていきたいというふうに思います。

松隈清之委員

市役所に来るよりも多分コンビニに寄ることのほうが圧倒的に多いので、コンビニなんかでもそういうのぼりを置かせてもらうとか、あるいはポスターを張らせてもらうとか、それが、もうただのお願いというよりも向こうもビジネスチャンスなんでね、それは多分協力してもらえるところもあると思いますんで、ぜひそういう取り組みも市民課と一緒にお願いをしたいと思っております。

次に、庁舎整備基本計画策定委託料なんですけど、これの進め方って、委託してどんなふうに進められるかっていう流れっていうのは御説明できますか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

この間からも、若干御説明を差し上げている部分はあるんですけども、来年度から国の交付税の対象になって、4年間ですけれどもなっております。起債も含めて、その説明が4月の中旬になされるっていうふうに聞いております。

まず、その交付税関係もなんですけど、例えば、松隈委員からも御提案がありましたように、他の事務所、例えば土木事務所、商工会議所、農林事務所、福祉事務所とかですね。あ

と、税務署とか、そういうところへの投げかけは年度当初にやりたいなど。

それから——まずはコンサルタントも決めたいなどというのはあるんですが——交付税の状況も把握し、それからコンサルも含めて、じゃその建て方としてのPFI、どうなのかっていうところも検討し、まずいろんな条件をですね、出していききたいというふうに思っています。それを初めの3カ月程度でやりたいというふうに思っています。

それを踏まえた上で検討委員会をつくっていききたいというふうに考えておきまして、その検討委員会は夏ぐらいかなというふうに今考えているところですが、それを、与えられた諸条件、要は規模をどのくらいにするかというところにかかってくるので、まずは諸条件を全部出した上で、どれが一番ベストミックスなのかっていうところを踏まえて、検討委員会を夏ぐらいにつくって、それを年度いっぱい検討していききたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

松隈清之委員

最初の条件ですね。今、言われるようにそこで多分変わると思うので、言われたように他の行政関連、あるいは行政に準ずる、市と関係の深い事務所を併設するっていうことになるので、そこを年度当初にやっていただけるということなんで期待したいんですけど、そこがね、すぐ返事が来るかっていうところにもかかってくると思うんですよ。

これが、じゃあちょっと考えさせてくれと、前向きに検討したいと。

もちろんそれぞれの庁内でね、議論されることにもなると思うし、そうなるので、そこをちゃんと待たないと先に進めないんだらうなあって。もう、それこそ規模が大幅に変わる可能性も出てくるし、内容によってもね。

だから、そこをしっかりと、逆に、もう返事こんけん先に進めようかじゃなくて、そこがどうなるかで、そのあとが大きく変わってくるので、よく答弁でも、当然地震に関することなのでなるべく早くってというのはわかるんですけども。

そのあとの、それこそ30年、40年、50年使う庁舎になってくると考えるとね、あんまり拙速とは言わないですけど十分な準備はやっぱり必要だなと思いますので、ぜひその、スタート時点であんまりばたばた行かないようお願いしたいなど。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

その部分は、おっしゃるように私も丁寧にやりたいというふうには思って、スピード感を持ちながらも丁寧にやっていききたいというふうには考えております。

以上です。

松隈清之委員

もちろん動きはね、スピーディーにやってもらわないかんけれども、もちろん、これは相手があることなんで自分らだけだったらスピーディーでもいいんですけどね。相手のあることなんで、そこは十分配慮して、なるべく利便性の高い、あるいは効率的になるように進めていっていただきたいと思います。

それと、都市計画費の50戸連たんのほうなんですけど、これは具体的にもうここを調査するっていう委託料ということでいいんですかね。

藤川博一まちづくり推進課長

対象の町区は江島町です。

松隈清之委員

ということは、今回これ1カ所だと思うんですけど、うちもやってくれみたいなのが出て、今後出てくる可能性もあると思うんですよ。そうなったときには、方向性としては順次やっていくみたいなことで理解をしていいんでしょうか。

藤川博一まちづくり推進課長

ほかには、江島町も含めて19町区20地域できますよ、ということをお打診しております。

それで、この制度は地元の同意というものが必要になりますんで、地元からやりたいという申し出をいただいたのは江島町ということです。それで今度やるわけですが、当然、ほかに打診している町区から申し入れをいただければ、同じように取り組んでいくということになります。

松隈清之委員

そうすると、言うたらこう、市街地の流れもこれができて、じゃこれができたことによってまた次にこう、連続的に行くとかってということとかね。あるいは、市街地の流れっていうのも、今まではそうじゃなかったところも含めて変わっていく可能性もありますか。

藤川博一まちづくり推進課長

鳥栖市でやっている50戸連たんは2種類ケースがあって、集落活性化タイプ、要は市街化区域とちょっと離れた集落で、高齢化とか人口減少が進んでいる集落の活性化。

それと、もう1つ、県内で佐賀市がやってらっしゃるんですけども、市街化区域の隣接タイプで、要は市街化区域がジリジリ、ちょっと広げるようなタイプがあるんですけど、鳥栖市でやっている分は、最初に言いました集落活性化タイプですんで、市街化区域の事実上の拡張みたいなモデルではないというふうに考えています。

松隈清之委員

鳥栖市では、各市街化区域の拡張につながる50戸連たんはやらないっていう方針があるってことですか。

藤川博一まちづくり推進課長

やらないというか、集落活性化タイプで取り組むという方針があるということです。

松隈清之委員

市街化調整区域、市街化区域っていっても、調整区域になっても、いや、もう市街化じゃないかなあみたいなところもあれば、本当に、ああ、見るからに市街化調整区域というところももちろんあるんですよ、その中には。

今の説明は、まずは集落維持のためにやってるっていうことなのか、あえて、そっちしかやらないっていう意思を持ってやっているのか。

藤川博一まちづくり推進課長

五分五分で、集落活性化タイプに取り組むのは、当然、市街化区域から離れたそういった集落の活性化を目指す。

委員から言われてますその市街化区域の連続性、続いた形での拡大みたいなことについては、きちっと区域区分の見直しとか、そういったことできちんと市街化区域に取り込んでいくとか、拡大するというようなことでやっていくという方向性で臨んでます。

松隈清之委員

どっちかっていうとね、本来は、きちっと位置づけをして市街化区域にしていくのが王道だと思う中でいくと、どっちかっていうとイレギュラーなやり方ですよ。手法としては。

ただ、やっぱ一般質問等でも答弁もあってましたけれども、住宅供給の、要は大きな計画ってないじゃないですか。

私も質問しましたが、市街化区域の中ではやはり空き家とかね、そういったのも今後ふえてくるし、そこもちろん手を入れて再生していかないかのだけど、ちょっと時間がかかる部分を市街化区域内の道路の狭いところとか、あるいは空き家がふえてきているところっていうのは、すぐドカッとね、できないところもありますよね。

その中で、一定住宅供給を続けていかんと多分人口減るんじゃないかなあと。あるいは、もう、よっぽどマンションをぼんぼん建てさせる環境をつくらないと人口は多分減るんだろうなと思うんですよ。

だから、もちろん離れている集落を維持するのも、もちろんそれはそれで意味はあるけれども、市街化区域に近いところで、あまり大きく町の形、町っていうかその地域のね、形を変えない形での市街化区域の拡大をしつつ、住宅供給をするっていう考え方もあるのかなと思うんですけど、現状はあんまり持ってないってことですよ。

藤川博一まちづくり推進課長

現在、佐賀県のほうが都市計画区域マスタープランの変更に関する手続をされてます。今、

継続中で行っています。

その中で、当然、鳥栖基山都市計画区域内で人口フレームであるとか産業フレーム、そういった市街化区域の予備軍といいますか、貯金みたいなところを念頭に置きながら、できる限りの区域区分の見直し、要するに市街化区域に編入するような見直しを現在行っている最中です。

松隈清之委員

県の区域マスも、見ると、ややちょっとこう、一般的な書き方、今のその一般的っていうのは全国的に人口減っていく、だから、むしろ抑制的な流れが一般的ですよ、今。

むしろコンパクトにしていこうっていう、要は、市街化区域を拡大させない、むしろ縮小しようみたいなのが今は多分一般的なんです、全国的にはね。

多分、鳥栖市は全国的にも県内から見ても、やっぱ多分それとは若干、今はね、現時点ではまだそういう方向にはないんだけど、県の認識として市街化区域は、人口は鳥栖もまだふえるし人口フレームももっと拡大されるだろうとか、市街化区域は拡大すべきだっていう考え方を持っているんだろうかという疑問があるですよ。

書き方は、余り変わらず抑制的なイメージなんです、区域マスは。現行のやつでは。

どんな印象を持たれてますか。

藤川博一まちづくり推進課長

もう、まさに松隈委員おっしゃるとおり、国のほうではもう立地適正化計画であるとか、今の中心市街地活性化基本計画の策定に対する考え方、いずれにしても人口減少ということが前提。インフラ投資などを抑制することが主な目的だろうと思いますけれども、やはりコンパクト化っていうのが前提です。

確かに、県の区域マスタープランでも、そういった、どっちかっちゃうと、余り前向きではないかもわからないですけども、先ほど言いました人口フレームであるとか産業フレーム、これはもう計算の仕方がありまして、機械的にもう出てきます。

もう、当然、委員も御存じのとおり、鳥栖市以外ではもう人口ふえているところはないとかいうところで、鳥栖市で人口フレームとか産業フレームありますと、先ほど言いましたけれども、これはもう例外中の例外に近い事例だということで、もうほかのところではそういった市街化区域を延ばす予備的なものはもうない。それで、鳥栖では、そういった予備的に市街化区域に編入できる面積があるということで、それはそれでちゃんとふやす方向では、佐賀県のほうも我々と協議はさせていただいています。

小石弘和委員

私、ちょっとこう、この予算を見てもみますと、この都市計画費が非常にボリューム的なもの

のがあって、まちづくり推進費っていうのが事業も少ないと。今の現状から考えるとですね、まちづくり推進課というふうな名称自体が私はおかしいんじゃないかなあというふうなことを考えるわけですよね。

せいけん、私は、当然、前のように都市計画課としてね、そして、今まちづくりと都市計画と一緒にいろいろやっていますけど今度駅周辺が出てくればね、整備が、基本計画が出てくれば、これは莫大なボリュームが、要するに必要となるわけですから。

せいけん、もし、私、希望……、ちょっと言いたいことは、ここに、私としては都市計画課に戻してですね、そして都市計画係とそれから駅周辺整備推進係とか。そして、その部類を分けたらどうかというふうな思いがするわけですよね。

途中でですけど、そういうふうな気が、恐らく、まちづくり推進……、名称は、それはどうでもいいんですけど、この内容的なものがね、とにかくここが、都市計画のボリュームが非常に多いような気がして、そして今の人材で、まちづくり推進課でね、本当に駅周辺整備が、基本計画が出て、いろんな問題が出てきた場合は対応できるかなというふうなことを感じますし、その点を部長、どんなふうに思われてますかね。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃっている御質問に対しては、お答えといたしましては常日ごろから総務部とはです、お話をさせていただいております。

それで、先日の松隈議員の一般質問でもございましたけれども、企画政策部の拡充というところは前向きに検討したいということも出てましたので、引き続きその時々々の事業量に応じて人員配置などにつきましては、総務部と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

小石弘和委員

わかりました。

古賀和仁委員長

暫時休憩をします。

午後 2 時 16 分 休憩



午後 2 時 27 分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

休憩前に続き、質疑を行います。

尼寺省悟委員

先ほど、私がサガハイマツトに関して質問したことについて、一部訂正をして改めて3項目について質問します。

まず、1点目は、サガハイマツトの資金調達状況ですね。一応、平成27年8月末の時点での数字は伺っておりますけれども、最新の数字を教えてください。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

最新の数字につきましては、確認をさせていただきまして、委員会中に御報告をさせていただきたいと考えております。

尼寺省悟委員

2点目は、市長は財団の評議員の1人と、評議員会ですね。

だから、評議員会等を通じて九電に対して約束の早期履行といいますか、寄附の早期履行及びSPCとサガハイマツトの年額3億1,000万円の賃貸料ですね。これを減額、そういったことを申し入れたことがあるのか、という質問です。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

申し入れ等を行ったというふうにはお聞きはしていないところでございます。

尼寺省悟委員

市長はね、先ほど言ったように約束を果たしてないというようなことで、再三、一般質問、議会等でね、謝っておられますが、そういった謝るぐらいならば、今、私が申し上げたことぐらいはね、やっぱり申し上げるべきだと思います。

それから3点目です。

賃貸料ですね、SPC、サガハイマツト、3億1,000万円。これは、ことしが更新年というふうになると聞いておりますけど、どういうふうになるのかお聞きします。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

現在の賃料をあと2年間、同じ賃料でいくというふうにお聞きをしているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

いいです。

それともう1点、先ほどちょっと答弁がはっきりしなかったんですが、マイナンバー関連

で平成29年度の総事業費と、そのうちの鳥栖市の負担ですね。とりわけ、コンビニ交付に関する数字を教えてください。

古澤哲也情報政策課長

平成29年度予定しております支出に関しましては、全体で2,206万8,288円でございます、そのうち補助金が711万5,000円と。残りの1,490万円程度が単独費というふうなことでございます。

ちなみに、コンビニ交付サービス関係分につきましては、先ほどお答えしましたとおり490万9,000円の支出を予定しております、その分に関しましては、2分の1を限度に交付税措置というところで数字は持ち合わせていないところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いいです。終わります。

古賀和仁委員長

ほかに。

下田寛委員

5ページの不動産鑑定委託料についてなんですが、これ、もう少し詳しく教えていただきたいなというのと、先ほど、河内の空き家について行うということでしたが、今後、河内のほうで何か、そういった事業を行っていくのかどうか、その辺までわかる範囲で教えていただきたいです。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

場所につきましては、河川プールの北側に一軒お宅がございまして、そこが、今空き家になっております。

その家の東側については、今、河川プールの駐車場として利用されている部分もでございます。所有者の方の御理解を得て利用させていただいている部分もありますけれども、そこも含めて、今回不動産価格鑑定を行い、6月の補正予算ですね、ぜひ購入をさせていただきたいなというふうに考えております。合わせて改修とですね。

それで、これは、地元からも空き家を活用してっていうようなことも御要望いただいております、そこで今回、その空き家について一定期間の移住、お試し移住じゃないんですけれども、そういう場所にできたらなというふうに今考えているところでございます。

以上です。

下田寛委員

これって、その下の土地利用構想調査委託料とかは、特に関係はないんですかね。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

関係ございません。

下田寛委員

すいません、その土地利用構想調査委託料も、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

土地利用構想策定委託料につきましては、一般質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖、それから新産業集積エリアに続く企業誘致等、住宅地も含めたところの新たな場所ということで、この、鳥栖市の中でそういうところを検討していきたいというふうに思っております、当然、建設課の道路、将来道路網の構想、それから、(仮称)味坂インターチェンジ、それにもらみながらこの土地利用構想を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

下田寛委員

大体、具体的な目星っていうのについているのでしょうか、このあたりっていう。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

一旦、整理をして、土地利用構想策定に臨んできたいというふうには考えておりますが、当然、特区ではないんですけれども、インターチェンジから車で5分程度っていうことで特区を提案しておりましたけれども、そういうところを頭に入れながら、味坂インターチェンジをにらみながらというところで御理解をお願いしたいというふうに思います。

下田寛委員

わかりました。

それで、さっきの不動産鑑定委託料なんですけれども、今後、ここの一軒だけじゃなくて、河内を中心にしたそういった空き家の対策、移住計画とかそういったものを今鳥栖市では検討しているというふうに考えていいのでしょうか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まず、この場所的なものがございまして、これが河川プールのすぐ横で、天神木橋ですか、バード橋ですか。天神木橋からダム側で、民家があるのがあそこだけなんです。

それで、そういうところもあって、河川プールの御利用もあっているっていうようなこともあって、また、なおかつ比較的度もいいというようなこともあって今回そこを、基本的にはそこだけというふうにしか考えていません。

下田寛委員

わかりました。

あと、その上の庁舎整備基本計画は、これ年に4回でしたっけ。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

計画策定委員会につきましては、年4回を今想定しているところでございます

下田寛委員

すいません、これ、いつからになってたんでしたっけ。

計画としては、いつから行うような。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

この分につきましては、先ほど松隈委員にもお答えしましたけれども、策定委員会自体は夏ぐらい——事前の条件整理をした上で、策定委員会を設置していきたいというふうに考えておりますので、夏前後になるという……、夏あとぐらいかな、夏ぐらいかなぐらいの感覚で今考えております。

久保山博幸委員

同じく、庁舎の関係でお尋ねしたいんですけども、今回コンサル、基本計画でコンサルに発注されるんですが、今後その先に、基本設計、実施設計ってあるんですが、このコンサルの考え方は、今どういうふうに認識しとったらいいんでしょうか。

基本計画に携わるコンサルタントがその次、基本設計、実施設計まで連続して。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

基本計画、それから基本設計、実施設計それぞれ別物だというふうに思ってますので……、基本設計と実施設計はつながってくるかもしれませんが、今回の基本計画と基本設計については別物というふうに考えております。

久保山博幸委員

業務内容によって、当然、その業務量っていうのも変わってくると思うんですね。それで、どういう内容でコンサルに発注されるか、それとコンサルの選定方法もあるんですけども、まずコンサルの選定方法についてお尋ねいたします。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

これは、一般質問でもお答えをさせていただいておりますけれども、指名競争入札、もしくはプロポーザル方式での随契、どちらかだというふうに今考えているところでございまして、計画策定の委託の内容につきましては、現庁舎の現状と課題。

新庁舎の検討はもちろん検討なんですけど、必要性、上位関連計画との整合性、先進事例調査、基本理念、基本方針、規模の想定、必要機能、付加機能、庁舎の構成、事業計画、各種委員会の対応などを今計画しているところです。委託を計画しているところです。

久保山博幸委員

うちの会派でもこの件に関して、もうちょっと時間を、余裕を持って進めたほうがいいんじゃないかという意見が大勢なんですけど、住民参加というか、住民意見の収集の仕方。今のお話によると市民アンケートとパブコメ、この辺が市民参加、情報収集の2つの柱かなというふうに聞いているんですが、例えばコンサルの業務としてまちづくりの視点からそういう手法というか、アイデアっていうかその辺もその業務の一環として発注するというような可能性はないんでしょうか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

これも、一般質問でもお答えをしておりますけれども、市民向けアンケート、当然、一定その諸条件のためにするのか、諸条件が出たあとにするのかは、またちょっと検討させていただきますけれども、市民アンケートをさせていただき、パブリック・コメントをさせていただき、それから、基本計画の策定委員会の中に、当然学識は入っていただきますけれども、区長さんとか障害者団体、それから産業団体、子育て、PTA、女性リーダーこのあたりを考えているところでございます。

以上です。

久保山博幸委員

それから、平成31年度末には目標として着工を目指すということなんですけど、これは、先ほど冒頭によると交付税の絡み、そのあたりがあるんでしょうか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

先ほどもお答えしましたけれども、起債も含めたその交付税の関係の説明会が4月中旬ぐらいというふうに聞いておりますので、今回の交付税措置が4年間限定なんですけど、平成29年から平成32年までということ。要は、建物ができ上がるとかなきゃいけない、それはあり得ないと思うんですけど、じゃ着工までしとけばいいのか、基本・実施設計までしとけば交付税対象になるのかというところはまだ明確じゃないというのが1点ございます。そこが1点ございますけれども、平成31年度中の着工目標というのは、地震がいつ起こるともわからないということで、スケジュール上一番最短でなった場合が平成31年度中の着工というふうに、目指すということでお答えをさせていただいているところでございます。

ただ、先ほど松隈委員にもお答えしましたけど、この基本計画については丁寧に、スピード感をもって丁寧ににつくっていきたいというふうには考えております。

下田寛委員

すいません、ちょっともう1点だけ。

5ページの、筑後川流域クロスロード協議会負担金についてなんですけど、これホームページ見てると、道州制の取り組みとか書いてあるんですけど、もう、ちょっと時代が、もう

ワテンポ遅くなってきているのかなと思うんですが、一回整理したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃるとおり、そのホームページ上はちょっと変わってない部分もありますので、その部分は久留米市にもお話をさせていただきたいというふうに思っております。

下田寛委員

よろしくをお願いします。

古賀和仁委員長

質疑を終わります。



議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について

古賀和仁委員長

次に、議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

それでは、平成29年3月市議会定例会条例案等参考資料に基づいて御説明をしたいと思います。29ページでございます。

議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更案の概要ということで、こちらのほうにお示しをさせていただいております。

変更の理由ということで、こちら1番に書いておりますが、今後、重点的に取り組むべき施策の追加及び組織機構の見直し等による文言整理のためということで、変更の内容といたしましては、都市と農村との交流及び庁舎整備の取り組みを追加、取組担当課の追加及び変更ということで、めくっていただきまして30ページ、31ページが変更箇所になっております。

すいません、32ページまでですね。

それで30ページ、これが上のほうがリーディングプロジェクト、リーディングプロジェクトの中で、右側が変更案、一番下に都市と農村との交流を図りますということで、取組5-1というふうに書いております。この部分を、追加をさせていただいております。

内容につきましては、またあとで御説明をさせていただきます。

それから、30ページのページ29というところですけども、取組担当課、建設課っていう

ふうになっておりますが、変更案では4月1日の組織機構の変更に伴いまして、維持管理課ということで変更させていただいております。

そして、取り組みの達成目標ということで、左側は国道・県道整備延長距離ということで書いておりますけれども、ここに米印をつけさせていただきまして、現状、目標についての説明をさせていただいているところでございます。

それから、この35、45はページ数。これは総合計画のページ数になっておりまして、35、45、51につきましては、それぞれ建設課、維持管理課を追加させていただいているということです。

それから、31ページですけれども、左側、取組担当課、農林課で、右側が、総合政策課、商工振興課、農林課ということで、今回、先ほど言いました都市と農村との交流を図りますというところで、その前段のところの説明書きの中で、取組の方針というところで、自然豊かな地域支援が存在する地域休養施設・滞在型農園施設周辺地区を都市と農村との交流拠点としてその地域資源を活用した取組を行っていきます。という文言を追加させていただき、下のほうで、取組の体系というところでは、都市と農村との交流を図ります、という取り組みを追加させていただいているところでございます。書いている中身は同じでございます。

めくっていただきまして、32ページですけれども、取組担当課はそれぞれ変更させていただいておりますけれども、一番最後の、公共施設マネジメントを行います、というところの文言を市庁舎についてはということで、市庁舎の整備を進めてます、という部分を、こちらの公共施設マネジメントを行いますのところに追加をさせていただいているところでございます。

大きな変更といたしましては、都市と農村との交流を図りますという取り組みを追加させていただいたこと。それから、市庁舎の整備に備えた文言を追加させていただいたことが大きな変更でございます。

それで、都市と農村との交流を図りますという取り組みを追加させていただいた経緯につきましましては、今回、当初予算でもお願いをしておりますけれども、地域休養施設の改修を行うこと、それから、我々総合政策課のほうで提案させていただいております空き家を補正予算を通じて購入をさせていただきたいというようなことを今取り組みとして考えていること。

これらを含めて、今回、都市と農村との交流を図りますという取り組みを追加させていただいているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

下田寛委員

すいません、もう少し具体的に、要は栖の宿を中心として、どのような形で都市と農村の交流が図られていくのかっていうイメージを教えてくださいんですけど。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

まずは、旧とりごえ荘ですね。旧とりごえ荘について、老朽化もしております、そこを今回、改修を計画しているっていうのがあります。当然、その改修を行うことで、アウトレットのお客さんにちょっと寄ってもらうとか、そういうところを目指したいなっていうところが一つありまして、畳敷の部分は今度フローリング化ということで、やっていきたいということで今計画をしております、そうすることで、例えば、研修とかそういうのに使ってもらえればというような計画をしているところでございます。

下田寛委員

あそこをもうちょっと、拠点性を持って、何か河内の町に人が来るような仕掛けづくりを恐らく行っていくのであろうなと思いましたが、もうちょっと具体的なイメージというか、ストーリーが今後できるといいなと思いましたが要望として、お願いします。

松隈清之委員

今、栖の宿を改修するというので、さっき、空き家にお試し移住、それもこの取り組みに入るんですか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃるとおりです。

松隈清之委員

ということは、お試しですよ。

そこに住みたいと言われたら、そこを買ってもらって、そこに住んでもらうっていう取り組みとして理解していいですか。（「どこを買ってもらう」と呼ぶ者あり）

今、お試し移住される、河川プールの横にある家を、今度手を入れられると。そこに、お試し移住をしてもらうと。

例えば、お試しで、いや、気に入ったと。ここにずっと住みたいんですけどって言ったら、その家を買ってもらうっていうことになるんですかね。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

我々の想定としては、まず、そのお試し移住の場所というふうにしたいなっていうところを考えておまして、実際、そこを買いたいっていうことになればですね、また、そこは新たな検討が必要だなというふうに思っております。

松隈清之委員

検討するっていうのも、何かね、不思議な話であって。お試し移住させといて、いや、別に短期でおってくれればいだけだから、終わったらどうぞお帰りくださいっていうつもりでおられるのか。あるいは、ずっと、じゃあ賃貸でいいんですよっていうものを用意されているのか。

そのお試しの後を考えているのかっていうこと。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

すいません、私の理解が足りません。

まずは、鳥栖市に来ていただいて、お試しで住んでいただいて、当然、河内の中には空き家が、今2軒、3軒あるというふう聞いておりますので、例えば河内を希望すれば、そちらのほうを御紹介したりとかいうのはあると思いますし、当然、お試しでございますので、鳥栖市内での、繁華街というところでの御紹介というものもしていきたいなというふうに考えております。

松隈清之委員

お試しをするにはものすごく特殊な場所ですよ。

だから、さっきの予算のところでもよかったですけど、今回のこの交流っていうのがね、目指すところっていうのが、いわゆる交流として農村に……、交流ですよ。だから住むとかじゃなくて、農村を訪れて何かを楽しむ。一つのレジャー性を持たせる取り組みとして交流をさせていきたい。それが、栖の宿も含めてレジャーとしての農村っちゅうか、山村との交流を目指していく取り組みにしていくのか。

さっき、なんで入っているのかって聞いたのは、移住っていうことはね、じゃ今後その地域に対して人をふやしていきたいという考え方を持っているのかどうかで違うと思うんですよ。

だから、お試しされて、鳥栖を知ってもらうにしたらえらい限られた場所なんですよ。本当の意味で鳥栖を知ってもらおうとしたら、鳥栖の利便性を知ってもらおう上で、やっぱり駅とかね、どっちかっちゅうと市街地の中に住んでもらったほうが鳥栖のよさはわかると思うんで、どうなんですか、何をお試ししてもらおうと思ってるんですかね。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

おっしゃるとおりでございます。

特殊な場所、特殊な場所というか、山間部は山間部でございますので、そこにいらっしゃって、住んで、そこが気に入って、じゃあ河内でそういう場所がないのかって言われて、そこに住んでいただくのは、我々も紹介はもちろんしますが、そういうところの一面っていうところでの考え方のほうが、どちらかというと強いんです。

松隈清之委員

あの山間部に住んでいただくことがいいのかどうか、よくわかりませんよね。

例えば、本当に子育て世代が来たときに、じゃあ、あそこから子供どうすんだとか考えていくと、例えば、陶芸をしたいからここに住みたい、これはありだと思うんですよ、別にありだと思うんだけど、いわゆる鳥栖に住みたい、鳥栖を知ってもらってお試してということで行くと、もっと一般的なね、鳥栖の魅力を感じられるような場所がやっぱりふさわしいんじゃないかなあって。

だからこれ、あくまで山村との交流、例えばそこが、一種のキャンプ場みたいな感じでね、その家みたいなところに何日か遊びに来て過ごす。山村体験的な場所として、いろんな人に来てもらって山村と交流しませんか、これ全然ありだと思うんですよ。

お試し移住ではなくて、あくまで、この山村っていう地域をレジャーとして親しんでもらおうっていう取り組みだったら全然オーケーで、この中にある、交流という意味合いの中にも合致するのかなと思うけど、鳥栖を知って、鳥栖に住んでもらおうと思うのであればちょっと違うのかなと。そこは、だから今後の利用の仕方、利活用の仕方については、またちょっと御検討いただきたいなっていうふうに思います。

それと、栖の宿も、そもそも建物自体がね、正直言って、少々手入れしたところで、やっぱりもう古臭いですよね。

本当にあそこを、アウトレットの人も来てくれるぐらいにしようと思ったら、外観から含めてすごい、めっちゃくちゃ手を入れて、どっかの海外リゾート地かよって思われるぐらいの手をかけないと多分だめなんです。中途半端に、ちょっと古くなったからやりましようって少々色塗りかえたり、フローリングにしたぐらいじゃね、人が寄ってくるような建物にはならん。

だから、いや本当にやりたいんだったら、もう、びっくりするぐらいの場所、建物にするぐらいの覚悟がないといかんし、少々やっても多分、あんまり人は来ないと思うんでね、そこは、今、指定管理もされているんだけど、そのあと、要は今の延長でいくんだったら利用者も含めて、僕はあんまり活用は今でもされてないし、今後も、ただ手入れをただけではあんまり活用されないと思うんですよ。

だから、要はこの、交流をどこまで本気でやるか。中途半端なら、もう、大して効果がないからやめたほうがいいというふうに思うし、やるんだったら本当にすごい、びっくりするぐらいの建物を使ってサービス、それは指定管理者も含めて、サービスも含めて検討してやるかのどっちかなんですよ。そこまで金をかけられないと思うんだったら、やめるのも含めて検討した方がいいと思う。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

建物のほうについては、おっしゃっているようにさまざまな利用の検討というのは、今、合わせて検討しているというところもございます。

その、お試し移住プラスアルファの部分を検討しているというところはあるのですが1点と、改修につきましては、まず、今までが手を入れてない。なぜ手を入れてないのかわかりませんが、手を入れてない部分も多々あったというところもありまして、やっぱり外壁、屋根、このあたりは、ちょっと補修をしていきたいというふうに今計画をしているところなんです。

小石弘和委員

社会教育研修場、これの受け皿にする予定はないわけですか。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

フローリング化をするっていうところは、社会教育研修場の機能もそちらのほうに持たしていきたいというふうな予定でおります。

小石弘和委員

じゃあ、それが要するに決まればですよ、その社会教育研修場ですかね、あれも結局、私もこの前見に行きましたけど、非常に危険な状態に陥っているわけですよ。そいけん、ぜひそういう形で、ことしの夏にでも間に合うようなね、社会教育研修場は恐らく使えないと思うんですよ。

教育委員会としては、年に二、三回使用があるというふうな形はお聞きしてますから。できるなら、そういうふうな受け皿をつくっていただいて、危険なところの取り壊しを早くしたほうがいいんじゃないかなというふうなことで、私の意見として言っておきます。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

以上で、企画政策部関係議案の質疑を終了いたします。



古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会は、これにて散会をいたします。

午後 3 時 1 分散会

平成29年 3 月 17 日 (金)

1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

教	育	長	天	野	昌	明				
教	育	次	長	園	木	一博				
教	育	総務課	長	江	寄	充伸				
教	育	総務課	総務係	長	原	祥雄				
学	校	教	育	課	長	柴田	昌範			
学	校	教	育	課	参事兼課長補佐兼指導主事	木	村	嘉身		
学	校	教	育	課	参事兼教育相談係長兼指導主事	中	島	達也		
学	校	教	育	課	長補佐兼学校給食センター所長兼学校給食センター係長	豊	増	秀文		
学	校	教	育	課	学校教育係	長	有	馬	秀雄	
生	涯	学	習	課	長兼図書館	長	佐	藤	敦美	
生	涯	学	習	課	参事	山	津	和也		
生	涯	学	習	課	長補佐兼生涯学習推進係	長	高	松	隆次	
生	涯	学	習	課	文化財	係	長	久	山	高史
生	涯	学	習	課	図書	係	長	栗	山	英規

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 1 時30分開議

古賀和仁委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。



古賀和仁委員長

議案の審査に入ります前に、採決は済んでおりますが、先日の補正予算の審査の中であった質疑につきまして、お手元のほうに資料を配付しております。

執行部よりそれぞれ説明をお願いいたします。

柴田昌範学校教育課長

失礼いたします。

まず、小石委員さんから御質問が出ておりました鳥栖市学校給食センター資源物売払業務について、資料を用いて御説明いたします。

学校給食センターの資源物売り払い料につきましては、平成26年の開業年度からリサイクルの促進や処分経費等の縮減を勘案いたしまして、資源物の売り払いを行っております。

売り払い業者の選定につきましては、鳥栖市資源回収登録業者のうち、市内に事業所所在の業者としておりまして、その業者による買い取り額の入札を行っております。

売り払い料及び売り払い額は表のとおりとなっております。なお、売り払い業者は各年もに有限会社ウラカワというふうになっております。

引き続きまして、松隈委員から 2 ページの被災幼児児童生徒就園就学支援補助金について御質問があった点について、資料を用いて御説明いたします。

減額が大きくなっているけれども補助率が落とされたのか、それとも対象人数が減ったのかという御質問がありました。先日の委員会場で明確に答えることができなかったため、本日お手元に資料を御用意しました。

まず、この補助金につきましては、東日本大震災で被災し就学困難となった児童生徒の保護者に対しまして、就学困難な場合に国庫から全額の補助が出るものと、熊本地震による被災を受けた家庭に対しては3分の2を補助する事業となっております。

このことにつきまして、精査いたしましたところ補助率の違いによる歳入の見込み違いであることがわかりました。

本来は、先ほど御説明しましたとおり、東日本大震災関係が補助率10分の10、そして、熊

本震災が3分の2となっております。ところが、資料の一番下にあります要保護児童生徒就学援助費補助金の補助率であります2分の1を用いて歳入の計算をしてしまっておりました。そのため、補正の予算の減額幅が大きくなってしまったものであります。

このように、補助率を誤って補正予算を計上してしまったことにつきまして深くおわび申し上げます。

簡単ですが、説明については以上です。

園木一博教育次長

ただいま、学校教育課長より説明いたしましたように、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金につきましては、誤った決算見込みの積算により補正予算を作成し、本来でございますと補正予算の審査をいただいた質問に対し、明確に回答、並びに説明等ができていたべきものでございます。

結果、補正予算議決後において、誤った積算によるものであるとの説明をせざるを得なかったことにつきましては、真摯に受けとめ、この場をかりまして心よりおわびを申し上げますと思います。

今後、このような事案が発生しないように、事務事業、特に積算のチェック体制等については強化、見直しを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、議決後、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金に関する補正予算積算説明資料提出についてのおわびとさせていただきます。

大変申しわけございませんでした。

古賀和仁委員長

ただいまの説明に対し、質疑があればお受けしたいと思います。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

これからは、こういうことのないように、ぜひ慎重に予算には取り組んでいただきたいと思います。

それでは、以上で資料についての説明を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

教育委員会事務局

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

古賀和仁委員長

それでは、当初予算の審査に入ります。

本日は、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第8号の1議案であります。

それでは、議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

園木一博教育次長

改めましてこんにちは。委員会の審査に入ります前に一言御挨拶を申し上げます。

午前中の市内小学校の卒業式につきましては、委員の皆様のお臨席を賜りまして、まことにありがとうございました。

おかげさまでもちまして、無事市内8小学校卒業式を終了することができましたので、この場をかりてお礼申し上げたいと思います。

それでは、本日御審議を賜ります議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算のうち、教育委員会会計分でございます。

教育委員会事務局所管の教育費総額で13億424万円となっております。昨年の当初予算と比較しますと額で5億760万円、率で28%の大幅な減額となっております。その主な要因といたしましては、田代中学校普通教室棟大規模改造事業及び田代中学校普通教室棟増築工事の完了に伴う事業費の減額によるものでございます。

今回の当初予算でお願いいたしております主な事業といたしましては、3月補正においてお願いいたしました小中学校トイレ洋式化及び屋内運動場非構造部材の改修についての残りの小中学校の設計に要する経費、特別支援学級生活指導補助員配置事業、放課後児童健全育成事業の補助、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業となっております。

以上、概要について申し上げましたけれども、詳細につきましては、これより各担当課長より御説明をさせていただきますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

柴田昌範学校教育課長

それでは、まず学校教育課から歳入について御説明申し上げます。

款13. 分担金及び負担金、項2. 負担金、目2. 教育費負担金、節1. 小学校費負担金及び節2. 中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険であります日本スポーツ振興センター負担金945円のうち、460円を保護者に負担していただく分となっております。

す。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、款14. 使用料及び手数料、項1. 使用料、目5. 教育使用料、節1. 社会教育使用料のうち、72万4,000円につきましては勤労青少年ホームの使用料でございます。

柴田昌範学校教育課長

項2. 国庫補助金、目5. 教育費国庫補助金、節2. 小学校費国庫補助金及び節3. 中学校費国庫補助金の主なものでは、特別支援教育就学奨励費補助金及び理科教育設備整備費補助金となっております。どちらも、国庫補助は2分の1というふうとなっております。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、節4. 社会教育費国庫補助金につきましては、一番上から、埋蔵文化財発掘調査補助金でございますが、こちらは、市内文化財の確認調査に伴う補助金として国から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

またその下、史跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡の公有化事業に伴う補助金として国から事業費の5分の4の補助を受けるものでございます。

その下、子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。

柴田昌範学校教育課長

2ページ目になります、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目6. 教育費県補助金、節1. 教育総務費県補助金は、主にスクールカウンセラー事業に対する県から3分の1の補助を受けるものです。

節2. 小学校費県補助金、節3. 中学校費県補助金につきましては、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金となっております。先ほど申しましたように、東日本大震災関係が補助率10分の10、熊本大震災が3分の2の補助となっております。

また、中学校費県補助金は、平成28年から実施を始めました放課後等補充学習事業、この分につきましては県から5分の3の補助を受けるものであります。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、節4. 社会教育費県補助金のうち、一番上の埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴うもので県から事業費の18%の補助を受けるものでございます。

続いて、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、放課後児童健全育成事業に対して県から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。

その下、学校家庭地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業について、それぞれ県から事業費の3分の2の補助を受けるものでございます。

その下、放課後児童クラブ夏季臨時開設支援事業費補助金につきましては、夏季休暇中だけ臨時に開設する放課後児童健全育成事業に対して、県から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

最後に、遺跡等購入費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡の公有化事業に伴う補助金として県から事業費の2.45%の補助を受けるものでございます。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

続きましてその下、項3. 県委託金、目5. 教育費県委託金、節1. 教育総務費委託金は、児童生徒の活用力向上研究指定事業委託金で、県教育委員会から田代中校区4校におきまして活用力向上に係る研究を行うためのものとなっております。県から10分の10の補助を受けるものです。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、節2. 社会教育費委託金につきましては、地域人権啓発活動活性化事業委託金といたしまして、人権啓発の事業である人権の花運動に対する県からの委託金でございます。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、款17. 財産収入、項1. 財産運用収入、目2. 利子及び配当金、節1. 利子及び配当金につきましては、本市の育英資金貸付基金の預金利子の本年度の見込み額を計上しているところでございます。

その下、款18. 寄附金、項1. 寄附金、目2. 教育費寄附金、節1. 教育総務費寄附金につきましては、本市の育英資金貸付基金に対する寄附金で、1,000円の頭出しでございます。

以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

その下、款21. 諸収入、項4. 受託事業収入、目1. 受託事業収入、節5. 教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費を開発者から受託するものとして計上いたしております。

柴田昌範学校教育課長

3ページをお開きください。

項6. 雑入、目4. 雑入、節4. 雑入の主なものは、中原特別支援学校鳥栖田代分校の負担金となっております。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、款22. 市債、項1. 市債、目5. 教育債、節1. 小学校債及び節2. 中学校債につきましては、小中学校の屋内運動場非構造部材改修事業及びトイレ改修事業に伴うものでございます。

詳細につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

4ページをお願いいたします。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目1. 教育委員会費の主なものについて申し上げます。

節1. 報酬につきましては、教育委員4人分の報酬でございます。

続きまして、目2. 総務事務局費でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、教育長、教育次長及び教育総務課職員5人、計7人分の人件費をお願いするものでございます。

節7. 賃金につきましては、小中学校の事務補助員12人及び学校用務員8人の計20人分の嘱託職員の賃金をお願いするものでございます。

節8. 報償費につきましては、教育委員会評価委員2名と学校給食センター被災検証委員会委員4名の計6人分の謝金をお願いするものでございます。

飛びまして、節13. 委託料につきましては、小中学校施設の警備委託料及び中学校4校分の土日祝日、年末年始の日直代行委託料をお願いするものでございます。

ページめくっていただきまして、5ページをお願いいたします。

節19. 負担金、補助及び交付金につきましては、教育関係団体に対する負担金でございます。

節20. 扶助費につきましては、交通遺児に対する手当てといたしまして2名分を計上しております。

節28. 繰出金につきましては、歳入で御説明いたしました育英資金貸付基金の預金利子及び寄附金の基金への繰り出しでございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、目3. 学校教育事務局費、節1の報酬は、いじめ問題対策委員会、就学時健

康診断医師、それから通学区域審議会などの報酬となっております。

節2. 給料から節4. 共済費までは、学校教育課職員6名分の人件費となっております。

節7. 賃金は、学校図書館事務補助員12名、嘱託指導主事3名、学校適応指導教室みらい指導員2名、教育相談指導員1名等の賃金となっております。

節8. 報償費のうち、謝金は、市内小中学校へのスクールカウンセラーの配置に係る謝金のほか、いじめ問題対策委員会の委員、就学指導相談会の相談員謝金等となっております。

節11. 需用費の主なもの、消耗品費、印刷製本費代等となっております。

節12. 役務費の主なもの、切手などの通信運搬費と学校災害賠償保険料が主なものとなっております。

節13の委託料で主なものは、語学指導業務委託料といたしまして外国語指導助手、いわゆるALT5名を小学校の英語活動及び中学校の英語の授業で活用するために配置している民間委託料及び劇団四季公演の設営にかかる委託料となっております。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、劇団四季の観劇に伴うバス借上料と会場使用料となっております。

続きまして、6ページになりますけれども、節19. 負担金、補助及び交付金のうち、スクールサポーター配置負担金につきましては、鳥栖中学校と鳥栖西中学校に配置されている2名のうち、1名分を市で負担するものでございます。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

続きまして、項2. 小学校費、目1. 学校施設管理費でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、学校用務員3名分の人件費をお願いするものでございます。

節11. 需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節13. 委託料のうち、1行目の調査設計委託料につきましては、基里小学校の校舎の外壁調査に要する経費、また、設計業務として、鳥栖北小、田代小、基里小、麓小学校4校の屋内運動場非構造部材改修事業の設計及び同4校の普通教室棟及び屋内運動場のトイレ改修事業の設計に要する経費が主なものでございます。

2行目の、学校施設管理委託料につきましては、小学校8校の各種設備点検、樹木剪定等施設管理に要する経費をお願いするものでございます。

節15. 工事請負費の営繕工事費につきましては、新たに特別支援学級となります教室棟の空調設備設置に要する経費、また、麓小学校プール循環ろ過装置改修に要する経費が主なものでございます。

節23. 償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設に伴います都市再生機構立替金の償還金でございます。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目 2. 学校事務管理費について主なものを御説明いたします。

節 1. 報酬は、校医15名、学校歯科医12名、学校薬剤師 8名の報酬となっております。

節 7. 賃金につきましては、主要事項説明書に記載しておりますように、小学校の特別支援学級生活補助員27名分の賃金となっております。

特別支援学級に在籍し、1人で学校生活を送ることが困難な児童生徒に対しまして、学校生活全般の補助、それから交流学习等で補助などを行うものでございます。

節 8. 報償費は、主に学校評議員、8校に5名ずつ配置しております40名分の謝金等となっております。

節11. 需用費の主なものといたしましては、小学校3年生用の社会科副読本私たちの鳥栖市、この全面改定の印刷製本費、あと学校の光熱水費、修繕料等となっております。

続きまして、7ページをお開きください。

節12. 役務費は、電話代や切手などの通信運搬費、水質検査や計量機器検査手数料等が主なものとなっております。

節13. 委託料の主なものは、塵芥収集委託料及び開かれた学校づくり推進事業委託料、鳥栖小学校の高田、安楽寺の子供たちのための学童輸送業務委託料。それから、各種検診の健康診断等の委託料というふうになっております。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、コピー機、児童用パソコンの借上料、国語、算数等のデジタル教科書ソフトウェア使用料が主なものとなっております。

節18. 備品購入費は、児童用机・椅子の購入費、児童用図書、教科用備品が主なものとなっております。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種研究会への負担金等となっております。

続きまして、8ページになりますけれども、目 3. 教育振興費、節18. 備品購入費は、小学校の教材や理科備品購入の費用でございます。

節20. 扶助費は、要保護、準要保護の学用品費や学校給食等の補助、また、特別支援学級在籍の児童の就学奨励費として各家庭に支払われるものでございます。

目 4. 学校給食センター費、節 2. 給料から節 4. 共済費につきましては、センター職員11名分の人件費となっております。

節7. 賃金は、学校給食センター嘱託職員13名ほか、臨時職員等の賃金となっております。

節11. 需用費は、給食センターで使う消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料が主なものとなっております。

節12. 役務費の手数料は、理化学等検査手数料や検便、ノロウイルス等の検査手数が主なものとなっております。

節13. 委託料は、配送業務や米飯業務、保守点検業務等が主なものとなっております。

節18. 備品購入費は、食器、かご等の給食用備品購入費及びネットワーク対応の栄養管理ソフト購入費となっております。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

ページめくっていただきまして、9ページをお願いいたします。

項3. 中学校費、目1. 学校施設管理費でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、学校用務員1人分の人件費をお願いするものでございます。

節11. 需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節13. 委託料のうち、1行目の調査設計委託料につきましては、鳥栖中学校の校舎の外壁調査に要する経費、また、設計業務といたしまして小学校費同様、鳥栖中、鳥栖西中学校2校の屋内運動場非構造部材改修事業の設計及び同2校の普通教室棟及び屋内運動場のトイレ改修事業の設計に要する経費が主なものでございます。

2行目の学校施設管理委託料につきましては、これも小学校費同様、中学校4校の各種設備点検、樹木剪定と施設管理に要する経費をお願いするものでございます。

節15. 工事請負費の営繕工事費につきましては、鳥栖中学校テニスコート防球ネット改修工事及び鳥栖西中学校管理棟屋根防水補修工事に要する経費でございます。

なお、関係資料といたしまして、主要事項説明書の37ページに小中学校屋内運動場非構造部材改修事業分を、38ページのほうに小中学校トイレ改修事業分についてお示しをしております。

以上でございます。

柴田昌範学校教育課長

目2. 学校事務管理費、中学校の主なものを御説明いたします。

節1. 報酬は、校医7名、歯科校医6名、学校薬剤師4名分となっております。

節7. 賃金は、中学校選択制弁当給食に係る栄養士嘱託職員1名分と、特別支援学級生活指導補助員6名分の賃金となっております。特別支援学級生活指導補助員につきましては、

先ほど小学校で御説明しましたとおり主要事項説明書に記載しております。

続きまして、節8. 報償費は、各学校5名ずつの評議員、合計20名分の謝金が主なものとなっております。

節11. 需用費の主なものは、副読本中学校生活と進路、中学校体育実技、中学校献立の印刷製本費、光熱水費、修繕料等となっております。

節12. 役務費は、小学校と同じく電話代や切手代などの通信運搬費、水質検査等の手数料が主なものとなっております。

10ページです。

節13. 委託料の中で主なものは、塵芥収集手数料、開かれた学校づくり推進事業委託料、給食業務委託料となっております。給食業務委託料につきましては、中学校選択制弁当給食に係る調理等の日米クックへの業務委託料、それから検診委託料等となっております。

節14. 使用料及び賃借料の主なものは、コピー機借上料、生徒用パソコン借上料、デジタル教科書ソフトウェア使用料が主なものでございます。

節18. 備品購入費の主なものは、中学校生徒用の机・椅子の購入費用、生徒用図書、一般備品購入費、楽器購入費等となっております。

節19. 負担金、補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターへの負担金、そのほか各種研究会への負担金、ヘルメット購入補助金等となっております。

続きまして、11ページをお開きください。

目3. 教育振興費、節18. 備品購入費は、中学校の教材費、理科備品等の購入費でございます。

節20の扶助費は、要保護、準要保護の学用品費や中学校弁当給食の補助、特別支援学級の在籍生徒への就学奨励費として各家庭に支払われるものでございます。

以上です。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

続いて、項4. 社会教育費、目1. 社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

節1. 報酬につきましては、社会教育委員、青少年問題協議会委員、社会教育指導員の報酬でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員11人の人件費でございます。

節7. 賃金は、同和教育集会所に配置する事務員の賃金でございます。

節8. 報償費につきましては、生涯学習講座などの講師謝金、並びに成人式記念品代などでございます。

次のページをお願いいたします。

節13. 委託料につきましては、社会教育関係施設等の管理委託料及び市内の小中学生を対馬に派遣し、対馬での体験活動や交流事業、また歴史を学び、青少年の健全育成を図ることを目的としております青少年派遣事業委託料でございます。

続いて、節15. 工事請負費につきましては、なかよし会営繕工事費といたしまして、鳥栖小学校なかよし会、また鳥栖北小学校なかよし会の空調設備の修繕工事費でございます。

節19. 負担金、補助及び交付金のうち、主なものといたしまして、下から5行目の放課後児童健全育成事業補助金につきまして御説明させていただきます。

主要事項説明書の40ページのほうに記載をいたしております。こちらを参照していただきたいと思っております。

この事業は、留守家庭児童に対し放課後や長期休暇中に学校施設内の専用施設などにおいて、適切な遊びや生活の場を設け、児童の健全育成を図るものでございますが、本市においては、現在各小学校になかよし会が16クラブ、民設民営のアフタースクールあいあい1クラブの計17クラブがございます。それぞれを運営しております鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会と社会福祉法人和貴福祉会に対し、運営費に対する補助金を交付することといたしております。

さらに、平成29年、本年4月から新たに民設民営のクラブにじのひろばが開設されます。そちらを運営されます社会福祉法人健翔会に対し、運営費及び環境整備費に対する補助金を交付することといたしております。

再び、資料の13ページをお願いいたします。

目2. 文化財保護費につきましては、各種審議会委員会等に関する経費及び史跡等の保全管理に関する経費となっておりますが、その主なものといたしまして、勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備事業について御説明させていただきます。

国指定の史跡でございます勝尾城筑紫氏遺跡につきましては、平成24年度に策定いたしました遺跡整備基本計画に基づいて、葛籠城跡地区及び筑紫氏館跡地区の公有化を本年進めております。今年度の事業の主な内容は、葛籠城跡地区、筑紫氏館跡地区の史跡買い上げ事業、また保全管理及び保存整備委員会の開催経費でございます。

一番下のほうに公有財産購入計画を年度ごとに記載いたしております。ごらんいただきますように、平成29年度は、1万4,665平米の土地と立ち木の購入を予定いたしております、これらに伴う公有財産購入費を計上させていただいております。

再び資料の、今度は14ページをお願いいたします。

目3. 図書館費の主なものについて御説明いたします。

節1. 報酬につきましては、図書館運営協議会委員報酬でございます。

節2. 給料から節4. 共済費につきましては、図書館職員5人分の人件費でございます。

節7. 賃金につきましては、図書館司書等の嘱託職員10人と、土日などに図書館業務に従事している臨時職員4人分の賃金でございます。

節11. 需用費の主なものといたしましては、閲覧用の雑誌、新聞等の購入に係る消耗品費及び電気料、上下水道料金等の光熱水費でございます。

1つ飛ばしまして、節13. 委託料につきましては、施設の清掃、警備業務、また空調設備などの保守点検などに係る施設管理業務委託料が主なものでございます。

続いて、節14. 使用料及び賃借料につきましては、図書館システム及び関連機器等の事務機借上料、使用料と書籍情報のデータベースである図書館情報マークの使用料が主なものでございます。

節15. 工事請負費につきましては、図書館の屋上防水改修工事に要する経費でございます。図書館は、築25年が経過し、屋上の防水シートの劣化による雨漏りが続いております。緊急的な部分改修をこれまで行ってまいりましたが、今回、屋上全ての防水シートの張りかえを行う改修工事を行いたいと考えております。

節18. 備品購入費の図書等購入費につきましては、書籍及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入に必要な経費でございます。

その下、移動図書館車購入費につきましては、現在の移動図書館車とりんす号の老朽化が著しいため、新たな車両の購入に要する経費でございます。

事業概要につきましては、主要事項説明書42ページのほうを御参照ください。

今回、車両の買いかえに合わせてサービスの内容も見直し、館外サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。車両の内容といたしましては、これまで車両自体が本棚という移動図書館車でございましたが、新しく予定しております車両については、移動本棚、ブックトラックを運搬することを主な目的とした車両になります。

具体的には、ブックトラック4基を搭載した車両で市内の施設を循環し、施設内にブックトラックを並べまして臨時図書館にするというようなサービス内容にしたいと考えております。また、合わせて巡回場所や滞在時間も大幅な見直しを考えているところでございます。

また、資料のほうに戻っていただいて、15ページをお願いいたします。

目4. 埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等借上料が主なものでございます。

その下、目5. 埋蔵文化財調査受託費につきましては、開発事業に伴う市内遺跡の本調査に係る経費を計上いたしております。なお、この調査は開発者から受託して行うものでござ

います。

その下、目8. 勤労青少年ホーム費の主なものといたしましては、節7. 賃金は、嘱託職員1名の賃金でございます。

節8. 報償費につきましては、勤労青少年ホームで開催いたします教養講座開催に伴う講師謝金でございます。そのほか、勤労青少年ホームの管理運営に係る経費が今回お願いしている内容となっております。

以上です。

江寄充伸教育総務課長

次のページ、16ページをお願いいたします。

款11. 災害復旧費、項3. 教育施設災害復旧費、目1. 単独災害復旧費でございます。

節15. 工事請負費につきましては、災害復旧工事費といたしまして1,000円の頭出しでございます。

以上で、議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算の教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

松隈清之委員

先ほど、被災幼児児童、資料の2ページ県支出金、県補助金。

今回、金額、小学校費県補助金のやつ、被災幼児児童生徒就園就学支援補助金と中学校費県補助金、これ多分、小学校から中学校に上がったから金額が、多分こう変わっているのかなと思うんですけど、詳細について御説明いただけますか。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

まず、小学校費でございます。25万円の内訳でございますが、東日本大震災の方が3名、熊本震災分を1名と見込んでおります。

東日本大震災の3名の主なものとしましては、学用品費、学校給食費など約21万円を見込んでおります。

続きまして、熊本震災分でございます。対象者は1名でございます。

学用品費、並びに学校給食費など4万円を見込んでおります。合計で25万円といたしております。

続きまして、中学校の8万4,000円でございます。

これにつきましては、東日本大震災分1名を見込んでおります。

内訳としましては、修学旅行費、給食費、並びに学用品費を8万4,000円と見込んでおると

ころでございます。

以上です。

松隈清之委員

変わらないっちゃうことですね、平成28年度末と。人の数はですね。

はい、わかりました。

それでは次に、同じく県支出金の県委託金の児童生徒の活用力向上研究者指定事業委託金なんですけど、これ事業、歳出のほうよくわからないんですけど、具体的にどういう事業になるのか教えていただけますか。

柴田昌範学校教育課長

県教育委員会が学力向上の一環といたしまして、県内にこうやって活用力向上と、基礎学力とかいろんな学力ありますが、最終的に活用する力というところを目指しておりまして、そういったところで有用感を味あわせて知識理解の定着を図りたいといったところで、研究指定校を県教委が指定しております。

その中で、鳥栖市では、田代中校区4校が研究指定を受けたということで、恐らく鳥栖市で委嘱しております小中一貫教育の発表と同時開催にはなると思いますが、国語の授業であったり、算数、数学の授業で活用力向上を目指したところで研究発表会を行うと。そういったところで、講師とか研究機器をつくったり、そういったところで県から補助金が出ている事業でございます。

以上です。

松隈清之委員

これ、歳出はどこに出てくる分になるんですか。

柴田昌範学校教育課長

学校事務局費のところに出てきておりますので、ページでいうと5ページ目、消耗品費、印刷製本費とかですね。そういったところで活用させていただくこととしております。

講師謝金等もここから払うといったところで、歳入としては県のほうからいただいているということになります。

松隈清之委員

具体的に、まだこれ研究なので、どういうふうな取り組みをするかはよくわからんけど、講師を呼んでとか、そんな感じになるということですかね。

はい、わかりました。

続きまして、資料7ページ、これ多分小学校費なんで中学校費でも出てくるんですが、中学校費だと10ページになるんですけど、使用料及び賃借料のライセンス使用料の中で、恐ら

く説明ではデジタル教科書の分なのかなと思うけど、あったんですけれども、デジタル教科書の利用状況と申しますか、活用状況っていうのはわかりますかね。

柴田昌範学校教育課長

電子黒板が入りまして、電子黒板だけあってもなかなか利用が進まないということで、デジタル教科書を入れたところです。

小学校でいうと国語、算数、理科、社会、地図帳といったところで今入れているんですけれども、その活用状況につきましては、いわゆるディスク版ではなくてインターネットアクセスで利用する分を使っておりますので、何年生のどの教科が月に何回使われたかっていったところでカウントが出るようになっております。

そういったところで利用状況を把握しておりまして、校長会でも数カ月に1回、利用状況をお示しして、利用が進んでない学校等については、この教科でなぜ使わないのかとか、ぜひ使ってほしいといったところで利用を促し、年々利用については上がっております。

一方で、インターネットアクセス版なんですけれども、回線の太さの関係か、それとパソコンのスペック等の関係もありまして、若干使いづらいといった声もありますけれども、私たちが現場に見に行くときによく使っている状況でございます。

松隈清之委員

大きく言うとデジタル黒板の使われ具合というか、ちょっと聞くのは、やはり、それは先生の年齢とかにもよるんでしょうけど、うまく使っている先生とそうでない先生がいるやにやっぱり聞くんですよね。

もともと、この理解力向上とかね、教えるっていうか理解しやすいようにそういう機器を入れているんですが、先生の——これを能力というのかスキルというのがあるんですけど——それによって使われ具合が変わってくるということは、要は場合によっては子供の学力に影響するのか、するのかなあという想定をするとね、もう、当然やってらっしゃると思うんですけど、デジタル黒板を使いこなすための取り組みっていうのがやっぱりね、どこまでされているのかなあと思うんですが、いかがでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

議員御指摘のように、個人差がないのかと言われると、確かにすごく使っておられる、巧みに使っている先生と、一方で、この授業のこの場面ならば、何で使わないんだろうというふうなところで使っておられない先生もおられるという状況です。

そういった中で、使いこなすための研修とか研究を行っているのかと言われると、ちょっと学校任せな部分もありまして、電子黒板を導入した年につきましては、研修をそれぞれの学校で全部やってもらったんですが、その後につきましては、やや学校任せなところもある

りますので、電子黒板の利用の仕方につきましては、何らか教育委員会としても、やっぱり不得意としている方々により簡単に使ってもらえるようにというふうな研修会をこちらで企画するようなこともやはり考えていかななくてはいけないのかなと思っております。例えば、各教科等の研究会というのを先生方、それぞれの学校というか、各学校集まってしておられますので、そういった教科等研究会の中でデジタル教科書の使い方とか、そういったところで研修の機会を持っていただくような願いも校長先生方にしていきたいなどは思っております。

松隈清之委員

言うても、このデジタル黒板は機械もんでして、普通の黒板ならね、ずっと使って、そりゃ10年、20年使えるし、メンテナンスもできるんですけど、機械もんですからね。恐らく、20年使い倒すなんていうのはなかなか難しいと思うんですよね。

そうすると、やはりその使える間にどんだけ使うか。それで、その使うことで効果があると思って導入されているのであればね、使わないかんのですよね、限りなく、可能な限り。いや、むしろ足りんけんもっと入れろとかいうぐらいに、効果があると思っているから入れたということであれば。

これ、検証はなかなか、ここではできないんですけど、例えば、実験はできないですね。受けている生徒と受けてない生徒の実験はできないけれども、やはりわかりやすいとかっていうことがやっぱり声としてあるんだったら、これはね、得意不得意とかで片づけてはいかん。先生は大変だと思えますよ、新しい物を使って教えるっていうのは。

ただ、使わなければならないとかいうぐらいにしないと、先生によって、これは別に、デジタル黒板を使う使わないとは別の次元でも先生のスキルに差があるかもしれないですけど、機会としてはね、オポチュニティとしては、ある以上は使って行っていただいて、子供の理解につながるようにやらなければ、これ結構な――国の補助金来ましたけど、結構なお金使っているやつなんでね。使える間に、使い倒すぐらい活用していただきたいなど。

そのための取り組みを、今ちょっと学校任せって言われましたけどね、最初、やっぱやらないかんなどと思っても、時間たつとちょっと面倒くさいなどか思ったりという気持ちが出るかもしれないじゃないですか。

だから、今アクセスした状況でどんくらい使われたかっていうのを把握してるっていうことですけどね、もうどっちかっていうとマストで、限りなく使える授業は全て使うぐらいの勢いで、まずわかりやすいような教科であったり箇所であったりね、単元であったりすればもう限りなく必須ですぐらしいの勢いで進めていっていただきたいなど、お願いをしておきたいと思えます。

それで、ちょっとねこれ、全般的になんですけど、これ実はほかのところでも思ったんですけどね、資料をつくっていただいているじゃないですか。もちろん、こういう予算関係資料もあるんですよ、あるんだけど、ここの資料の中でいただいている説明のところは、実は前より充実してるんですよ。お願いをしたのもあるんですけど、例えば人件費とかもちゃんと何人と、前はこんなの入ってなかったんで充実しているんでありがたいんですけど、説明があってもいいなと思うのにあんまり説明がなかったりするところがあるんですよ。

こっちに載ってる分ならまだしもね、例えば、小学校費で言うと委託料で調査設計委託料って御説明で基里小学校の外壁云々とかずっと言われたじゃないですか。あれ、こっちに載ってないですよ。だから、そういうのはぜひ。正直、口頭で言われても追いつかんですよ、書くの。

だから、そういうのは書いてもらいたいなと、全般的にですね。全般的に書いてもらいたいなと思うんで、もちろん、あんまりやり過ぎてこの資料が多くなりすぎるのもどうかなって思っておられるのかもしれないけど、口頭で聞いているのをちょっと書くのは限界があるんで、できれば今後ね、次回以降、そういう説明のところでは、できれば書ける限り書いていただくとこっちも見て、聞く必要がないのも出てくるんで、質疑の短縮にもなるので、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

以上です。

下田寛委員

お願いします、7ページと10ページですね。

学校の備品購入費なんですけど、何を買われる予定かがわかっていたらお伺いしたいです。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

主に先生の机・椅子、それと、あとはキャビネットですね。学校のほうから要望が上がってきますので、それに応じて買っていく物もございますけれども、主なものとしてはそういったところがメインとなってくるものと考えております。

以上です。

下田寛委員

また、これから要望を集めていくということですね。

あと、ちょっとPTAの人から、学校の体育館のパイプ椅子が足りないというような話を聞くんですけど、そこもチェックいただければと思います。お願いします。

あと、すいません、給食業務委託料についてなんですけど、これはあと、いつまででしたっけ、日米クックのやつですね。今後の状況。

柴田昌範学校教育課長

現在、もう5年が経過しております、今1年ずつの契約を結んでいる状況になっております。一方で、この1年契約でいきますと、委託されている日米クックのほうも、非常に先行きが見えなくて困ると。

現在、弁当を入れている箱ですね、それぞれ3種類あるんですけど、その辺の箱も大分古くなってきておまして、これを追加購入するのかどうかというところも非常に難しいところになってきてますので、来年度につきましては、ある程度中長期的な見通しを立てて完全給食にするのか、あるいは今の選択制弁当を続けるのかっていったところで、一定の方向性を、中長期的な見通しを来年度はもう立ててなくちゃいけないなど。

今年度したかったんですけども、なかなかできなかったもので、平成29年度のところで整理したいと思っております。

下田寛委員

すいません、来年度というのは平成29年度でということですね、わかりました。（「ちょっと今の、確認をさせてもらっていいですか」と呼ぶ者あり）

松隈清之委員

過去ね、方針自体は完全給食で方針決めてるんですよ。

それをまた、その決定している方針を平成29年度に見直すというふうに理解をしいんですか。

柴田昌範学校教育課長

ことが平成28年度ですから平成27年度末に、大がかりにまたアンケートをとりました。児童生徒と保護者に対しまして。

その辺で、どういった御意見なのかなということでアンケートを行ったんですけども、結果については、市のホームページにも載せておりますけれども、子供たちにつきましては、おおむね今の選択制弁当給食を望んでいると。保護者につきましては、やはり完全給食に移行してほしいというようなお気持ちもあると。

一方で、選択制弁当給食はどうですかっていうと、結構高い数字で評価もしておられるとあったところがありまして、平成28年に完全給食にするのかどうかというところで——早期にですね——協議も行いましたけれども、アンケートの結果等を見ると、必要感とか緊急性についてやや乏しいというふうなことになりまして、今年度については完全給食という決定には至らなかったと。

また、来年方向性を示すところも、教育委員会としては完全給食も視野に入れておりますけれども、小学校給食等の反省も踏まえまして、慎重に完全給食にすべきか今の選択制弁当を3年から5年継続すべきかというところで検討していく必要があるのかなと思っております。

す。

でも、全国的に見ますと、完全給食という割合が非常に高くなっていますので、目指すべき方向としては本来は完全給食なのかなということは考えております。

松隈清之委員

そういう議論をして、大体決めるんですよね。その完全給食、しようかどうか。

それで、意見聞いたんにぶれとったら、多分もういつまでたってもできないですよね。

そもそも、僕は選択制弁当方式っていうのは非常に好ましくない、というのは、ニーズに合わせてできるという部分ではいいですよ。ただ、公費の使い方としては適切ではないと僕は今でも思っているんですよ。何で、選択制弁当方式を選択してる人だけに公費が入っているのかと。

じゃあ、家で弁当をつくってる人にお金払うのかちゅう話ですよ、調理費用を。だから、仕方なく当面やるのにああいう手段を選択したっていうところはあったにしてもね、あり方としてベストだとは——希望は別ですよ。子供の希望とか親の希望とかっていうのは別として、いわゆる行政がやることとしてはね、非常に偏った支援だと思うんですよ。だったら、自分とて弁当をつくる人にはその分、金くれるのと。不公平者じゃんって話だから。

だから、基本的には、以前完全給食で整理されてるんですよ。

そりゃ子供に聞けばね、好きな食べたいから弁当がいいって言いますよ。誰のためにやっているかっていう話で、子供のためっていうんだったら、そらもう。

でも、じゃあ、親は望んでいるかっていうと、別に親は完全給食のほうがいいと。これ実は、鳥栖におられる方はあんま意識ないかもしれないけど、鳥栖以外のところってほとんど完全給食なんですよ。

よそからこられた方がね、えっ、弁当なんですかって言うんですよ。今どき弁当っていう世界ですよ。例えば、福岡のエリアからこられたら。

鳥栖の人は、多分ずっと弁当のところが多かったんで——僕らの子供のときもそうですけどね、僕らの子供のときから大体完全給食ですよ、よそは。そう考えるとね、ある意味行政サービスがその分低いんですよ、教育のところていくと。

そなん、よそから来た人当たり前だから、給食が。

だから、子供に聞いて、弁当がいい、好きなもん食べたいから弁当がいいっていう意見を聞いて、ぶれとったらね、多分全く進まんと思う。だから、どうあるべきかとかっていうことをきちっと決めないかんと思うんですよ、アンケートとかは抜きにしても。

アンケート聞いていいですよ。私はね、それを決めたと思ってたんです、前回。以前も一般質問したけどね、何で中学校給食の準備しないんですかと。

今、小学校給食のときの反省を踏まえてって言うけど、あれは自校方式からセンターにしたからいろんな反発があったんですよ。何で目の前でつくってるやつをやめるのとか、働く人が見えないから感謝の気持ちが薄れるとか、においがして食欲をかき立てるとかね、いろんな理由はあったけど。

全然事情違うんですよ、中学校の場合は。だから、決めたんだったら速やかにその準備をされるべきだと、もう以前も申し上げたんですよ、一般質問で。

だけど、いまだにまだ検討、来年度にまた方針を決めるとかって言われるけど、それこそ過去の答弁なんだったんだになりますよ。

園木一博教育次長

ただいま中学給食の、松隈委員からの御指摘でございますけれども、当然、目指す方向性としては完全給食を目指すという方向性はぶれてないという認識を私どもはいたしております。

ただ、手続的に、当然、定例教育委員会の中での議論等々踏まえて、教育委員会の中の意見集約をまず整理する必要があると。

それと、もう1点必要なのが、じゃあ、その完全給食に移行した場合の給食の提供の方法ですね。今の選択制弁当方式につきましては、日米クックさんのほうに業務委託という形で、日米クックさんがお持ちの施設で提供いただいていると。

ただ、これを完全給食、食缶方式の給食に変更するとなると、仮に日米クックさんをお願いするとなると施設の改修等も当然出てまいります。それで食数も、今、選択制弁当で5割を超えてますけど、全ての完全給食となると約2,200食程度の提供が必要になりますので。

それと、今の日米クックさんの施設の改修等々で、要は今の委託方式でやっていくのか、それとも、例えば小学校給食センターのように新たに施設を建設して整備をしていくのか、それをじゃ市側がやるのか、民間側に提供いただくのか。こういった方法論も含めてですね、十分な精査が必要だという認識をいたしております。

ただ、まずもって御指摘ありましたように、方向性としてはまず教育委員会の中で完全給食を目指すという方向性を確認したあとに、じゃあ具体的にどういう手順を踏んで具体的な手続を踏まえるのかっていう検討をこの平成29年度の中で深めていく必要があるだろうというふうに考えております。

松隈清之委員

外に出てくるときには一つの方針として出されてるんですよ。なのに、教育委員会の中でまだその方針を決めなきゃいけないと。

今、次長が言われた、整理すべきところはもちろんそのとおりに整理しなきゃいけないんで

すよ。でも、方針が決まらないと整理できないですよ。以前から、要は今の5年ね、それまでの5年の日米クックと契約の前から申し上げてたんですよ。そのあとどうなるかわからないと業者さん困りますよと、どうしていいのかが。だから、早く方針決めなきゃだめでしょう。方針、決めてるけどどう進むのか決まらない、だから1年ずつ延ばしている。

いや、相手もたまらんですよね、いつ切られるかわからないので。いきなり12月ぐらいに、来年から要りませんと言われても、この施設どうするんだって話になるじゃないですか。だから、言われるように、急にそんな話できないですよ。

だから、仮に方針が決まったとしても、その準備に1年とか、施設をつくるなり何なりするなりしる時間かかるので、しばらくお願いせないかん。ただ、そのしばらくがいつまでかわからないしばらくなのかね、確実に何年までですと、それまでにこの施設の使い方を向こうが自前でどうにかできるっていうんだったら、それはやってもらわないかんし、いや、どうにかしてくださいと言われるんだったら、これ考えないかんですよ、どうするのかを。

だから、そういうところも含めてね、今の話だと2年前から1個も進んでないということなんです。結局、1歩も前に進んでないんですよ。だって大事なところを決めたって言いながら、内部でまだ決まってないと言われると。その間誰が迷惑してるかっていうと、一番迷惑しているのは日米クックですよ。だって、どうなるかわからないんだもん。

ただ、方針としては完全給食。それが自分のところを使って完全給食なのかどうかすらわからないから、どうしようもないですよ。そこがふらふらしてたら一歩も前に進まないんで、そこは早急に決めてもらわんといかんですね。

本当に2年間、何だったんだって感じですよ。早急に決めてください。

園木一博教育次長

この給食問題というのは非常に、特に中学生の場合、一番の成長期で食育の推進として、それと今社会的な問題になっている子供の貧困対策等も踏まえて、一番体が成長するこの中学3年間に給食によって栄養を提供するというような視点から考えると、完全給食をする方向性っていうのは間違いないというふうに認識をいたしております。

それで、手続的には、当然、定例教育委員会の中でも、教育委員会としての方針という決定の手続を一つ手順時には必要だろうという認識をしまして、それを踏まえまして課題解決に向けた具体的な協議を重ねて、その協議、検討を踏まえたところで具体的に、先ほど御指摘がありましたように何年度を目指してそういう事業を進めていくと。それまでの間については、今、委託をお願いしている日米クックさんも含めて、その後の完全給食の提供方法を含めて御相談もさせてもらうような話をしていく必要があるだろうというふうに認識しております。

ただいまいただいた御意見については、真摯に受けとめまして、平成29年度、早急にその議論をスタートできるよう準備に入っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

天野昌明教育長

今、御指摘がありましたように、平成28年度についてはほとんど協議ができなかったというのは、本当にそれは、もう反省すべきことだろうというふうに思っています。

平成28年度に、松隈議員からも一般質問でも御質問いただいたということも含めて、教育委員会のほうでも話し合いをしたりとか、例えば、中学校のほうに教育委員会で視察をしたとかいうときもありましたけど、実際、教育委員会の場で方向性を決めるというところまではいきませんでした。

やっぱり、先ほど課長が言いましたように、緊急性であったりとか、結局、食数が非常に今1,200食に近づいてきているんじゃないかということで、そうなると、日米クックのほうのところもキャパがなかなかできないだろうというふうなことも含めて、今後、やっぱり緊急にこれは協議すべき内容になってきたんじゃないかなというふうに思ってますし、今、次長が言いましたように、非常に一番大事な、身体が著しく発達するということに、子供たちにきちっとした食育の面から与えるということは非常に大事だろうということで、全国的にも80%を超す完全給食率が高い中で、うちはこれでいいのかなということは常に私も疑問を持っておりましてし。

来年度に向けて、教育プランのほうにも、この中学校給食についての方向性を、今度は方向性を出すということを出しておりますので、その辺についてはしっかり考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたしたいというふうに思っています。

古賀和仁委員長

質疑もあるかと思いますが、暫時休憩をいたします。

午後 2 時41分休憩



午後 2 時52分開議

古賀和仁委員長

再開をいたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

久保山博幸委員

3点ほどお尋ねします。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、来年度に向けて内容的にはどれくらい充実していくのかなっていうところをお尋ねしたいんですが。

柴田昌範学校教育課長

まず、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用状況ですけれども、やはりチーム学校と言われておりまして、非常にスクールカウンセラー、子供たちの悩みを聞いたり保護者からの悩みを聞いたり、あるいは、発達に関する相談等もあつたりするところでは。

スクールカウンセラーについても、県、国から補助を受けながら行っており、非常に活用状況としては、もうフルに使っているような状態になっています。もっと、実数的にふやしてほしいというような中学校からの要望も多々あっておりますし、一方で、またスクールソーシャルワーカーの話も出ましたけれども、市教委にもしょっちゅう来てありますし、各学校と飛び回ってある状態です。

スクールソーシャルワーカーについては、保護者さんの金銭の問題とか、不登校のところ、スクールカウンセラーは学校にいて学校で相談を聞くということなんですけど、ソーシャルワーカーのほうが積極的に外に出て、各学校のいろんな問題を抱えておられる児童生徒、並びに保護者さんの対応に回ってある状況です。

実数的に、来年度ふえたかどうかということについては。

有馬秀雄学校教育課学校教育係長

スクールカウンセラーの補助の関係でございますけれども、単価が5,000円掛けるの684時間のうち、3分の1ということで107万3,000円を要求しております、予算そのとおりついております。

平成28年と比較しまして同額でございます。

以上です。

久保山博幸委員

実際の、学校側が必要っていうか、要望に対して現状で足りているかどうかってところなんですが、どういう認識をされてますでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

非常に難しい質問なんですけれども、予算の範囲内でもうフルに活用しているという状態で、もっと来てほしいというような要望は各学校からあつておりますので、実際のところ年々、

ニーズとしては高まっている状況です。

したがって、今後、県のほうにも実数の増であるとか、スクールソーシャルワーカーの増員についてもお願いをしていきたいとは考えております。

久保山博幸委員

それと、とりんす号のことですけれども、現状が3,000冊で、冊数的にはふえるようになるのでしょうか。

それと、ブックトラックっていうのがよくわからないんですけど、例えば雨の日とかには、特に問題はないのでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

現在のとりんす号については、大体3,000冊の搭載能力がございます。

今度、買い換えを予定しております移動図書館車については、先ほど説明しましたようにブックトラックといって移動できる本棚、3段の両面から乗せられる本棚を4基搭載して本棚を運ぶというイメージで考えていただければと思います。

それで、4基のブックトラックの搭載能力としては800冊から1,000冊程度と予定しておりますので、冊数としてはかなり縮小にはなるかと思えます。

それで、現在のとりんす号は、本棚が移動するというものですので、雨の日も雪の日も、風の日もその移動図書館車のところに行って、実際に本を手にとって見るという形になりますが、今度の場合は、もう本棚を運んで施設に行き、その施設の中に移動して本棚を並べると。そこが、臨時の図書館になるというようなスタイルのサービス内容に変えていきたいというふうに考えているところです。

久保山博幸委員

そうすると、例えば、今、保育園とかにも立ち寄っておりますよね。ああいうときは、保育園の中にそのブックトラックを持ってくるような感じになるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

そのように考えております。

現在、サービスポイントが40カ所弱でございます。それぞれ、施設のほうに出向いているところと、公民館とか公園とか、そういうスペースで実際に移動図書館車を停車して、そこでごらんいただくというさまざまなステーションになっております。

今後は、施設を中心に移動して、そこで臨時図書館という形をとっていきたいということです。例えば保育園、幼稚園などの施設、あるいは高齢者の福祉施設、それから、まちづくり推進センターなど、そういった施設を中心にサービスを展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

久保山博幸委員

ありがとうございます。

それと、もう1点が、市村自然塾との連携っていうか、非常に関心があるんですけども、今現状どういうふうなかかわりというか連携が持たれとって、今後何かそういう、自然教育というか、どんどん重要になってくる分野だと思うんですけど、その辺に対しての展望っていうか、どういうふうにご検討されているのかをお尋ねいたします。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

現在、市村自然塾九州との連携ということでございますが、大きな事業といたしまして、夏休みにおいて1泊2日の自然体験学習事業というのを行っております。

その場所として、市村自然塾九州の施設を活用させていただくと、そしてスタッフも御協力いただくと。それから、1泊2日のいろんな自然体験メニューの中に対してもさまざまな助言指導をいただいて、実際には共催のような形で事業を行っております。

対象は、小学校4年生から6年生までの小学生を対象とした1泊2日の自然体験学習事業を行っております。それが主な連携事業ということになります。

自然教育体験というのは、これからの子供たちの成長にとって非常に重要な教育体験だというふうに考えておりますので、その事業も含め、今後いろんな形で連携協力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

久保山博幸委員

参加した、その塾生の感想文なんか読むと、非常にこう、なかなか学校とか社会では経験できないような、参加してよかったっていう感想みたいなんですけど、希望すれば必ず参加できるっちゃうわけじゃないんですね。

その辺は、割合的にはどれぐらいに、規模に対して参加、現状できているでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

申しわけございません。応募者に対しての正確な数字は今持ち合わせておりませんのでお答えできないんですが、現在、実際に事業に参加できる人数が30名です。それに対して、そうですね、40名から50名ぐらいの応募があっているというふうに記憶しております。

それで、できるだけ、さまざまな異年齢の子供たちが参加できるように、それぞれの学年に一応人数制限をかけておまして、最上級の6年生から優先的にですね、その枠内で参加できるような、そういう抽せんというか、参加者を決定いたしております。どうしても6年生までの事業になっておりますので、最終学年の方が最後のチャンスということでそういっ

た形をとっております。

それで、確かに、実際に参加されて、非常に楽しかった、有意義だったというお声が多いですし、体験された方が、実際の市村自然塾九州の塾生として翌年度入塾を希望されるという方も非常に多いというふうに聞いております。

以上です。

久保山博幸委員

例えば、塾のほうから講師の先生とかが学校に直接こられて、何かレクチャーとかいうことはないんですか、そういうことは。それはない。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

そういった例はございません。

古賀和仁委員長

さっきのとりんす号で、ちょっと確認なんですけど、40カ所ぐらい行かれると言ってあったんですが、ラックをスムーズに、全部おろせる状況なんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

現在の、移動図書館車のステーションが40カ所でございます、このあと、新しい車両にしてからのステーションの数というのはまだ確定をしておりません。大幅に見直す予定にしております。

それで、今度の車両については、そのブックトラックをスムーズにおろすためのリフトを搭載するという形で車両からおろし、それから下に……、「キャスター」と呼ぶ者あり）キャスター付きのブックトラックでございますので、それでスムーズに施設のほうに持っていくことができるというふうに考えております。

古賀和仁委員長

ということは、施設の中に入れるということですね。押していけば入れれる、スムーズに入る。

何か電動とかで入れるんですか。電動ですか、そのまま押して入るんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

手動でございます。

松隈清之委員

それ、ちょっと僕も聞きたかったんですけど、今、多分1人でもできますよね。とりんす号って、多分車乗ってだけで、開けたら本棚ですよ。

今何人でされてるのかよくわからんけど、今お1人。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

現在2名で、2名体制です。

松隈清之委員

じゃあ、今度も多分2名だと思うんですけど、キャスターついてるって言われるけど、施設の、例えば途中ずっと、多分段差とかあるんですよ、恐らくはね。

例えば、車で行けるところまで行って、じゃ幼稚園とか行こうかっていっても、多分段差あるんですよ。4つあるラックの、それぞれがどんぐらい重いのかわからんけど、施設の中に運んで行くのって結構、多分人も含めて、2名で運用できるのかなっていう不安があるんですけど、どうなんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

段差があるところ、ないところさまざまな施設があるかと思います。

そちらについても、施設ステーションの位置っていうか、ポイントを確定し、スムーズな形で施設の中にブックトラックを運べるように対策を考えていきたいと思ってます。

松隈清之委員

何と言ったらいいのか、プロパンガスとか運んでるように、多分エレベーターじゃないけどね、多分リフトつきのやつだと思うんですよ。ただ、車両からおろすのはできると思うんですよ。

ただ、そのあと、じゃ例えば、駐車場からね、施設の中まで行こうと思ったら、全部スロープとは限らんですよ。多分、多くの施設が段差があるんですよ。本って重いじゃないですか、きっと。

それを2人で、じゃ段差を抱えていくってなるとね、行けるところしか行かなくなったら、来てほしいけど、いや、もうそこまで持っていけないんで入りませんってなったら、今度どんだけ冊数あっても借りれる人が少なくなっちゃうわけじゃないですか。

だから、そのこの運用の仕方っていうのを考えないと、車から乗せたりおろしたりすることはできても、施設の中まで運び込むとなると、多分結構厳しいところがあるんじゃないかなと思いますんで、それを理由に行くところが減ったりとかね、ならないようにしていただきたいなと思います。

それともう1点、今回もそうなんですけど、5ページの学校教育事務局費の報酬の中で、いじめ問題対策委員会委員報酬ってあるじゃないですか。これ、いじめ事案が発生したときに開かれる委員会なのか、ふだんからいじめ問題どうするかを考える委員会なのかを、まず、お答えをいただきましょうか。

柴田昌範学校教育課長

いじめ問題対策委員会委員につきましては、年に3回実施しておりまして、市のいじめ防

止に関する基本方針であるとか、研修の状況とかさまざま、うちに挙がってきているいじめの事例で御相談いただきたい内容を、具体的な事例を学校から来てもらってお話をしたりということで、定期的に年3回開いているものです。

ですから、重大事案が起こってという分ではございません。

松隈清之委員

今、いじめの事案が、平成28年度、もう終わりましたけどね、ほぼほぼ終わりましたけど。どうですかねえ、要は、捕捉できている、できてないがまず第一にありますよね。

いじめ自体がないと、言えないで終わる話ですけど、捕捉できてないかもしれないし、去年平成28年度なのか、平成27年度とかも多分あってますよね、そういうのって。それって、じゃあ、今これまでも答弁とかでありましたように、毎月何か書くじゃないですか。ああいうので発覚をするのか、発覚をするとき、捕捉できたときっていうのはどういうときなんだろうと。

もう、それこそ追い詰められて何か起こったときにね、それが発覚するのかどうなのかで、今いじめ問題に、要は把握する、捕捉する手法が、現状のやり方でいいのかどうかっていうのが、ちょっと気になるんですよね。

いかがでしょうか。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

いじめ問題につきましてですが、まず数的なところから御説明しますと、認知件数としましては、平成26年度が18件、平成27年度は21件、そして本年度は現在までで15件、認知件数として上がってきております。先ほど、委員御指摘があったように、どうやって発覚というか、覚知をするかという部分につきましては、本当にさまざまでございます、実際は。

毎月10日の日「いじめ・命を考える日」に毎月アンケートを実施しておりますけど、その中で出てきた事例もありますし、子供たちの中からあの子がこういうことしてるよ、という報告が上がった事例もあります。

やっぱり保護者さんから直接、うちの子の様子がおかしいからということで上がってきた、また担任のほうで気づいて覚知した事例等、それはもうさまざまでございます。一番多いのは、今のところやっぱり保護者さんからの申し出によってというか、子供の様子がおかしいということで上がってきている事例が一番多いと感じているところでございます。

それで十分なのかっていうのにつきましては、やはり、とにかくまずは教職員一人一人が子供たちを見る目、アンテナを高く張って、まずもってしっかり気づくだけの能力をきちっと資質を備えていくということが大事だと思いますので、そういった点につきましては、本年度も教育委員会のほうから指導主事が各学校に出向きまして、いじめに対する研修会等

も実施したところがございます。

それで十分かと言われれば、まだやっぱり何か考えていかないという部分もあるのかとも思っております。

以上です。

松隈清之委員

非常に難しいね、難しい問題、難しい問題っていうか、それを見つけるとか、気づくって難しいと思うんですよ。そういう、先生が気をつけてって言われるけどね。

これ、自分の子供のときからの経験も踏まえてね、大体いじめる人って、わかるようにはしないですよ。先生にわかるようにいじめないですよ、やっぱり。一番先に、多分気づくのは子供たちだと思うんですよ。

もう、親から気づくぐらい本人が、言うたら様子がおかしいとかね、へこんでるっていうのは、一定期間過ぎたあとだと思うんですよ。もう、家でも何かもう、しんどいのがわかるようになったらね。だから、やっぱり一番は、同じところにいる機会が多い子供たちから言ってもらえるのがいいと思うんだけど、多分、なかなかそれで上がってこないケースもあるっていうのは、やっぱり言うと自分に振りかかるんじゃないかとかっていうのが子供なりに多分あると思うんですよ。

だから、そのハードルを低くなるだけしてあげて、いや、絶対迷惑かからないと。言ったら子供たちから教えてくれる環境を、いかにつくっていくかだと思うんですよ。そこが、言ってもし自分に何かね、来たらいやだからと。特に今ほら、個人が個人をいじめるっていうよりも、何人かでってなるから、なかなか正々堂々と言える子供っていうのはまれだと思いますよね。

だから、そういう意味じゃいじめをしたら絶対に見つかる、いじめによっては、要は犯罪だから。実際、処罰されるかどうかは少年法の問題もあって別だけれども、その行為自体は犯罪行為になるし、そういったいじめられてる子が言ってくれるのはもちろんいいんですけど、やっぱりこう、周りがいじめはだめだと言うのは簡単ですよ、多分。言葉としては、もうみんな何回も聞いている。

だけど、実際起こってることを言いやすい環境というのかな、先生に。匿名でも何でもいから、とにかくそういう環境づくりをちょっといろいろ工夫してね、ぜひやっていかないと、時間がたつと問題が複雑化したりとか、それこそ内容的にはもう犯罪に近いような行為もこれまでも含めて起こってるんでね。なるだけ初動で、そこを捕捉するっちゃうのが大事なんだろうなと。

それは、もういじめてる子も含めて、逆に罪が重くなったりするからね。やり過ぎていく

と。

だから、ぜひそこを今後も、難しい問題だっていうのはわかってますが、環境づくりをぜひつくっていただきたいなと思います。

中島達也学校教育課参事兼教育相談係長兼指導主事

先ほどの、毎月アンケートがあると申しましたが、そのアンケートの中身も、自分がっていう部分と、ほかの友達が嫌なことをされているところを見たことないかとか、そういったことがないかっていう質問項目も入ってあったりします。その中で、やっぱり書いてきている子供たちもいますので、また、あわせ、先ほど言われましたように、そういったやはり受容的な雰囲気を学級、学校でつくっていくっていうのも各学校で取り組んでいますけど、今後ますます、そういった雰囲気を各学校、学級でつくっていきたいと思っております。

小石弘和委員

ちょっと、その関連ですけどね。

これ審査外だと思うんですけど、このいじめ問題で、三、四年ぐらい前、西中の問題、訴訟を起こされた。ちょっと、わかる範囲だけでもね、ちょっと報告できんやろうかなあと思っ

柴田昌範学校教育課長

きょうもその件で、卒業式に行っている間、午前中ですね。弁護士さんから電話があっているような状況でございまして、今なお、裁判が続いているということで、まだまだ解決には時間がかかりそうな状況であります。

裁判中ということで、まだ1年、2年かかるのではないかなという感じです。

久保山博幸委員

いじめの件については、きのうもある保護者さんとそういう話をしたんですが、率直な意見として、先生が忙しすぎると。早期発見と言われるけれども、なかなか先生方にその余裕がないっていう意見をです、おっしゃってました。

それと、アンケートについても、正直に答えるとお前がチクったとか、何かそういうことで、やっぱり子供もなかなか表明しにくい環境はありますよっていうふうなお話でございました。

柴田昌範学校教育課長

早期発見、早期解決ということで、そのアンケートも行っているんですけど、やはり先ほど言われたようなところで、記名式にするとそういったところでいろいろ問題になったりすることもあるので、各学校で毎月同じようなアンケートをするんじゃなくて、この月は無記名で、様式についてもさまざま工夫するよということ、マンネリ化にならないように

ということと、とにかく早目に、ちょっとしたことでも気づきがあれば書いてもらえるような内容にしていきたいと思っております。

また、やはり自分がされて嫌なことは人にしないといったことで、道徳とか教科「日本語」もそうですけれども、そういったところで子供たちの心を、まずしっかり耕して育てていきたいと考えているところであります。

下田寛委員

また、いじめの件で、ちょっと1点聞きたいんですけど、教育長の考え方と市長の考え方が違うじゃないですか。

その点についてどう考えていらっしゃるのかお伺いしたいです。

古賀和仁委員長

暫時休憩します。

午後3時20分休憩



午後3時26分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

下田寛委員

じゃあ、続きまして、いいですか。

すいません、放課後等補充学習事業、昨年やってまたことしもということなんですけど、昨年の効果がどうだったのかっていうのをちょっとお伺いしたいです。

柴田昌範学校教育課長

今年度から始めたわけですけども、中学校3年生を対象に、部活動が終わった8月の末から始めました。

今年度、1年目でしたけれども、アンケートですね。勉強する楽しさがわかりましたとか、そういった点でもある程度成果が出ておりますし、全体の成績に対して受けている子たちの成績を比較いたしましたして、1学期と3学期と比べました。それで若干、それぞれの学校で伸びてはおります。

かといって、課題がなかったかということ、今回2月の下旬ぐらいまでしたんですよね。そ

うしてくると、今、入試制度非常に複雑になっておりまして、もう早く合格が決まった子たちがどんどん抜けていくわけですね。だから、2月の下旬ぐらいになると、もうただでさえ小人数でやっているのが、ほんの、高校受験が終わってない何人かだけになってしまうとか。そういった点で課題も出てますので、スタートの時期であるとか、終わりについても2月の下旬までせずにもっと早い段階で、1月末ぐらいで終わってしまうとかですね。

そういったことで、回数については、今回3回ほど、平成29年度は減らしました。

あと、教える人たちがなかなか見つからないという、最終的には今回、教員の免許を持った方が1名ずつ集まり、1名ずつというか、きちんとそれぞれの教室に1名ずつ配置できましたが、そのような体制でいいのか、かえって、もう免許を持たなくていいからアルバイトの大学生あたりが複数名、期間中しながら、手を挙げた子に教えてやったほうがいいんじゃないとか、なかなか1人の先生が、小人数指導と言いながらもなるべく勉強がわからない子たちに参加してくださいといった関係で手が回らないといった課題もありましたので、教える人たちをどういうふうに配置するかというのも非常に課題であるということで、中学校から言われております。

下田寛委員

その該当する生徒たちというのは、やっぱり塾とかも行っているんですか。

柴田昌範学校教育課長

やはり、塾に行っていない子供たちが中心で、途中でやめた子供たちの中には、塾に行き出したからやめたということで。最終的に人数が減っていったのも塾のほうに逃げたというか、塾のほうに行くようになって、放課後補充学習に行かなくなったというお子さんもいたようです。

一応、塾に行けないようなところも見越してこういった事業始めたんですけども、基本的には塾に行っていないお子さんを対象としていいのではないかなと思っております。

下田寛委員

ちょっと意見までですけど。いや、僕ですね、学校行ってまた塾に行くことで高校の受験対策に備える子っていうのは結構いるわけじゃないですか。であれば、もう学校の中にそういった、こういった事業で塾の先生入ってもらったらどうかなって思うんです。

そのほうが、だって成績も、もし成績に特化した事業をしてくれるのであれば成績も伸びるし、放課後も家帰って、また家で自分の時間使えるわけでしょう。そのほうが子供たちにとっていいんじゃないかなって、単純に思うんですよね。

だから、また去年を踏まえて、ことしいろんな仕方を考えられるということだったんで、ちょっと意見として、僕はもう学校の中、もう塾入れていいんじゃないかなって思いますん

で。（「民業圧迫になる」と呼ぶ者あり）

そこは、だってほかの自治体でも塾を入れているところあるわけですから、考え方によっていろいろやり方はあると思います。

ちょっと次の質問なんですけど、小中学校のトイレの改修事業、これ3月補正でも出てましたけれども、今から大規模に変えていくというところで、その改修のコンセプトと申しますか、恐らく今から洋式化にしていく中で、トイレの改修に関してはもうトイレ自体がコミュニケーションの場だ、というような考え方にもうなってるじゃないですか。

鳥栖市としてどこまで考えているのか。自治体によっては、男子トイレの小便器をなくすというようなこともあっているわけで、鳥栖市としてはどこまでをイメージしてあるのかっていうのを伺いたいです。

江寄充伸教育総務課長

トイレの改修につきましては、現在、普通教室につきましては和式から洋式化ということでは100%洋式化にしていくと、大便器についてはですね。そういったことで取り組みを始めたところです。

小便器につきましては、現在、各学校のほうにアンケートのほうをとらせていただいております。それで、男子便所の小便器についてそのまま、これまでの形のままの小便器を残すのか、それとも全て大便器、個室化して洋式便器に変更するのか。

理由といたしましては、児童生徒、特に男子生徒なんかは大便器、要はそちらのほうに入ると大便してるんじゃないかとか、からかわれたりとかそういったことが昔から、私たちが子供のころからそういったことはございました。

そういうこともあり、また最近、いわゆる性的マイノリティの方が、統計によりますと左利きの方よりも若干ふえてきていると。数字でいうと、全国でも7%から8%程度の方がいらっしゃるというようなこともございまして、そういうことであれば小便器をなくして全て個室の大便器に、男子便所のほうもですね。そうしたことによって、そういった解消もできていくのかなというようなことで、現在学校のほうにアンケート調査のほうをとっております。その結果いかんによってはそういった改修方法も必要かなというようなことを検討しているところでございます。

以上でございます。

下田寛委員

何か、トイレのイメージ自体が、僕らが小っちゃいころと比べると、もう劇的に今変わってきてますんで、また多分、これ改修したら10年、20年変えれないわけですから。きっと、そういった形でトイレも進化していくんだろうなと思ってます。よろしくお願いします。

あと、すいません、合わせて屋内運動場非構造部材改修事業でもトイレをやるんですよ。これは、多目的トイレが導入されるというだけでいいんでしょうか。

江崎充伸教育総務課長

基本的には、多目的トイレを追加して和式便器を洋式便器に変更するというような内容としております。

以上です。

下田寛委員

わかりました。

すいません最後に、勝尾城についてなんですけど、今回、主要事項説明書の中でも41ページ、明記してあるんですが、やっぱり、今まだずっと土地の買い上げが進んでいるところで、整備をしているところなんですけど、観光資源としてっていうのをどう捉えてあるのかですね。

あの山の上までやっぱり市民の人が、市外の人も含めて遊びに行けるような場になって、観光というからにはいろんな考え方あるんでしょうけど、多くの人が集うような場をイメージしてあるんだと思うんですけれども、今、現状でどういったイメージを持ってあるのかを教えてください。

久山高史生涯学習課文化財係長

勝尾城筑紫氏遺跡はかなり、御存じのとおり範囲の広い史跡でございます、それぞれに地区を設定しております。

整備委員会の中で、どれを最優先に整備すべきかという議論があったときに、いろいろな議論があった結果、一番手前にある葛籠城の跡地区をまずは最初にすべきだということで、それを今進めているところでございます。

そのときの議論で、どうして、まず葛籠城跡を先にすべきかという、やはりここは、普通の里山程度に低い丘陵ですので、比較的簡単に見学しやすい。勝尾城の本城は、もう本当に登山のつもりでいかないと行けないようなところで、ですから、葛籠城跡をある程度整備すると、いわゆる観光ルートにも載せることが可能であると。

そういったところで、非常にやりやすいというところで、まず葛籠城跡の整備を進めております。ですから、まだ先のことになりますが、ここが予定どおり整備が終わると、地元の方の気軽な散策コースにもなるし、あと歴史の好きな方は、行って簡単に、気軽に登れる。あと、観光ルートで、ここだと吉野ヶ里とか九州国立博物館がありますけど、その途中に立ち寄っていただくようなコース設定もできますので、そういった形でアピールしていきたいと考えております。

古賀和仁委員長

いいですか、ほかにありますか。

尼寺省悟委員

大きく4点質問します。

まず、1つは、10ページの社会教育指導員報酬ですね。

まずね、3人おられると思うんですが、この勤務年数と報酬額を教えてください。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

社会教育指導員3名につきましては、まず生涯学習課のほうに配置しております社会教育指導員につきましては、今年度末で丸4年となります。だから、平成29年4月からは5年目に入るということになります。

また、同和教育集会所のほうに配置しております社会教育指導員2名のうち、1名は今年度末で丸3年。そして、もうひとつの方のほうについては、今年度末で丸4年と9カ月でございます。

この順番で、それぞれ年額の報酬額を申し上げます。

まず、最初に申し上げました生涯学習課に配置しております社会教育指導員の報酬、平成29年度の年額といたしまして223万9,200円。また、同和教育集会所のほうに配置しております指導員の1人につきましては、年額250万8,300円。もうひとつの方についてが年額223万9,650円でございます。

以上です。

尼寺省悟委員

真ん中の3年の人ですね。一番勤続年数が少なく、一番多いわけですがけれども。何で、こんなに違うんですか。

何か、根拠はあるとですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

報酬の根拠といたしましては、鳥栖市のほうで臨時的任用職員及び臨時嘱託職員の賃金表のほうをベースにいたしております。

それで、この、2番目に申し上げた、今年、丸3年を経過する方につきましては、このうち同和教育集会所のほうで一応、その管理職相当の施設の中で、そういった役職を担っていただくということで、まちづくり推進センターの分館長と同額の16万7,220円を積算根拠といたしております。

尼寺省悟委員

以前聞いたときに、ボーナスが、3カ月分の出てるという話を聞いたことあるんですけれ

ども。それは事実なんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

ボーナスという形ではございませんで、年額の、報酬額の積算根拠といたしまして、先ほど申し上げましたまちづくり推進センター分館長と同額の、月額賃金の15カ月分を年額報酬といたしております。

それで、実際は、月額といたしまして20万9,020円の月額で報酬額としております。

以上です。

尼寺省悟委員

まちづくり分館長と同じと言われたけれども、実際は15カ月ということで3カ月分の上乗せがなされてると。普通、それをボーナスと言わないんですか。

それでね、先ほど職員係のほうで、正規職員と非正規職員の話を聞いたんですが、基本的に嘱託職員と臨時職員というのがあると。それで、嘱託職員は1年ごとと、臨時職員は半年というお話を聞いたんですが、基本的に嘱託職員、臨時職員についてボーナスはあるのかと。もちろんないし、昇進、昇級と言いますか、あるのかと、ないと。実際、そうなんでしょう。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

そうでございます。

尼寺省悟委員

だから、ほかのシステムと違って、ここだけやっぱり違うと、そういった感じを受けますけどね。

それから、下のところでね、同和教育集会所臨時嘱託職員と書いてありますよね。

それで、職員係に聞いてみると、嘱託職員と臨時職員しかないと、ね。これ、どういう身分になるわけ。臨時嘱託職員というのはないと。

もう一回言おうか。

非正規の人については嘱託職員と臨時職員しかないと。にもかかわらず、下のほうは、同和集会所の人については、臨時嘱託職員となってるわけよね。これ、どういうあれになるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

同和教育集会所に配置しております職員につきましては、嘱託職員でございます。

尼寺省悟委員

いや、臨時職員と嘱託職員しかない。臨時嘱託職員というのはその中間みたいなやつですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

申しわけございません。こちらのほうにつきましては、嘱託職員でございます。

訂正してお詫びいたします。

古賀和仁委員長

臨時は違うんやね。

尼寺省悟委員

いいです。これは、もうこの程度でいいです。

次に、なかよし会の件でお聞きますけど、きのう補正予算の審査の中で、待機児童が4年生以降について結構あると言われたんだけど、この解決はどうするかということについて、下田議員からもあったけれども、何か、これで解決できるというようなふうには決して見えなかったんですけどね。

私にとって見たら、ほかの保育士と同じような形で、やっぱり賃金を上げると。もちろん、要因はいっぱいあると思うけど、要するに、もう一回言うと、待機児童がなぜ存在するかということについて、指導員が不足していると。保育士と同じように。

なぜ、指導員が不足してるのかって言うと、ほかにもいろいろ理由はあるかもしれないけれども、その大きな理由はやっぱり賃金なんだと。

私が知ってる人なんですけどね、3年か4年ぐらいなかよし会の指導員におるけれども、実は、この人も実質的にもらうのが十万円ちょっとであって。最近、ほかのほうで市役所の臨時職員を募集したというようなことで、そっちのほうを受けたという話も聞くぐらいでね。せっかく3年もね、経験した人が賃金の問題でそっちに行くということは、やっぱりちょっとこれはおかしいし、やっぱり賃金の問題はね、大きく考えんといかんと思うんですが。

そこで質問なんですけど、これをちょっと見ると、賃金額は鳥栖市の臨時職員の賃金単価を準用していると書いてある。だから、準用してるんだから、ここはここで独自に賃金体系をつくって、やることもできるわけでしょう。だって、直営ではないし、基本的にここの管理してるのは、半官半民ですか、協議会ですかね。

だから、そこはそこで、こういった異常な事態であるから賃金枠については準用するけれども、やっぱりそこを違った形でやろうというようなことはできないんですか。

園木一博教育次長

なかよし会の指導員の要員確保がなかなか、予定の定員確保ができてないことによって、4年生以上の待機児童が今出ているという現状がございます。

それで、一つはなかよし会の勤務体制、基本的に放課後になりますので、勤務時間数も含めて、やはり1日当たりの時間数の問題。それと、国のほうでも今議論がなされておりますけれども、要は扶養手当、それから扶養控除、保険控除も含めてですね、制度の見直しの議

論が進められております。

現実的に現状として非常に多いのが、やはり所得制限、御主人の扶養、保険にしる、所得にしる。扶養という前提の中で、勤務いただいている方々も相当おられるという状況もありまして、そうなってくると、やはり働く時間の調整を行われているというような指導員の方もおられるのも実情です。

それと、今、尼寺委員おっしゃったように、やはりどうしても一定の給与水準額を確保したいということで、先ほど御案内があったように、嘱託職員に変わられるという方もおられるという実情も、確かにあろうかと思えます。指導員として働いていただいている方々、それぞれ個々の事情があるという認識はいたしております。

それで、もう一つ御指摘がありました賃金単価についてでございますけれども、基本的には運営経費、当然、税を投下している現状があって、市としては、臨時職員とか嘱託職員について基準を定めてある現状がある中で、これを完全に逸脱したやり方っていうのはなかなか厳しいものがあるのかなど。

ただ、現実的に保育士の問題でも御指摘ありましたように、やはり要員の確保が非常に難しいという現状は十分認識いたしておりますので、今後は市の直営化に向けた議論と合わせてですね、勤務体制の問題、それと賃金単価の問題等も含めてここは議論をして、やはり働きやすい現場をつくるとともに指導員が確保できるような議論を、今度平成29年度中で進めていきたいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

今の、予定しているその待機児童をなくすために、あと何名指導員が必要なんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

申し込みがあってからしか、なかなか人数の把握ができません。毎年、小学校に入学する方全員が、1年生から3年生まで、何人の方が入るということではありません。毎年、その入会率、申し込み率というのは変わるものがございますので、なかなか把握するというのは難しいところではございますが、今回、平成29年度の申請に対して、その全てを受け入れるということになった場合は、通常期だけで申し上げると53名ぐらいは必要だというふうに考えております。

それで、実際に今現在、確保できているのが42名程度になるかと思えます。

尼寺省悟委員

結局11名足りないわけですね。

もちろん、さっき言ったように、いる人でもやめていく人がいると。そういったことで、先ほど、園木次長は検討していくということだから、時間がかかるんよね。今年度、間に合

うわけでもないし、来年度、どうなるかわからんけどね。

ただ、私ちょっと思うの、先ほどほら、社会教育指導員について何でこんなかといったらね、何か、どっかと同じになすとか、ああいう離れ技をやられたんだからそういったことが片方でできるならば、そんな、ね。片方ではやっぱり4年生、5年生入れてほしいという、そういったニーズがあるんだから、それに対してやっぱりもう少し前向きに、そこら辺は考えていくべきだと思うんですがね。

ちょっと、間に合わないんじゃないかね、そんな悠長なことを言いよったらね。

園木一博教育次長

今、御指摘ありましたように、この場ですぐ11名を確保できるというような対策や手打つ方法があるのかという視点で申し上げますと、なかなか厳しいという認識をいたしております。

それで、先ほどもちょっと触れましたけれども、今後任意の協議会で運営している学童保育健全育成事業については、市の事業という形で直営の方式で移行していこうという整理を、平成29年度を含めてやっていく予定にしておりますので、その中で、指導員の勤務時間体制も含めてですね、どういった体制でやれば一番要員の確保がしやすいのか。

そういったものも含めて、体制を整備する協議の中で課題として認識しながら、対策を講じていきたいというふうに思いますし、現行手が打てる部分については、今の中でも、処遇面も含めて対応できる分については検討は深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

尼寺省悟委員

ここに、しおりがあるけれども、時間給は917円で、これ1日6時間ですかね。1週間、5日働いても十三万円弱ということだね。

十三万円弱で満足できる人は来ると思うけど、到底、やっぱり13万円ぐらいじゃねって、だからそういったことで時間も合わせて、勤務時間も合わせてね、時間給だけでなくそういったことを考えると、それについてはね。単純に時間給を1,000円にしたところで、1日6時間しか働けなかったらね、ほんとにあれだから。その辺も含めた形でやっぱり考えるべきだと思います。

就学援助について聞きます。

入学準備期の3月支給について、一般質問等々でいろいろと問題になりましたね。私、あれ聞きよってみてなかなか、なんで教育委員会はね、もっとことし4月からやろうと言わんのかというふうなことで、非常にじりじりしよるんですが、保護者の意向確認をした上で課題整理を行って、入学前の3月前倒し資金に向けて努力したいと、こういうふうに教育長答え

られてるわけね。

それで課題整理、基本的には、恐らく前倒しでやるんだから、ひょっとして転校して返さないかとか、そういったことを心配されておられると思うんやけど、実質的にはよそで既にね、やってるんだから。本当にやろうと思うんやったらそういったところをね、調査してやれば、その辺は私はできると思うし、意向を確認した上でと、アンケートをとった上でというけれども、何でもかんでも、市役所がある政策を決めるときにね、アンケートとってやるわけではないしね。だから、その辺が政策的に、やっぱり必要だと思うならやるべきだと思うしね。

そこで、教育長に聞くんですが、アンケートで早期支給を望む声が多かった場合、非常に抽象的ばってんね。アンケートとってみて多かった場合ちゅうのはどういう意味ですか。多かった場合と、半分以上せんといかんとかね。

あとでちょっと言いますけど、入学前、国のほうで今度単価を倍にするんよね。倍にすることがいいですかって聞いたら、恐らく全員がオーケーと。全員がオーケー取ったからって、やるかちゅうとやるわけやないしね。

これも、アンケートで意向確認をした上でとかね、なんかこう、回り回った言い方やなくて、やっぱり必要だと考えるならば、もう4月からやるとかいう決断を私はすべきじゃないのかなと思うんですが、その辺どうですか。

柴田昌範学校教育課長

まず、早期支給の必要性についてというところで意向確認を今とっているんですけども、学校教育課で考えたのは、今までいろんな御指摘を受けた中で、いろんな改善を行ってきました。周知徹底ということで毎年プリントを配るとか、給食費についても自動的に校長口座に落ちるように。その月その月することで、1学期末に払っていたのを毎月こちらが自動的に払うといったことでよくなってきているというところは多分認めていただいていると思うんですけども。

早期支給よりも、例えば、中学校選択制弁当給食の話が出ましたけれども、その辺も補助対象になっているというところを知らずに申請しておられない人がいるんじゃないかといったことで、まだやるべき事務量として比較検討した場合、5月早期支給というところは、今回7月から5月に前倒ししましたけれども、3月になると事務量も若干ふえるというところで、いろんな比べた上で、順番からいくともっとできるところがあるんじゃないかということで、そこまで保護者さんが3月支給を望んでおられるのかなっていうところが正直な感想でしたので、まず、そこをしなさいというようなこともありましたので今回やってみました。

その意向を踏まえた上で、やはり3月支給というのが圧倒的に多ければ、半分以上であれ

ばですね、3月支給というところにも、ぜひ検討すべきということで、前向きな答弁を今回行ったところではあります。

1人でもっていうふうなあれがありまして、1人ではさすがにするべきものではないのかなど。その1人に対してするという方法もあると思うんですけどね。

尼寺省悟委員

いいです、できるだけ来年、今年度は、平成29年度はね、間に合わんかもしれんけど、平成30年度はぜひ実現できるようにしてほしい。

次の質問します。（「3月に出したら29年度になるよ」と呼ぶ者あり）まあ、そうなるね、はい。

次に、就学援助制度について、これが、皆さんに出してるしおりやけど、この中にね、所得の目安ということで1人やったら230万円。2人やったら268万円というふうに書いてる。

この金額の根拠ちゅうんか、何かあるんですか。どういう根拠で、この1人やったら230万円以下の人であれば該当しますよと、金額は何か根拠があるとですか。

柴田昌範学校教育課長

今回の一般質問の中でも所得と収入とかいう話が出ましたけれども、一つの目安としてその辺は載せております。

今回、またそういったところで、目安としてわかりにくいんじゃないかというふうな、じゃないんですか。（「そういう意味じゃない」と呼ぶ者あり）そういう意味じゃないんですね。

（「金額の根拠」と呼ぶ者あり）金額の根拠については……。

尼寺省悟委員

なんか、生活保護の0.1倍とか何倍とか、何かその辺で、いや、まあいいです。（「答弁いいですね」と呼ぶ者あり）いや、ちょっとそれは後でいい。

いや、聞きたいのはそういうことではなくて――後でいいですから、わからなかったら。

私が聞きたいのはね、230万円あるいは268万円以下の収入でありながら、これを申請してない人はどれくらいおるのかということ把握されているのかと、そういう質問です。

柴田昌範学校教育課長

あくまで、申請によって我々が判定しているということですので、実際対象となるのにもらっておられないところがどれくらいあるかについては把握できておりません。

できるだけ、そういったところがないように周知の方法について、今工夫しているところではございます。

尼寺省悟委員

だから私はこの前ね、ちゃんと生活実態調査をして、その辺のことをちゃんと把握しなさ

いよと。そういうふうなことをしたんやけど、そんなことする必要ないとも言われたんやけどね。

これね、昭和41年に文部省の初中局長が回答してるんですけどね。市町村は保護者の申請にかかわらず、真に就学援助を必要とする者については援助を行う必要があると。保護者の申請を適正な認定のための方法、手段とすることは差し支えないが、申請の有無のみによって認定を行うのは就学奨励法の趣旨に反すると、ね。

だから、申請しなかったからあなたは受けないとか、そういうことじゃなくて、やっぱりちゃんと把握して、しなかったらちゃんと指導するとかね。そういった意味で、私はちゃんと実態調査をするべきだというふうに思って言ったわけなんですよね。

いろいろ聞いてみたら、結構アンケートをやられてるみたいですね。だから、今、いろんな話を聞きよってみたら、そういった意味でやっぱり全体的な生活実態の調査というのは私はやるべきだと思うんですね。

それでね、教育委員会として生活保護を受けている子供の数というのは把握されているんですか。

柴田昌範学校教育課長

要保護家庭が生活保護を受給している世帯だと思うんですけども、小学校でいうと要保護児童生徒が今15人、0.3%。（「数やない。違う」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

してるかどうかを聞いてるだけ。（「把握してます」と呼ぶ者あり）してるね。

だから、基本的には教育委員会としては、生活保護係のほうからリストが来るからどれぐらいいかもわかっているし、そして就学援助している家庭についてもしてるんだから、だから、その辺の非常に困ってる人については把握されていると言うけど、問題はしてない人なんよね。

だから、それはやっぱりねえ、つかまないと本当の援助には私はならないと、そういうふうに思います。（「マイナンバーを活用したらいいよ」と呼ぶ者あり）

それで、最後。

実は、要保護世帯に対して新入学児童の入学準備用の国の補助単価が2万円引き上げられたということについては御存じですか。

柴田昌範学校教育課長

平成28年度まで約2万円だったのが小学校が約4万600円。中学校については、2万3,000円だったのが4万7,400円というふうに上がっていることについては認識しております。

尼寺省悟委員

それで、聞きたいのは、これに準じた形で準要保護世帯、要するに就学援助をもらっている世帯に対しても引き上げるという考え方はないのですか。そういう質問です。

柴田昌範学校教育課長

その辺については、他の市町の状況も見た上で検討していきたいと思います。

この、準要保護については、もう県とか国からの補助はありませんので、市費での全額負担ということで、これを全て国のように倍増するとなると相当財政的な負担も大きくなると思いますので、また他の市町についても、国が上がったということに対して若干上げるところもでてくる可能性もあるかなと思っておりますので、できるだけ貧困家庭救済のため考えていきたいとは思いますが、すぐに、国に準じて上げるということについてはまだ検討はしておりません。

尼寺省悟委員

今、その検討の中でね、上げた場合かなりの金額になると言われたけれども、どれぐらの金額になるのかということの試算っちゅんか、それはされたことありますか。

柴田昌範学校教育課長

単純に、今の予算の倍増になってしまうというところが正直なところだと思います。

尼寺省悟委員

単純に言ったらそうですけど、そうしたら幾らになるんですかね。

柴田昌範学校教育課長

予算書の8ページで言うと、倍なので7,200万円ですかね。（「はあ」と呼ぶ者あり）7,200万円です。（発言する者あり）

準要保護の分だけです。（「幾ら」と呼ぶ者あり）約6,000万円に、計算になります。（「上がるということね。ふえるということね」と呼ぶ者あり）

尼寺省悟委員

それから、最後の質問です。

これ、もう単純に、イエスカノーだけでいいですので、イエスカノーだけでいいです。

育英資金の問題です。貸付制度についての問題ですね。

育英資金について、鳥栖市の場合には高校、高等専門学校に進学しようとしている人であって、大学は該当してないと。月額で1万2,000円以内と。そういうことやね。

それで、連帯保証人が2名おると。そして、返すのが6年以内と。貸付修了の翌月から6年以内ということなんですが、どれぐらいの人が率でね、6年で返してないのかと。今、この育英資金、返すのが大変だということで、大学生なんかアルバイトばかりして、勉強も手につかないということで非常に問題になっって、返さなくてもいいそういった育英資金

が必要だということで、国のほうでそういった動きもあるとちょっと聞いてるんですが、今の時点で鳥栖市の場合、6年以内で返してない率というのはわかりますか、わかるか、わからないかでいいです。

江寄充伸教育総務課長

いわゆる、6年過ぎてからまだ完済されてない人については、それぞれ返済のやり方というのがまちまちですので、率については把握できておりません。

以上です。

尼寺省悟委員

それでね、最後の質問ですが、申し込み者が高校と高専ということなんですがね、例えば唐津市とか玄海町については大学生までね、貸し付けているし、それから、連帯保証人についても2名やなくて1名とかそういった形でもって借りやすく、そういったことをやっているところもあるんですよ。

そういった意味で、この育英資金についてもっと拡充する必要があるか私としてはあると思うんですけども、具体的にね、例えばどれこれ、これを拡充しようと、していこうというふうな考え方ちゅんかそういったことをちょっと聞きたいんですけど。

園木一博企画政策部長

今、国のほうでも議論が進んでおります貧困家庭対策の中で、今、奨学金制度の見直しというのが検討会のほうで議論がなされている現状があるという認識をいたしております。

まずは、国のこの動向を見据えた上での判断をしていく必要があるというふうに認識もしてますし、国の今後の見直し等の動向、並びに県内状況等も見据えた上での判断になってくるものだというふうに考えております。

尼寺省悟委員

いいです。終わります。

古賀和仁委員長

ほかに。

小石弘和委員

たくさんですね、あるけん、もう時間がたっておりますので、原課に1点お聞きをしたいと思います。

それで、1点だけお聞きいたしますけど、ここに教育長交際費って15万円、載ってるわけですね。これ、どういうふうに、私はこれ、教育長の15万円の交際費は少ないんじゃないかなというふうなことを思っている。どういうふうな視点で、算出されたのかなというふうなことを若干お聞きしたいと思います。

江寄充伸教育総務課長

特に、算出根拠っていうと持ち合わせておりませんが、大体弔慰金とかお祝い金とか、そういったことへの使用でございますので、特に根拠という根拠は現在のところ持ち合わせてはおりません。

原祥雄教育総務課総務係長

すいません、補足説明をさせていただきます。

教育長交際費でございますけれども、平成28年度までは毎年、年間10万円の予算のほうをいただいております、今回、平成29年度の当初予算にあたりまして、15万円のほうに5万円増額をさせていただきました。

これは、例年主な支出としましては、教職員の関係します弔慰金だったり、研修会等の出席負担金ですね。こういったものにも充てた経緯がございます。そのほかでは、さまざまな会の賛助金であったり、文化財関連のお祝い等に使用をさせていただいていたところです。

それで、弔慰金以外につきましては、大まか年間の見込みというのが立てられてまして、それで、毎年10万円というのが来ておったんですけれども、実は、この弔慰金につきましては、市長及び議長交際費と比較して非常に安い金額でございました。1件当たりについて内規、内々で定めておりましたけれども、1件につき3,000円というふうにしておりました。このあたりが、非常に差が大きいのではないかとということがございましたので、平成29年度からはこのあたりを少し増額させていただいたところです。

そういったことで、今回15万円ということで計上させていただいておりますが、これまでの実績プラスから少し金額を、単価の見直しをさせていただいたということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

小石弘和委員

そいけん、私はですね、もう少しその内規を変えて、もう少し上げる方法をね、考えたらどうかと。私は、15万円では少ないというふうなことを申しておきます。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

いいですか。

柴田昌範学校教育課長

すいません、先ほど尼寺委員の分で、小学校費だけが6,000万円で、中学校の分もあわせると1億1,000万円ほどになります。総額が。（「いや、これ新入学児童よ」と呼ぶ者あり）あ、だから、準要保護費が……（「だから、これ見ると176万じゃないと」と呼ぶ者あり）あ

あ、わかりました。

今、準要保護費、全てを倍増しましたので……。

尼寺省悟委員

先ほどの私の質問やけどね、新入学児童の生徒学用品費が2万円から4万円になると。

だから、そんなにならないって。

柴田昌範学校教育課長

申しわけありません。

そういうことであれば予算書の2倍ということで、先ほどの6,000万円とか1億1,000万円というのは、準要保護費を全て倍にした場合の数字でしたので、はい、申しわけありません。

尼寺省悟委員

これを見るとね、新入学生徒学用品費っていうのは、小学校だけで176万円よね。だから、このレベルなんですよ。

だから、このレベルでやらんと。何か、他市を見てどうのこうのっていうのはちょっと恥ずかしいっじゃない、違いますか。

園木一博教育次長

要保護世帯の改正があって、生活保護の関係で改正がなされているという認識はできておりますので、ただ準要保護については、先ほども申しましたように、これ全額市費で賄うという現状がございます。

それで、試算しますと約三百万円強が、六百万円強に額の改定になるというふうな状況にあらうかと思えますけれども、まずは県内状況を把握させていただいた上で検討していきたいというふうに考えております。

よろしくをお願いします。（「いいです」と呼ぶ者あり）

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、教育委員会事務局関係議案の質疑を終了いたします。

なお、来週21日は、午前10時から現地視察の予定となっておりますので、皆さんの御参集のほう、よろしくお願いたします。



古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の総務文教常任委員会は、これにて散会をいたします。

午後 4 時16分散会

平成29年 3 月 21 日 (火)

1 出席委員氏名

委員長	古賀	和仁	委員	中村	直人
副委員長	下田	寛	〃	久保山	博幸
委員	小石	弘和	〃	松隈	清之
〃	尼寺	省悟			

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長	野田	寿
総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長	石丸	健一
総務課庶務防災係長	古賀	庸介
総務課文書法制係長	江下	剛
財政課長	姉川	勝之
契約管財課長	三橋	和之
会計管理者兼出納室長	松隈	久雄
監査委員事務局長	岡本	昭徳
議会事務局長	緒方	心一
企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長	松雪	努
総合政策課政策推進係長兼地方創生推進係長	田中	秀信
まちづくり推進課長	藤川	博一
情報政策課長	古澤	哲也
教 育 長	天野	昌明
教 育 次 長	園木	一博
教 育 総 務 課 長	江 寄	充 伸
教 育 総 務 課 総 務 係 長	原	祥 雄

学 校 教 育 課 長 柴 田 昌 範
生涯学習課長兼図書館長 佐藤 敦 美

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武 田 隆 洋

5 審査日程

現地視察

田代中学校

自由討議

議案審査

議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第1号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について

[総括、採決]

報 告（総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課）

組織機構の見直しについて

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会 2月・3月の状況報告

[報告、質疑]

6 傍聴者

な し

7 その他

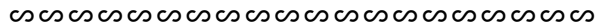
な し

自 午前10時

現地視察

田代中学校

至 午前10時35分



午前10時58分開議

古賀和仁委員長

これより、本日の総務文教常任委員会を開きます。



自由討議

古賀和仁委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回、付託された議案を含めて委員間で協議したいことがございましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。



古賀和仁委員長

先日の議案審査の中であっておりました質疑につきまして、執行部より答弁をお願いしたいと思います。

松雪努企画政策部長兼総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長

先日、尼寺委員からお尋ねがあつておりました、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療

財団の資金調達状況でございます。

平成29年1月末現在でございますが、寄附につきましては、調達額が65億7,000万円、入金済額が28億1,000万円、補助金につきましては調達額が38億8,000万円、入金済額は38億3,000万円、融資につきましては調達額、入金済額とも15億円という状況でございます。

以上、報告をさせていただきます。

古澤哲也情報政策課長

先日、これも御質問をいただいておりますが、記者室嘱託職員の任用等についてでございますけれども、嘱託職員の任用を始めた時期につきましては、はっきりと確認ができる資料は残っておりませんでしたけれども、内部の資料で確認できた限りでは平成11年度には採用をしていたということが確認できております。また、前回の採用試験の状況でございますが、平成24年12月15日号の市報で募集の広報を行いまして、19人の申し込みがっております。

採用試験を平成25年2月17日に実施をいたしてございまして、選考に際しましては作文と面接を実施いたしまして、総務部長、総務部次長、情報管理課長、広報統計担当係長の4人で採点を行っております。

また、業務につきましては、御説明いたしました業務に加えまして、本市関連の報道記事の整理、デジタル化、また市報の構成や市報の発送作業などを行っているところでございます。また、市報作成の手伝いや過去の貴重な写真のデジタル化などの業務を考えているところでございます。

なお、賃金につきましては月額14万9,310円でございますが、時間単価につきましては1,058円となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

古賀和仁委員長

ただいまの説明に対して、質疑があればお受けしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

総 括

古賀和仁委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

なお、議案外の所管事務についての御意見などは採決後に時間を設けたいと思いますので、総括については付託議案の審査を通じての総括的な御意見等をお願いいたします。

松隈清之委員

今、先ほど現地視察、中学校に視察行かせていただきました。

それで、設計、あるいは監理業務等とありまして、実はこれ、給食センターのときもいろいろありましたが、設計と監理業務に関しては、今回、たまたま指名競争入札で一緒なんですよね。

給食センターは随契でしたけれども、やはり監理業務の中立性というか、考えていったときには設計したところを外してね、入札するっていうようなことも考えられるべきじゃないのかなと。今回、たまたま指名競争入札で設計したところが監理業務をされているんですけども、設計意図伝達業務、要は設計したところがどういう意図で設計したかっていうところを伝達する業務、随契で入っているんですよね。

それで、これも一般市民からしたらね、設計して監理業務が同じところがやるのに、設計意図伝達業務っていうのがあるのが、多分わかりづらい。それなりの考えを持ってされているのかもしれないですけど、わかりづらいと思いますし、別に、指名競争入札で監理業務を出しているっていうことは、やはり別のところが受けてね、中立的に管理ができるっていうものを仕組みとして担保するべきじゃないのかなと。そう考えると、給食センターのことも踏まえて、そういったところを考えていかれるべきじゃないのかなというふうに御意見を申し上げておきます。

それと、これは委員会審査のときも申し上げたんですけど、いろいろ説明いただくんですけどね、以前に比べれば委員会資料も詳しくは書かれているんですけど、途中説明されている数字なんかっていうのがとても多い、口頭で説明されても追いつかないところありますんで、なるだけ審査をスムーズにっていう意味でも委員会資料等で可能な限りね、執行部で説明される、今説明される範囲の数字とか内容については書いていただくほうが我々の質疑も時間短縮できるので、これは、ほかの常任委員会等もあるのかもしれないですけども、そういう資料のつくり方についても、ぜひ御検討いただきたいなと改めて申し上げておきたいと思います。

尼寺省悟委員

就学援助費についてちょっと申し上げたいんですが、一般質問の中でも3月支給ということについて、なかなか、一歩前向きの答弁はいただいたようなんですが、鳥栖市の場合、要

保護者と準要保護者があって、要保護者は生活保護のほうで算定していると、準要保護者については教育委員会ということなのですが、要保護者に対しては3月、もう既に実施されているわけですね。生活保護系のほうではですね。

同じ、入学前準備金について、片方でやれて、片方でやれてないということについては、私はこれは矛盾していると思うし、その辺どうして、いろんな課題があると言われたんですけどね、生活保護係でやられていることなんで、よくその辺のことを意思疎通をして、できるだけ早く実現できるようにお願いしたいということと、もう一点ね、単価が上がったということで、確か園木次長はほかの市町を調査すると言われたんだけど、既に佐賀市は、平成29年度から実施するという事になっているんですね。

それと、もう一つね、生活保護系のほうで出している要保護者に対する単価も2年ぐらい前から2倍になっているんですよ、先ほど確認したら。

だから、大した金額ではないと。何百万円ぐらいだから、それはそれとして早く、要するに入学前1年生、新1年生にしても非常にランドセル等々で本当に大変な、だからできるだけ単価も上げるし、3月支給になるようにですね、ぜひ来年度からでも実現していただきたいと思います。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに。

久保山博幸委員

先ほどの、松隈議員の関連ですけれども、給食センターのときに、なぜ設計者と監理者が一緒なのかっていうお尋ねをしたときに、ものが大規模であるし専門的知識も必要だからということの御説明で、設計と監理者が同一の事務所っていうことにはそれなりに納得はするんですが、今回の場合、中学校の規模で設計と監理者が同一というのが、その理由がどうなのかということと、設計と伝達業務の内容、これが本当に同じ業者で受注したときに必要なのかっていうのが疑問なところで、どういう伝達業務の内容ですね。内容はどういうことを行われているのかっていうところがちょっときょう視察して疑問なところではございます。

古賀和仁委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので総括を終わります。



採 決

古賀和仁委員長

これより採決を行います。



議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算

古賀和仁委員長

まず、議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議ありますので、挙手によって採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議案乙第8号 平成29年度鳥栖市一般会計予算中、当総務文教常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第1号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例

古賀和仁委員長

次に、議案甲第1号 鳥栖市個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について

古賀和仁委員長

次に、議案甲第7号 鳥栖市総合計画後期基本計画の変更について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

古賀和仁委員長

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては正副委員長に、御一任いただくことに決しました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

報告（総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課）

組織機構の見直しについて

鳥栖市学校給食センター被災検証委員会 2月・3月の状況報告

古賀和仁委員長

次に、執行部より議案外の報告の申し出がっておりますので、これをお受けしたいと思います。

事務局より資料の配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

最初に、総務課よりお願いをいたします。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

組織機構の見直しについてでございます。

鳥栖駅周辺整備事業の平成29年度からの事業の確実な推進を図るため、まちづくり推進課内に課内室でございます鳥栖駅周辺整備推進室を設置し、体制強化を行います。

現在の都市整備係につきましては、都市計画事業に特化した事務分掌となることから、対外的にわかりやすくするために都市計画係への名称変更も合わせて行ってまいります。

非常に簡単ですが、以上でございます。

失礼いたしました、4月1日に予定をいたしております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います。

下田寛委員

すいません、人数配置はどうなるのでしょうか。

石丸健一総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

まず、現在が6名体制でございます。まちづくり推進課長が1名、課長補佐兼係長が1名、整備係が4名という配置になっております。

それを、まちづくり推進課長1名、都市計画係長が1名、都市計画係が2名を予定しております。

あと、周辺整備については兼務ということで、都市整備推進係、係長含めて5名程度で考えております。計9名ということで考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

何か、ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

いいですか。

ないようですので次に移ります。

次に、教育委員会より学校給食センター被災検証委員会についての報告をお願いいたします。

江寄充伸教育総務課長

それでは、お手元に配付させていただいております鳥栖市学校給食センター被災検証委員会、2月・3月の状況報告という資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、第1回目の検証委員会のほうを去る2月5日、14時から鳥栖市学校給食センター会議室のほうで開催をしております。

そのときの会議の内容でございますけれども、まず、委嘱状の交付を行いまして、それから委員長の選任を行っていただきました。それから、今後の会議の公開、非公開に関する取り扱いのほうを御協議いただきまして、会議につきましては、今後非公開とさせていただきますけれども、議事要旨について、後日ホームページ上で公開するというようなことで御協議をいただいたところでございます。

またその後、エントランスホール及びランチルームの被災状況について確認を行っていただきまして、最後に、今後の予定について確認を行っていただきました。

第1回目の検証委員会の内容が以上でございます。

続きまして、第2回目の検証委員会の内容でございますけれども、去る3月1日水曜日、14時から佐賀市の市民活動プラザの会議室で委員会を開催しております。

会議内容といたしましては、今後の現地調査の日程の確認、それから現地調査における支援業務についての説明を行った後、現地調査の方法、それから留意事項、必要な資材等についての確認をしていただいたところでございます。

3番目に、現地調査の日程ということでそこに記載しておりますけれども、検証委員会のほうでの現地調査につきましては、調理エリアと非調理エリアに分けて行いたいと思っております。

まず、調理エリアにつきましては、給食センターの調理業務の日程上、検証委員会の委員さんの現地調査につきましては3月31日金曜日、14時から行いたいと。それから、非調理エリアにつきましては4月11日の火曜日、10時から、これ、多分エントランスホールとランチルームになりますので、丸1日かかるのではないかとというようなことで、朝10時から予定をさせていただきます。

それから、総務文教常任委員会の委員の皆様の実地の確認、現地調査の日程ですけれども、調理エリアにつきましては、できますれば3月31日に、検証委員会が行います現地調査の日にちの、午前10時からできればお願いしたいと。それから、非調理エリアにつきましては、これも、現地での作業日程の関係上、4月14日のでければ10時からお願いできればと思っております。

今後の予定ですが、4月下旬に第3回目の検証委員会、それから5月中旬、下旬に第4回、

第5回の検証委員会。まだ、日程等は未定でございますけれども、一応4月、5月につきましては計3回の検証委員会を予定しておるところでございます。

説明については、以上でございます。

園木一博教育次長

1点、補足とお願いでございますけれども、まず調理エリアの3月31日につきましては、どうしても、新学期の給食の再開等の日程を考えますと、本当は委員会の現地視察後ということで日程が組めればという調整も行ってございましたけれども、非常に厳しい、タイトなスケジュールでございますので、もし、よろしければ31日の10時からということでお時間をお願いできたらと。

それと、4月の非調理エリアについても、14日でもし可能であればお願いしたいというのがお願いでございます。

あわせて、実は、この現地についてはマスコミ等からも現地が見れる状況になったら、ぜひ見せてほしいという御要望もいただいている状況がございますし、この給食センターの案件につきましては、他の議員さんからも傍聴いただいたりと、委員会審議の中です。そういった状況もありますので、ほかの委員会以外の議員さんの視察も含めて、委員会としての取り扱いの方向性を出示していただけるとありがたいなというふうに考えておるんですけれども。

古賀和仁委員長

ただいま、園木次長のほうから御提案がありましたけど、皆さんの御意見をお聞きたいと思えます。

小石弘和委員

私も、一般質問等でこの現地確認の件は、マスコミ、一般市民の現地確認というふうなことでお願いしとったんですけど、答弁では、検証委員会のほうにお願いをするというふうなことの答弁をいただいておりますので、どういうふうな内容で公開されるか、ちょっとわかる範囲でお願いをしたいと思います。

園木一博教育次長

私どもが想定をしているものが、まずは31日、14日この日程で予定どおりということで、もし実施をいただけたらとなれば、総務文教常任委員会の現地視察という位置づけでしていただけたら非常にありがたいなと。

現地視察については、基本的に公開するということがマスコミ、委員会の決定事項になりますので、公開するとなればマスコミのほうにも、委員会の、給食センターの現地視察の日程がこうなってますというのと合わせて、一応、マスコミ同席可ということで委員会で決定

いただきましたという御案内ができれば——もし公開となればですね。

いや、もう委員会だけの現地ということになれば、委員会の日程はこうなりますけど、一応委員さんだけということになりましたと、というような取り扱いをさせていただけると非常にありがたいなと。

それと、もう1点は、委員会所属以外の議員さんでも、恐らく現地を見たいという委員さんもおられるというふうに考えておきまして、合わせて同席いただいて構わないというようなことで、委員会のほうで決めていただければ、あとは私どもで事務的な連絡、手続についてはさせていただけたらというふうに考えております。

古賀和仁委員長

ただいまの御提案について、皆さんの御意見をお聞きたいと思います。

小石弘和委員

じゃあ結局、委員会の中で決定すれば全てオーケーというふうな形でよろしゅうございませうか。

園木一博教育次長

基本的には、委員会の現地視察という位置づけをさせていただくという前提で考えておりますので、公開対象ですよということで委員会決定がされましたということであれば、当然、それを踏まえてマスコミのほうにも、私どものほうから一応こういう日程で現地調査に入りますという御案内は差し上げようと思っております。

あわせて、ほかの議員さんの対応についても、委員会でこういう決定をいただきましたということで、議会事務局も含めて、通じて、また御連絡等も差し上げたいなというふうには考えております。

松隈清之委員

委員会視察でいいと思うんですけどね。それで、ほかの常任委員会の委員さんに関しては、それは御案内してこられる方、来てもらってもいいと思うんですが、メディアも含めてね、ほかの方の部分は、私はちょっと別の日だったり、別の時間でやってもらいたいと思うんですよ。

一々そういうのに対応されると、こっちが逆に聞きたいのが聞けなかったりするので、委員会はあくまで委員会で現地調査っていうところで行くので、ほかの議員さんに関しては構わないですけどね、まだ。

例えば、オープンと言われると誰がこられるかわかんないし、大人数でこられていろいろそこで質問とかされても、逆にこっちが説明を受けたいことも受けられないということになっては困るので——あくまで委員会として行くんであればね。

単に、教育委員会が、あそこをオープンにしますと、そのオープンにされるのの中で議員も一般の方も来てくださと言われてるんであればいいけど、あくまで委員会の視察で行くのであれば、そこは分けていただきたいなど。少なくとも、議会とそうでない方については。

日にちは別としても、時間は分けて対応していただきたいなと思います。

古賀和仁委員長

ほかに。

ほかの方どうですか。

ちょっと、暫時休憩します。

午前11時24分休憩



午前11時32分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

お諮りをしたいと思います。

3月31日に、委員会の現地視察を、給食センターの視察を行うことについてお諮りをします。

現地視察をするということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

31日、現地視察をするということで決定しました。

また、4月14日についても現地視察をするということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、これについても決定しました。

なお、3月31日のマスコミ、それから議員に対する対応については、調整を行っていただきたいなと思います。

それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたしました。

このほか、何かあれば受けたいと思います。

小石弘和委員

いや、今、マスコミだけですか。（「マスコミと議員」と呼ぶ者あり）

議員と市民、市民の、要するにその皆さんの対応をどうされるんですか。

園木一博教育次長

現地が、基本的に足場に登って、特に高天井になると7メートル近くの足場を組んだ状況の中で、一般に見ていただくとなると、非常に危険性も高いという判断もあってですね。

まず、当然、議会については現地を見ていただくというのは最低限必要だろうというのと、マスコミ等については、これまでの報道等もあっておりますので、そこまでは私どもとしても一定見ていただく必要性は認識いたしておりますけど、一般の方については、現地の状況、調査の条件等も踏まえますと、そこまで、全面公開という形の公開はちょっと差し控えさせていただきますたいという認識で思っているところでございます。

よろしく願いいたします。

古賀和仁委員長

いいですか。

〔発言する者なし〕

なければ、これについての質問を終わりたいと思います。

〰〰

所管事務調査

古賀和仁委員長

以上で、付託議案の審査は終了しましたが、これ以外に当総務文教常任委員会の所管事項について御意見やお聞きしたいことがありましたら、この際ですのでお伺いをしたいと思います。

〔発言する者なし〕

ないようですので、以上で所管事務についての協議は終了いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成29年3月定例会総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前11時35分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ④

